

各論編

【各論編】

| | |
|--|-----|
| 第1章 施策体系（施策の総合的展開） | 1 |
| 基本方針1 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | |
| (1) 子育て支援社会の実現 | 4 |
| (2) 教育の充実 | 13 |
| (3) 男女共同参画社会の実現 | 19 |
| (4) 健康長寿の推進 | 23 |
| (5) 地域福祉の推進 | 28 |
| (6) 安心できる医療・介護の充実確保 | 35 |
| (7) 防災・減災社会の構築 | 43 |
| (8) 安心して暮らせる水循環社会の確立 | 53 |
| (9) 安全で安心できる暮らしの形成 | 56 |
| (10) 定住人口の拡大 | 64 |
| (11) 魅力ある大学づくり | 69 |
| (12) 人権尊重社会の実現 | 72 |
| (13) 青少年の育成と県民の社会参画の推進 | 78 |
| 基本方針2 活気に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市100計画」 | |
| (14) 商工・サービス業の振興 | 83 |
| (15) 交通ネットワークの整備 | 95 |
| (16) 農林水産業の振興 | 98 |
| (17) 県産品の振興 | 109 |
| (18) 雇用対策の推進 | 113 |
| (19) 外国人材の受入れ支援・共生推進 | 118 |
| (20) 環境の保全 | 121 |
| (21) みどり豊かな暮らしの創造 | 131 |
| (22) 活力ある地域づくり | 134 |
| (23) デジタル化の推進 | 140 |
| 基本方針3 多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる「にぎわい100計画」 | |
| (24) 交流人口の回復・拡大 | 144 |
| (25) 文化芸術の振興 | 149 |
| (26) スポーツの振興 | 153 |
| 施策体系（施策の総合的展開）の82施策とSDGsの17ゴールの相関表 | 157 |
| 第2章 指標一覧 | 160 |
| 第3章 第2期かがわ創生総合戦略の施策との相関表 | 174 |
| 第4章 用語の解説 | 176 |

【各論編】

第1章 施策体系（施策の総合的展開）

| 基本目標 | 基本方針 | 分野 | 施策 |
|-----------------------|---------------------------------|-------------------------|--|
| 「人生100年時代のフロンティア県」の実現 | 1 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | (1) 子育て支援社会の実現 | 1 経済的負担の軽減 2 子育て拠点の充実 3 みんなで子育て |
| | | (2) 教育の充実 | 4 学校教育の充実 5 家庭や地域の教育力の向上 |
| | | (3) 男女共同参画社会の実現 | 6 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築 7 あらゆる分野における女性の活躍推進 8 女性の安全・安心の確保 |
| | | (4) 健康長寿の推進 | 9 健康づくりの推進 10 社会参加の促進と生きがいづくりの推進 |
| | | (5) 地域福祉の推進 | 11 ともに支え合う社会づくりの推進 12 障害者の自立と社会参加の促進 13 高齢者の安全の確保 |
| | | (6) 安心できる医療・介護の充実確保 | 14 安全で質の高い医療の確保 15 医師・看護職員の確保 16 新興・再興感染症等の対策の強化 17 介護サービス等の充実 |
| | | (7) 防災・減災社会の構築 | 18 南海トラフ地震・津波対策の推進 19 大規模な風水害に強いまちづくりの推進 20 危機管理体制の強化 21 防災意識の向上 22 安心につながる社会資本の整備 |
| | | (8) 安心して暮らせる水循環社会の確立 | 23 水の安定供給の確保 24 水循環の促進 |
| | | (9) 安全で安心できる暮らしの形成 | 25 安全な交通社会の実現 26 犯罪に強い社会の実現 27 暮らしにおける安全確保 28 セーフティネットの充実 |

| 基本目標 | 基本方針 | 分野 | 施策 |
|-----------------------|--|---------------------------|--|
| 「人生100年時代のフロンティア県」の実現 | 1 「安全・安心で住みたくなる香川をつくる」 「県民100万人計画」 | (10) 定住人口の拡大 | 29 移住の促進 30 若者の定住促進 31 地域を支える活動の促進 |
| | | (11) 魅力ある大学づくり | 32 県内大学等の充実強化 33 県内大学等との連携強化 |
| | | (12) 人権尊重社会の実現 | 34 人権啓発の推進 35 人権・同和教育の推進 36 人権擁護活動の充実 |
| | | (13) 青少年の育成と県民の社会参画の推進 | 37 青少年の健全育成 38 NPO・ボランティア活動の促進 39 生涯学習の促進 |
| | 2 「活かに満ち挑戦できる香川をつくる」 「デジタル田園都市100計画」 | (14) 商工・サービス業の振興 | 40 企業立地の促進と産業基盤の強化 41 創業や新事業展開の促進 42 特長ある産業の育成・集積 43 デジタル化等による競争力の強化 44 産業の成長を支える人材の育成 45 中小企業の経営支援 46 企業の海外展開の促進 |
| | | (15) 交通ネットワークの整備 | 47 広域交通ネットワークの充実・強化 48 地域交通ネットワークの整備 |
| | | (16) 農林水産業の振興 | 49 農業の担い手の確保・育成 50 農産物の安定供給 51 農産物の需要拡大 52 生産性を高める農業の基盤整備 53 森林整備と森林資源循環利用の推進 54 水産物の安定供給と需要拡大 55 漁業の担い手の確保・育成と生産性を高める基盤整備 |
| | | (17) 県産品の振興 | 56 県産品の販路開拓 57 県産品の認知度向上 58 アンテナショップの充実・強化 |

| 基本目標 | 基本方針 | 分野 | 施策 |
|-----------------------|----------------------------|-------------------------|---|
| 「人生100年時代のフロンティア県」の実現 | 2 「活かに満ちたデジタル田園都市100計画」 | (18) 雇用対策の推進 | 59 安定した雇用の創出と就労支援 60 働き方改革の推進 |
| | | (19) 外国人材の受入れ支援・共生推進 | 61 外国人材の受入れ支援 62 外国人との共生推進 |
| | | (20) 環境の保全 | 63 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 64 持続可能な循環型社会の形成 65 自然とともに生きる地域づくりの推進 66 生活環境の保全 67 環境を守り育てる地域づくりの推進 68 人と動物との調和のとれた共生社会の実現 |
| | | (21) みどり豊かな暮らしの創造 | 69 暮らしを支えるみどりの充実 70 県民総参加のみどりづくり |
| | | (22) 活力ある地域づくり | 71 都市・集落機能の向上 72 活力あふれる農山漁村の振興 73 国際化の推進 |
| | | (23) デジタル化の推進 | 74 地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進 75 デジタルトランスフォーメーションを支えるデジタル人材の育成 |
| | 3 「訪れたい人が行き交い100計画」 | (24) 交流人口の回復・拡大 | 76 観光かがわの推進 77 地域の活性化につながる交流の推進 |
| | | (25) 文化芸術の振興 | 78 文化芸術を担う人づくり 79 文化芸術を育む環境づくり 80 文化芸術による地域づくり |
| | | (26) スポーツの振興 | 81 スポーツ参画人口の拡大 82 競技力の向上 |
| | | | |

分野 1

子育て支援社会の実現

施策

| | |
|---|----------|
| 1 | 経済的負担の軽減 |
| 2 | 子育て拠点の充実 |
| 3 | みんなで子育て |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--|---|---|---|---|------|
| 1 | 子育てにかかる費用の社会的支援が「十分である」「どちらかといえば十分である」と答えた者の割合 | 19.4% (R3年度) | 23.4% | 子育てにかかる費用の社会的支援がどの程度行われているかを示す指標 | 県政世論調査による現況値(R4.6現在)の結果から、毎年度1%増加させることをめざし、目標値を設定する。 | 1 |
| 2 | 保育所等利用待機児童数 | 年度当初 12人 (R5年度) 年度途中 173人 (R4年度) | 年度当初 0人 (R8年度) 年度途中 0人 (R7年度) | 子育て支援の成果を図る指標として保育所等利用待機児童数を把握 | 保育所等利用待機児童の解消をめざす。なお、目標値はR7年度に待機児童数ゼロを達成し、R8年度までゼロを維持するものとして設定する。 | 2 |
| 3 | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 99箇所 | 102箇所 | 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業の実施か所を示す指標 | R6年度までは、各市町の実施予定か所数の積上げにより設定し、R7年度は、R元～R6年度までの実施か所数の伸び率により設定する。 | 2 |
| 4 | 里親等委託率 | 20.9% | 38.0% | 子どもの家庭養育優先に向けた取り組みの成果を示す指標(H28年の児童福祉法改正に伴い、児童虐待を受けた児童等の受け皿として、里親やファミリーホームにおける家庭養育の推進が求められるようになったことによる。) | 各施設等における在籍児童数や里親・施設等による代替養育が必要な子どもの割合の推移、子どもの特性に応じた望ましい措置策に基づく推計をもとに設定する。 | 2 |
| 5 | 家族再統合プログラム実施件数〔累計〕 | 454件 (R2～4年度) | 907件 (R2～7年度) ※目標値に関わらず、プログラム実施の必要性がある場合には、追加実施する | 児童虐待の再発防止のため、児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラム実施数を示す指標 | 直近のプログラム実施実績(R2:133件、R3:169件、R4:152件)の平均値151件を勘案し、R5年度以降も同程度のプログラムの実施が見込まれることを想定し、目標値を設定する。 | 2 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|--------|------------------------------------|----------------------|---------------|--|---|------|
| 6 | かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数〔累計〕 | 1,361組 (H29～R2年度) | 1,730組 | 結婚支援の取組みの成果を示す指標 | H29～R元年度のカップル数の年間平均(約346組)を勘案し、R3年度以降も同程度で増加するものと想定し設定する(R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため除外して設定)。 | 3 |
| 7 * | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕 | 116社 (H28～R2年度) | 120社 | 働きながら子育てしやすい環境整備に取り組む企業等を認証する制度であり、仕事と子育ての両立支援への取組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒23.2社)をベースに、それを上回る年間24社の目標とする。 | 3 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策1 経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

- 本県の出生数は、平成元（1989）年以降1万人を割って推移し、令和4（2022）年は5,802人（概数）となっています。また、合計特殊出生率は1.45（概数）と、人口を維持する水準とされる2.07を大きく割り込んでおり、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。
- 出生率の低下の原因として、子育てのための経済的負担が大きいことを、また、育児をしながら働き続けるために必要だと思える条件・制度として、児童手当など経済的支援の充実や保育料などの負担の軽減を挙げる声が多くなっています。
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由となっています。
- 不妊や不育症に関する相談が多く寄せられており、悩みを抱える方に対する経済的支援が求められています。

〔取り組みの方向〕

1 子育てに伴う経済的負担の軽減

- 各種手当の支給、子どもにかかる医療費の負担軽減、幼児教育・保育の無償化、勤労者福祉資金融資制度などの公的資金貸付制度、高等学校等就学支援金、私立高等学校入学金補助、特別支援教育就学奨励費などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯については、就学前児童の保育料や病児・病後児保育の利用料、児童生徒の教育にかかる費用などの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。
- 本県独自の大学生等への奨学金制度等により、意欲や能力が高い大学生等が経済的理由により修学が困難とならないよう奨学金を貸し付けることで、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸付制度などによる経済的支援を進めます。

2 妊娠期からの支援

- 子どもを持つとする夫婦に不妊治療や不育症治療、がん患者等に対する妊孕性温存治療などへの経済的支援を進めます。
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と各種支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に行う市町への支援に取り組みます。
- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの保護者に対し、治療にかかる医療費の支援を行います。

施策2 子育て拠点の充実

〔現状と課題〕

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じており、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援が求められています。
- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 保育所等では、年度当初から待機児童が発生しており、保育士や放課後児童支援員等の人材不足により受け入れ体制に制約が生じることが主な原因です。市町の実施した子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制を確保する必要があります。
- 晩婚化や出産年齢の高年齢化が進行しており、低出生体重児の割合が減少していないことや、不妊や不育症に関する相談が多く寄せられていることなどから、相談体制の強化など、総合的な母子保健医療対策の充実が求められています。
- 質の高い教育・保育や地域における子ども・子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、子育て支援員など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が重要です。
- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするため、子どもが安心して集い遊べる場を確保する必要があります。
- 児童相談所における児童虐待対応件数は高い水準で推移しており、依然として深刻な状況であり、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援、さらには再発防止の取組み等を推進する必要があります。
- すべての子どもが家庭的な環境のもとで健やかに育つことができるよう、地域における子どもや家庭への支援、里親や児童養護施設等における代替養育など、社会的養育の充実に向けた取組みを推進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- 不妊や不育症で悩む夫婦等に対し、不妊・不育症相談センターにおいて専門知識を有する医師、看護師等による相談指導を行います。
- 妊娠中から産後における健康や感染症への不安、新生児の栄養や乳幼児の食生活の悩みなど、妊娠期や出産期、乳幼児期の育児などにおける不安や悩みを軽減し、余裕と自信を持って出産・育児ができるよう、専用の相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口における相談や、市町の子育て世代包括支援センターなどを通じて、妊娠・出産・子育てに関する正しい情報の提供に努めます。
- 市町や医療機関、関係機関と連携し、妊娠期における妊婦健康診査や保健指導、産後・子育て期における産婦健康診査や産後ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などを行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

- 夜間における小児救急医療体制の確保、夜間の急な病気などについての電話相談の実施、小児救命救急センターに対する支援など小児救急医療体制の整備・充実を図ります。
- 母体が危険な妊産婦や低出生体重児に高度な周産期医療を提供するため、県内2か所の総合周産期母子医療センターや地域の医療機関の新生児集中治療室（NICU）を有効に活用するとともに、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートなどを行う市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

2 就学前の教育・保育の充実

- 就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実できるよう、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 保育所等利用待機児童発生 of 主な理由は保育士不足であることから、保育士資格の新規取得者向けの支援や、保育士人材バンクにおける就職・復職支援、派遣保育士の派遣等により、保育施設における必要な人材確保を支援します。

3 地域における子ども・子育て支援の充実

- 各市町が地域ごとのニーズに応じて、創意工夫を凝らした事業を計画的に実施できるよう、本県独自の支援制度「第3期かがわ健やか子ども基金事業」などにより支援します。
- 利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など、すべての子育て家庭や子どもを対象にした、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援について、量・質両面にわたり充実を図ります。
- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう新・放課後子ども総合プランを推進します。
- 子育て支援NPOや子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、オンライン会議や、SNSなども活用しながら、子育て支援に関する情報提供や、子どもや家庭に関するさまざまな悩みや不安についての相談・援助活動の充実を図ります。
- 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国の適切な運営を図るなど、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。
- 障害のある子どもへの支援を図るため、地域の療育支援体制の充実、発達障害児への支援、特別支援教育の推進などとともに、医療的ケア児やその家族等が住み慣れた地域で生活できるように保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野と連携し、総合的な支援に取り組みます。
- 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、市町や関係機関と連携し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。
- ヤングケアラーの子どもやその家族への支援を図るため、市町、学校、地域の福祉関係者など関係機関との連携を強化し、相談や必要な福祉サービスにつなげるなどの取組みを推進します。

4 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育や地域における子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育、地域での子育て等を担う人材の確保と資質の向上を推進します。
- 保育士資格取得者の確保、就労継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職の支援など、必要な支援策を講じます。
- 保育士、幼稚園教諭等に対する研修の充実や幼児教育スーパーバイザー派遣による専門性と資質の向上、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、就学前教育関係部局の連携を図ります。
- 職員の処遇改善や感染症対策への支援などの労働環境への配慮や保育所、認定こども園等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を図ります。

5 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

- 児童虐待防止対策の充実に向け、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町、医療機関、学校、警察など関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもや家庭を支援する体制の充実を推進します。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、市町や医療機関などと連携し、妊娠中から相談支援を行うとともに、養育支援を必要とする家庭を把握し、子育て支援につなげます。
- 児童虐待の再発防止のため、医師等の専門家と連携し、児童虐待を行った保護者等に対する指導・支援の強化を図ります。
- 児童相談所は、在宅指導、一時保護、里親や施設等への措置を行った後の家族再統合支援など、さまざまな機能を担っていることから、これらを効果的に行えるよう、児童福祉司や児童心理司の一層の専門性向上を図るとともに、環境整備を図ります。
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する支援を行うとともに、児童虐待等の理由から、実の親による養育が困難または適当でない場合には、その子どもの最善の利益を考慮し、できるだけ家庭的な環境のもとで代替養育を行います。

施策3 みんなで子育て

〔現状と課題〕

- 晩婚化・晩産化の進行や未婚率の上昇が出生数の減少に影響を与えていることから、結婚を希望する男女の出会いの機会の提供や、結婚を応援する機運を高める取組みを行う必要があります。
- 県内企業の育児休業制度の女性の利用率は9割を超えているものの、男性の利用率は1割弱に留まっています。また、出産・育児を理由に離職を余儀なくされる女性は依然として多い状況です。このため、働きながら子育て等がしやすい環境整備を図り、仕事と家庭生活の両立支援をより一層推進するとともに、子育てのために退職した人の再就職の機会を確保する必要があります。
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現する必要があります。
- ひとり親家庭が自立し、安心して子どもを育てる環境づくりが必要です。また、障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための支援の充実を図る必要があります。
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりとともに、子どもが心身に深い傷を残す性犯罪等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要です。また、子どもの非行を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要があります。
- ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、ネット・ゲーム依存対策は、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 社会全体で子どもを育む機運の醸成

- 誰もが助けを得て子育てができる社会の実現を図るため、官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組みを進めます。
- これから結婚を迎える若い世代が、早くから結婚・妊娠・出産・子育てを含んだ人生設計を考えることができるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組みなど、結婚・妊娠の正しい知識の普及啓発を図ります。
- 男性の家事・育児参画の促進に取り組むとともに、県内経済団体とも連携して、働き方改革や、結婚・子育てを応援する機運の醸成に努めます。

2 仕事と家庭生活の両立支援

- 県内の企業等に対して、働き方改革推進アドバイザーを派遣し、働き方改革の取組みを促すとともに、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に認証マークを交付するほか、男性の育休取得を促進するための支援を行うなど、仕事と家庭生活の両立をはじめ、誰もが働きやすい職場環境づくりの機運の醸成を図ります。
- 働く女性が、希望に応じた働き方ができるよう、職場におけるキャリア形成の支援や、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めるほか、他の模範となる企業の表彰や先進事例の発信などを通じて子育てや介護をしながらでも安心して継続就業できる環境づくりを促進します。
- ニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化を図るとともに、「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、多様な就労ニーズに応じた新規就業支援を、県内企業の人材確保拠点である「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」において、正規雇用に向けたマッチング支援を行います。

3 結婚を希望する男女の応援

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点である「かがわ縁結び支援センター（E N-M U S Uかがわ）」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業や登録企業・団体等が実施する婚活イベントの支援等に取り組みます。
- かがわ縁結び支援センターの利便性の向上や独身者を対象としたセミナーの開催等による支援体制を充実することで、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出に努めます。
- 市町や企業、団体と連携し、独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報提供等を行うことにより、結婚を希望する男女を応援する機運づくりに努めます。

4 困難な環境にある子どもや家庭への支援

- ひとり親家庭が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談・情報提供機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援に努めます。
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援により、子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、行政、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる体制を構築します。

5 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり

- 企業、店舗、施設に地域の子育て支援の協力を求めるとともに、公共的施設などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進します。また、感染症の感染拡大防止対策にも配慮しながら、子どもが安心して集い遊び・学べる場の確保や、自然とふれあえる場などの環境整備を進めます。

- 犯罪や交通事故から子どもを守るため、地域と連携して通学路の見守り活動や交通安全対策等に取り組み、安全で安心できるまちづくりを推進します。
- 子どもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実させるとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、学校、家庭、地域における情報モラル教育を推進します。

6 ネット・ゲーム依存対策の推進

- ネット・ゲーム依存対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要があることから、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、依存症となった場合の進行予防、再発予防のための適切な医療を提供できる人材の育成など総合的な対策に取り組めます。
- ネット・ゲーム依存症を治療できる医療提供体制の充実を図り、拠点となる医療機関を中心とした医療提供体制の構築に取り組めます。
- 子どもたちのネット・ゲーム依存の実態を把握するとともに、児童生徒や保護者に対する周知啓発や家庭におけるルールづくりの促進などの予防対策に取り組めます。

分野 2

教育の充実

施策

| | |
|---|--------------|
| 4 | 学校教育の充実 |
| 5 | 家庭や地域の教育力の向上 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|----------------------------------|---|--|---|--|------|
| 8 | 「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と答えた児童生徒の割合 | 小学校5年生 69.7% 中学校2年生 57.5% | 小学校5年生 77% 中学校2年生 65% | 授業を児童生徒がどの程度理解できているかを示す指標 | 過去10年間の推移を見ると、小学校5年生は最低値がH23年度の69.3%、最高値がH29年度の74.4%、中学校2年生は最低値がH23年度の51.4%、最高値がH30年度の61.8%である。R7年度に小学校5年生及び中学校2年生が最高値を3ポイント程度上回ることをめざす。 | 4 |
| 9 | 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 | 小学校 71.8% 中学校 62.9% 高等学校 80.7% 特別支援学校 66.7% (R3年度) | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100% | 授業を担当している教員に対し、ICT活用指導力の実態の状況を明らかにした調査 | 児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、すべての教員のICT活用指導力の向上をめざす。 | 4 |
| 10 | 保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数 | 23回 | 75回 | ネット・ゲーム等の適正利用を啓発する指導員を派遣し、保護者が学びあう機会を提供する取り組みの成果を示す指標 | コロナ禍前の過去5年間 (H27年度～R元年度)の派遣数の最高値(73回)以上の75回をめざす。 | 5 |
| 11 | 地域学校協働本部等整備率 | 51.6% | 60.3% | 学校・地域・家庭をつなぐ体制が整っていることを示す指標 | R7年度にR2年度の全国平均60.3%をめざす。 | 5 |

施策4 学校教育の充実

〔現状と課題〕

- 社会が急激に変化し、複雑で予測困難なこれからの時代においては、子どもたち一人ひとりがさまざまな変化を柔軟に受け止め、主体的に向き合っていて関わり合い、その過程を通して、みずからの可能性を発揮し、社会の創り手として必要な資質・能力を育成することが重要です。
- 1人1台端末などのICT環境が整備されてきており、ICTを効果的に活用した教育が求められています。
- 近年、障害により教育上特別な支援を必要とする子どもが増加する傾向にあることから、特別支援教育の重要性はますます高まっており、子どもの状況に応じた学びの場の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の自己有用感が全国平均よりも低い傾向にあるため、長期的な視点に立ち、意図的、計画的な体験活動や人間関係を醸成する活動を通して、豊かな心をはぐくむ必要があります。
- 学校におけるいじめや暴力行為などの問題行動の状況は、教職員による粘り強い指導などにより改善傾向にあるものの、不登校や虐待の増加など、学校だけで解決が難しい現状があり、こうした課題に適切に対応する必要があります。
- 自他の違いや多様な個性を認め合うことができる子どもを育成するための教育を教育活動全体を通じて推進していく必要があります。
- 子どもの体力は、30年前と比較すると低い水準にあることや、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が指摘されています。
また、新興・再興感染症や、肥満・痩身、アレルギー疾患の増加など、多くの健康への課題について対応が求められています。
- 食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校給食の活用など、学校教育活動全体を通じた総合的な食育を推進する必要があります。
- グローバル化の進展や技術革新などにより、予測が困難な時代となっている中、子どもたちが未来を生きていくために必要な資質・能力（グローバル社会への対応、郷土の理解、イノベーション創出力など）を、学校と社会が連携・協働しながら育成する必要があります。
- ベテラン教員の大量退職が今後数年間は継続する一方で、教員を志望する者が減少傾向にあることから、意欲と熱意を持った人材を確保するとともに、教育の質の向上につながる効率的な研修の推進を図る必要があります。
- 多くの教員が長時間勤務に陥っている状況にあることから、教員がゆとりと教職への誇りを持って、子どもたちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができるよう、学校における働き方改革を進める必要があります。
- 少子化の進展などにより、これまでの体制で部活動を運営することが難しくなっていることから、学校と地域との連携・協働により生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。

- 私立学校は、少子化による園児・生徒数の減少など、厳しい状況の中、健全な学校経営を確保しながら、それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに対応した特色ある教育内容を充実していく必要があります。また、経済的理由により生徒の修学機会が失われることがないように、引き続き、私立高校・専門学校の学納金負担軽減を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- 個を活かす協働的な学びの推進や、教員の専門性を生かした魅力的な授業づくりのために、義務教育段階における少人数学級の実施や小学校高学年における教科担任制の拡充による指導体制の充実を図ります。
- 児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力などの育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に努めます。
- 学校教育などで培われた読解力は、生涯にわたる学びの基盤となるため、授業の中で言語活動の充実を図るとともに、家庭や関係機関と連携し、子どもの自主的、自発的な読書活動などを推進することにより、読解力の向上に努めます。
- 1人1台端末などのICT環境を生かし、デジタル教科書・教材なども取り入れ、ICTを効果的に活用した学習活動の充実を図ります。
- 社会の変化に適切に対応できる人材の育成をめざし、英語力を高める教育活動を充実させるほか、情報活用能力などの育成を図ります。
- 「香川県就学前教育振興指針」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進め、幼稚園教諭などに対する研修の充実や就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るなど、幼児期の教育の充実に努めます。
- 発達障害を含む障害により教育上特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校、学級において、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進します。
- デジタル化を通じて学校における業務の簡素化・効率化を推進することにより、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保を図ります。

2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

- 規範意識や自己有用感を基盤として、自他の生命を大切にできる心など、子どもの権利を尊重しながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成に努めます。
- いじめや暴力行為などの問題行動、不登校やネット・ゲーム依存の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、共感的、積極的な指導に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを効果的に活用するとともに、家庭、地域、関係機関が一つのチームとなって、課題解決を図る体制づくりに取り組みます。
- 学校においてヤングケアラーの早期発見と状況把握に努め、福祉機関などと連携し、適切な支援につなげます。

3 すこやかな体をはぐくむ教育の推進

- 子どもたちの運動への関心やみずから運動する意欲、運動の技能や知識などを培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成します。
- 調和のとれた望ましい生活習慣の確立を図るとともに、みずからの健康課題を認識し、状況に応じた的確な判断のもと正しい行動を選択できる力を身につけることにより、すこやかな心と体を兼ね備えた児童生徒を育成します。
- 食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることができるよう、地場産物を使用した学校給食を教材として活用するなど、学校教育全体を通じて計画的かつ体系的に食育を推進します。

4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

- ふるさと香川に対して理解を深め、郷土を愛し、大切にし、さらに継承発展させようとする意欲や態度を養います。
- 予測困難な社会に柔軟に対応できる人材の育成をめざし、異なる価値観をもつ人々との多様で豊富なコミュニケーションの機会を確保するとともに、地域の自治体や大学、企業などと連携・協働しながら、地域課題の解決を考える探究的な学びの充実を図ります。また、これらの取組みを支える、言語能力、情報活用能力や、選挙権の行使をはじめ社会に参画する力などの資質・能力の育成を図ります。
- 児童生徒が夢や希望を持って、みずからの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成するとともに、地域との関わりの中で自身の世界観を広げていけるよう、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進に努めます。

5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

- 県立高校や特別支援学校における施設・設備など教育環境の整備に努めます。
- 高校生に対する奨学金の貸与をはじめとする修学支援などの着実な実施により、経済的な負担の軽減に努めます。
- 関西会場での面接試験の実施や、推薦制度や加点申請制度の導入など、受験機会の確保や受験者の負担軽減を図る多様な採用試験を実施することで、意欲と熱意を持った教員の確保を図ります。
- 教育の質の向上を実現するため、ベテラン教員などの優れた指導技術などを継承するとともに、研修履歴などを活用しながら、教育者としての専門的な知識・技能や多種多様な課題に適切に対応できる能力を備えた教員を養成するための研修などに取り組みます。
- 勤務時間管理の徹底や学校や教員が担う業務の明確化、適正化を図るとともに、部活動のあり方など学校の組織運営体制のあり方の見直しや学校業務のデジタル化、教職員への意識啓発などにより、学校における働き方改革を着実に推進します。
- 学校部活動の地域連携・地域移行が、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術に親しめる環境につながるよう、地域の実情に応じた部活動改革に取り組みます。

6 私学の振興

- 公立学校とともに本県学校教育の一翼を担う私立幼稚園・中学校・高校に対し、教育条件の維持向上や園児・生徒の減少期に対応した学校経営の健全化、多様な選択の対象となる特色ある学校づくりを促進し、時代のニーズに対応した教育の充実が図られるよう総合的に支援します。
- 専修学校・各種学校については、教育内容の普及・啓発や高校、経済界などとの連携を促進するとともに、時代のニーズに対応した実践的な職業教育や専門教育の充実が図られるよう支援します。
- 授業料や入学金の減免制度などにより、私立高校・専門学校に在籍する低所得世帯の生徒に対する学納金負担の軽減を図ります。

施策5 家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族との愛情に満ちたふれあいを通して、心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っていますが、家庭や家族を取り巻く社会の変化の中で、地域から孤立しがちな家庭や、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増えるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 子どもたちは、地域における交流活動、スポーツ、遊びなどを通じ、異年齢の子どもや異世代の人々とかかわることで、自主性、創造性、社会性などを身につけていきますが、近年の都市化や核家族化、少子化、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもたちが日常生活の中で社会のルールや人間関係のあり方を学ぶ機会が少なくなるとともに、地域の教育力の低下が指摘されています。

〔取組みの方向〕

1 家庭の教育力の向上

- 家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、保護者や県民の理解を深めるため、「家庭教育啓発月間」を中心とした積極的な広報啓発活動に努めます。また、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の一層の充実を図ります。
- 家庭教育に不安を持つ保護者に対し、電話相談や面接相談など、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、各種相談機関との連携に努めます。
- 保護者が子どもとともに成長し、安心して家庭教育ができるよう、保護者同士や学校、関係機関などとの関係づくりを支援する人材を育成します。

2 地域の教育力の向上

- 子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、すこやかでたくましく成長できるよう、地域住民や団体などがそれぞれの強みを生かし、協力しながら、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図ります。
- 地域住民が家庭や学校と連携・協働して、子どもや保護者を対象とする体験活動や交流活動の機会を提供できるよう、その活動の支援や人材の育成に努めます。また、地域の中で子どもたちを見守り、はぐくむために、放課後などに安全で安心して活動できる居場所づくりを推進します。

分野 3

男女共同参画社会の実現

施策

| | |
|---|------------------------|
| 6 | 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築 |
| 7 | あらゆる分野における女性の活躍推進 |
| 8 | 女性の安全・安心の確保 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|---|-----------------|------------|--|---|------|
| 12 | 社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合 | 11.1% | 20% | 社会全体における男女の地位について、「平等」と答えた者の割合で、男女の平等感を示す指標 | R元年度の意識調査の伸び率は3.7%であり、この伸び率を維持すると18%であるが、国においても更に積極的に取り組むとすることから、20%を目標として設定する。 | 6 |
| 13 | 県の設置する審議会等の委員に占める女性の割合 | 37.4% | 40% | 県の設置する審議会等の委員に占める女性の割合で、県政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画推進について示す指標 | 県では、第3次かがわ男女共同参画プランにおいて、R2年度末までに40%以上を目標として取り組んできたが、未達成であり、引き続き目標として掲げ取り組みを進める。 | 7 |
| 14* | 「かがわ女性キラサボ宣言」登録企業数〔累計〕 | 175社 (H28～R2年度) | 180社 | 働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言であり、女性活躍推進事業の取り組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒35社)をベースに、それを上回る年間36社の目標とする。 | 7 |
| 15 | 県防災会議の女性委員比率 | 18.3% | 30% | 防災分野の政策決定過程における女性参画の割合を示す指標 | 国の第5次男女共同参画基本計画において、防災・復興における男女共同参画の推進として、都道府県の防災会議委員に占める女性委員の割合について、R7年度までに30%を目標としていることから、毎年度、段階的に増加させ、30%をめざす。 | 8 |
| 16 | 配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相談先について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた者の割合 | 26.1% | 18.2% | 配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者に、相談先について聞いたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた者の割合で、相談先の認知度を示す指標 | R元年度の意識調査結果(36.4%)の半分の割合をめざす。 | 8 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策6 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

〔現状と課題〕

- 本県では、男女の地位の平等感について、令和3（2021）年度に実施した香川県県政世論調査によると、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。
- 男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。
- 男女共同参画社会を実現するためには、学校、家庭、地域などにおいて、人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解を深める必要があります。
- 男女それぞれが、みずからの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるよう、キャリア教育の推進や生涯学習を促進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

- 男女共同参画の視点に立ち、男性の家事・育児などへの参画をはじめ、社会制度や慣行に不平等な役割分担が認められる場合には、これらの制度や慣行を見直す意識の定着に向けて、また、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、あらゆる機会と媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」にとどまらず、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであるという考えのもと、人権尊重を基盤とした広報・啓発に取り組めます。

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 学校教育においては、一人ひとりが豊かな人権感覚を持つとともに、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深めることで、課題解決のための意欲や態度を高め、積極的に行動できるよう人権教育の推進に努めます。
- また、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育て、自己の個性を理解し、将来の社会的、職業的自立の基盤となる資質、能力、態度を育成します。
- 男女ともに個性と能力を十分に発揮し、多様な選択を可能にするために、一人ひとりが、みずからの意思で、いつでも自由に学習機会を享受することができるよう必要な学びの支援を行います。

施策7 あらゆる分野における女性の活躍推進

〔現状と課題〕

- 将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するため、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画し、女性の活躍が進むことは重要であり、審議会委員や、行政の管理職への女性の登用のみならず、企業や各種団体などにおける意思決定過程への女性の参画を推進する必要があります。
- 本県では、全国と比べて、妊娠・子育て期を通じて就労する女性の割合は高いものの、依然として、この時期に退職したり、就業を中断したりする女性は少なくないため、ワーク・ライフ・バランスの実現や雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を通じて、働く女性の活躍推進が求められています。
- 人口減少や少子高齢化が急速に進行するなか、農林水産業、地域コミュニティ、科学技術など、あらゆる分野において女性の活躍を推進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 令和7（2025）年までに、指導的地位に女性が占める割合が30%を超えるよう、各分野の取組みを進めるとともに、県の審議会等委員への女性の参画については、40%以上になるよう、男女を問わず、人材を幅広く活用するという観点から適任者の登用を進めます。
- 男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されるための取組みを進めます。

2 女性の活躍推進

- 男女がともに仕事と家庭生活を両立し、地域社会にも参画することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、子育てや介護支援の充実を図ります。
- 他の模範となる企業の表彰や先進事例の情報発信、企業経営者や管理職の働く女性の活躍に対する意識改革など、女性の職業能力が一層発揮できる環境づくりに向けた支援を行います。
- 農林水産業、地域コミュニティ、科学技術、デジタルなどの分野をはじめ、女性の活躍が期待されるあらゆる分野において、リーダーの養成や環境づくりを通じて、女性の参画を推進します。

施策8 女性の安全・安心の確保

〔現状と課題〕

- 東日本大震災においては、一部の避難所で衛生用品等の生活必需品が不足するなど、男女のニーズの違いを把握できていないところも見られたほか、性別による固定的な役割分担意識が強くなり、食事準備が女性に集中するなど、さまざまな課題が明らかになりました。このため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。
- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの心身の回復のための取組みや自立に向けた支援等を推進し、暴力の根絶を図ることが必要です。

〔取組みの方向〕

1 防災における男女共同参画の推進

- 地域防災計画や、避難所運営マニュアルなどに、男女共同参画の視点を明確に位置づけます。
- 自主防災組織や消防団への女性の加入促進を図り、防災の現場における男女共同参画を推進します。
- 避難所運営に男女ともにリーダーとして参画し、性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、女性特有のニーズを的確に把握し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

2 女性へのあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を徹底させるとともに、関係機関と連携しながら、配偶者などからの暴力や性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメントなど暴力のさまざまな形態に応じた防止対策や自立支援に取り組めます。
- 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」や香川県配偶者暴力相談支援センターなどにおいて、心身両面からの被害者支援などに取り組めます。

分野 4

健康長寿の推進

施策

| | |
|----|--------------------|
| 9 | 健康づくりの推進 |
| 10 | 社会参加の促進と生きがいづくりの推進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--------------------|--|----------------|--|--|------|
| 17 | がん検診受診率 | 胃: 45.1% 肺: 54.0% 大腸: 47.9% 子宮: 48.8% 乳: 52.2% | 55%以上 (毎年度) | 早期発見・早期治療に欠かせないがん検診について、国が定める5種類のがん検診の受診率を示す指標 | 本県の受診率が全国平均よりも高い現状を踏まえ、国民生活基礎調査による国の目標値(50%以上)を上回る受診率55%以上をめざす。 | 9 |
| 18 | 特定健康診査の実施率 | 55.8% (R3年度) | 70%以上 (毎年度) | 生活習慣病の危険性が高いメタボリックシンドロームを早期に発見する手段である特定健康診査の受診率を示す指標 | 国が設定した目標値(70%以上)に沿って、健診が不要またはどうしても受けられない人などを除いた7割をめざす。 | 9 |
| 19 | 高齢者いきいき案内所相談件数〔累計〕 | 3,160件 (H28～R2年度) | 3,300件 | 地域活動に関心を持つ高齢者を活躍の場へ案内する「高齢者いきいき案内所」の活用状況を示す指標 | H27～R元年度の平均相談件数(約652件)を基礎として、R3年度から毎年度660件の相談件数をめざす(R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため除外して設定)。 | 10 |

施策9 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

- 本県の死亡原因の1位であるがんは、40歳代から罹患する人が増加し、40歳代では死亡原因の約3割、50歳代では約4割を占めていることから、働き盛りの世代への対策が課題となっています。また、本県の死亡原因の2位は心疾患、4位は脳血管疾患であり、要介護状態の原因疾患は脳卒中の割合が高いことから、循環器病予防等に取り組む必要があります。さらに、全国の中でも受療率が高い糖尿病は、重大な合併症を引き起こす恐れがあることから、発症予防とあわせて重症化防止対策を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控えることなどから、運動機能の低下や生活習慣病の悪化が懸念されるため、感染症の流行に関わらず、健康づくりに取り組める環境づくりに努める必要があります。がん検診や特定健診の受診、必要な受診を控えることにより、病気の発見が遅れたり、病状が悪化したりが懸念されるため、適切な受診についての周知・啓発が必要です。
- たばこは、がんや慢性閉塞性肺疾患（COPD）を引き起こす原因と言われており、受動喫煙防止対策とあわせて、禁煙支援を進める必要があります。
- 県民の野菜摂取量の不足、若い世代の朝食の欠食、働き盛りの男性の肥満等、栄養の偏りや運動不足などの問題のある生活習慣については、早急に改善を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症や結核、インフルエンザ、O157、感染性胃腸炎、蚊やマダニ媒介感染症など、さまざまな感染症に対する予防対策を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症などの影響により、多くの県民が不安やストレスを抱えて生活していることが推測され、こころに不安を抱えている方に早期に身近な人が関わり、相談や支援につなげることが必要です。
- 本県では、2,500g未満低出生体重児の割合は減少していません。適正体重の子どもが増加するよう、妊娠前、妊娠期の健康づくりを行うとともに、乳幼児期からよい生活習慣を形成する必要があります。
- 高齢者がいつまでもいきいきと生活していくためには、介護予防が重要です。高齢者の運動機能や栄養状態等の心身機能の改善だけでなく、日常生活における活動や社会参加を促し、生活の質の向上をめざすことが求められています。
- 本県では、むし歯のある子どもや、歯肉に炎症所見がある中高生の割合が全国平均を上回っており、また、50歳代以降では進行した歯周炎を有する者が半数以上を占めるなど、年齢に応じた歯科保健対策が必要です。さらに、60歳代の約3割は咀嚼機能が良好でないことから、歯の喪失防止とともに、おいしく食べる、楽しく話すなどの口腔機能と生活の質の向上が求められています。

〔取組みの方向〕

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- 生活習慣病の発症予防のため、地域や職域の関係機関・団体、医療機関、学校等と連携し、幅広い年齢層に対して、食習慣の改善や運動習慣の定着、健診の受診を中心とした健康づくりを支援します。
- 小児生活習慣病予防健診により、各家庭や学校、市町等と連携して、子どもの頃から家族ぐるみの生活習慣の改善を推進するとともに、特に働く世代の糖尿病対策を進めるため、医療保険者や医療機関等と連携して、特定健診の受診率向上による早期発見・早期治療及び適切な保健指導による重症化防止の取組みを進めます。
- がん対策の推進を図るため、医療等の専門家、企業、県民等と連携し、総合的・計画的な取組みを進めます。また、がん検診の受診率向上を図るための啓発や受診促進対策、さらには、治療と就労、社会参加等との両立を支援するなどがんになっても安心して暮らせるための環境づくりなどに努めます。
- 循環器病対策の推進を図るため、循環器病の予防や医療、福祉サービスまでの幅広い対策を総合的・計画的に進めます。
- 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまうことや、医療機関や健診・検診会場では感染防止対策がとられていることを伝え、適切な受診についての周知・啓発に取り組みます。
- 受動喫煙を防止するため、禁煙を実施する施設の認定を進めるとともに、禁煙の意志がある人に対して、情報提供や医療機関への受診を促すなど、禁煙への取組みを支援します。

2 食育の推進

- 心身ともに健やかな生活を実現するため、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、各年齢層において健全な食生活が実践できるよう、家庭、地域、学校、保育所、関係団体、生産者、企業などと連携し、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。
- 健康関心度等の程度に関わらず、誰もが自然に健康になれるよう、飲食店や企業、関係団体等と連携し、健康に配慮したメニューの提供など、健康的で持続可能な食環境づくりに取り組みます。

3 結核・感染症予防の推進

- 結核などの感染症に関する正しい知識や予防対策の普及に努めるとともに、発生動向の収集・分析及び情報の提供により感染症の発生・拡大を防止し、感染症予防対策を推進します。また、感染症分野の専門人材を育成するなど、感染症対応能力を強化します。

4 こころの健康づくり

- 精神保健福祉センターや保健所などの相談体制の充実や、市町、民間団体への支援を行うことで、新型コロナウイルス感染症などの影響により、こころに不安を持った方が相談しやすい環境の整備を図ります。

- 身近な人が、自殺のサインに気づき、見守り、声かけを行い、必要な相談機関につなぐことができるための普及啓発に取り組みます。

5 次世代の健康づくり

- 妊婦や乳幼児の異常を早期に発見し、適切な指導を行ううえで大切な早期の妊娠届出の推進、妊婦健診の受診勧奨、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の受診率向上に努めます。
- 市町、学校、関係機関との連携を図りながら、子どもの頃からの生活習慣や心身の健康づくりに対する意識啓発に努めるとともに、運動に積極的に取り組み、心身ともに健康で元気な子どもの育成を推進します。

6 高齢者の健康づくり

- 市町が地域の実情に応じた介護予防事業を実施できるよう、市町、関係機関等と連携して効果的な介護予防事業のあり方を検討するとともに、研修の実施や適切な助言、先駆的な取組みの紹介など必要な情報提供により、市町を支援します。

7 歯と口腔の健康づくり

- 乳幼児期から学齢期までの歯科健康管理を推進するため、望ましい生活習慣やフッ化物の適切な応用方法等の歯科口腔保健に関する知識を普及するとともに、成人期における歯周病の重症化や歯の早期喪失を予防するため、歯科健診の受診率向上を図るなど、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 口腔機能の低下が心身の虚弱を招き、要介護状態に進むおそれがあることから、その予防や改善の方法について広く普及啓発します。
- 8020運動を推進するため、市町、関係団体・機関と連携し、充実した歯科保健サービスや質の高い歯科医療が提供できる環境づくりを進め、総合的な歯科保健対策に取り組みます。

施策10 社会参加の促進と生きがいのづくりの推進

〔現状と課題〕

- 今後、本県全体の人口が減少していく中で、生産年齢人口の割合は減少する一方、高齢者人口の割合は増加すると予測されています。高齢者は、超高齢社会を支える貴重なマンパワーとして、その豊かな経験、知識、技能を生かし、地域社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。
- 高齢者がさまざまな役割を担うことによって社会とのつながりを得るために、社会参加のきっかけや機会がない高齢者への情報提供や地域で活躍できる人材の育成などを行い、ボランティアや地域活動等への参加を促進する必要があります。
- 高齢者が目標や生きがいを持って積極的に社会参加することは、地域の活力を維持するだけでなく、高齢者自身の健康維持にもつながることから、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境を整備する必要があります。
- 就労意欲を有する高齢者が、長年培った知識や経験を生かし、社会の支え手として働き、活躍し続けることができるよう、就業機会の確保が求められています。

〔取組みの方向〕

1 高齢者の社会参加の促進

- 生きがいのづくりや健康づくりを積極的に進めるほか、子どもの見守りなどの地域の防犯活動など地域を支えるさまざまな地域貢献活動を行っている老人クラブを支援します。
- 長年培った豊かな経験や知識、技能を地域のために生かしたいと考えている高齢者に活躍の場の情報提供を行い、活躍の場へ案内する「高齢者いきいき案内所」の認知度を高め、効果的に活用します。
- 高齢者の多様な生き方に応じた就業機会の確保を支援します。

2 生きがいのづくりの環境整備

- 高齢者が知識や教養を身につけながら、みずからの健康と生きがいのづくりを図るとともに、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成する「かがわ長寿大学」の運営を支援します。
- 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加を支援するほか、県民スポーツ・レクリエーション祭への高齢者の参加を促進し、総合型地域スポーツクラブの普及啓発やクラブの活動が活性化されるよう支援するなど、高齢者の生涯スポーツの機会を拡充します。
- 高齢者が、長年培った知識や経験を生かし、生きがいをもって働くことができるよう、就労環境の整備について周知・啓発に努めます。

分野 5

地域福祉の推進

施策

| | |
|----|-----------------|
| 11 | ともに支え合う社会づくりの推進 |
| 12 | 障害者の自立と社会参加の促進 |
| 13 | 高齢者の安全の確保 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|----------------------------|---------------|-----------------|--|--|------|
| 20 | 認知症サポーター養成数 | 119,917人 | 130,000人 | 地域で認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターの養成数 | 認知症高齢者数の増加が見込まれるため、第8期香川県高齢者保健福祉計画の目標値であるR5年度12万人を勘案し、引き続き認知症サポーターの増加をめざす。 | 11 |
| 21 | 障害者就業・生活支援センターに登録した障害者数 | 1,838人 | 1,896人 | 障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、身近な地域において必要な指導、助言を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、登録者数の増加をめざす。 | R3～5年度については、過去5年間の平均から積算した「かがわ障害者プラン」の数値や登録実績を参考に積算し、その後のR6～7年度についても同様に見込んだ。 | 12 |
| 22 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成者登録数 | 224人 | 281人 | 障害者を支える人材の育成を行い、障害者の安心・安全な生活を支える環境の整備の状況を示す指標として、専門性の高い意思疎通支援を行う者として登録された数の増加をめざす | R3～5年度については、過去5年間の平均から積算した「かがわ障害者プラン」の数値や登録実績を参考に積算し、その後のR6～7年度についても同様に見込んだ。 | 12 |
| 23 | 高齢者人口10万人当たりの交通事故による高齢者死者数 | 7.9人 (R4年) | 7.4人以下 (R7年) | 高齢者の交通事故抑止対策の成果を示す指標 | H27～R元年の平均値(10.4人)を基に、全国の高齢者交通事故死者数のH27～R元年の平均減少率(▲5.6%)を年毎に乗じて算出。 | 13 |

施策11 ともに支え合う社会づくりの推進

〔現状と課題〕

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活支援の体制を整備することが必要です。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などの増加とともに、現役世代においても、雇用形態の変容や価値観の多様化などに伴い、地域や家庭での相互扶助機能の低下が懸念されており、地域全体で互いに支え合う包括的な支援体制づくりが求められています。
- ひきこもりの長期化・高年齢化の傾向がみられており、個人や家族の力だけでは解決することが困難であることから、社会全体で支援していく必要があります。
- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域でその人らしく生きがいを持って生活し、積極的に社会参加できるよう、地域社会のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 認知症は誰でもなりうるものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい理解の普及・啓発や見守り、医療・ケア体制を充実させる必要があります。
- 認知症等により判断能力が不十分となった高齢者の権利を守るための取組みを進める必要があります。
- 家庭や施設における高齢者虐待を防止するため、早期発見及び支援のための体制を強化する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 地域の支え合いによる福祉の推進

- 一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭などを支援するため、市町や関係団体などと連携して、地域で声かけや見守りができる体制整備を進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、高齢者などが集まりやすい通いの場づくりや、日常生活上の移動が困難な高齢者向けの移動支援事業に取り組む市町への支援など、多様な生活支援サービスの充実を促進します。
- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、公的サービスの狭間にある人を支援するため、地域住民やボランティア、県・市町社会福祉協議会などの多様な活動主体による地域活動と連携し、地域において自助・共助・公助が相互に連動するようなネットワークづくりを促進します。
- 地域福祉活動への住民参加を促進するため、さまざまな情報提供や参加のきっかけづくりを推進するとともに、活動の中心となる住民リーダーの養成など、地域福祉の担い手の育成に努めます。
- ひきこもりの本人・家族が、身近なところで、効果的な相談支援につながるために、地域でひきこもり支援を行う人材を育成するとともに、多様な支援の提供に努めます。

2 みんなにやさしいまちづくりの推進

- 障害者、介護の必要な高齢者、妊産婦など、移動に配慮を必要とする者が安心して障害者等駐車場を利用できる「かがわ思いやり駐車場」制度を適切に運用し、各種の施設やサービス、情報など多方面にわたるユニバーサルデザインの普及を図ることにより、みんなにやさしいまちづくりを推進します。

3 認知症施策の推進

- 認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を市町と協力して進め、サポーター等によるチーム活動を推進するとともに、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう本人と共に普及啓発するなど、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーの取組みを推進します。

特に、認知症の初期の段階から、認知症の人本人とそのご家族の心理面・生活面の支援を目的に、認知症サポーターが地域で暮らす認知症本人やご家族の困りごとなどの支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」を設置する市町を支援します。

- 通いの場に専門職を派遣するなど、認知症予防に効果があるとされる運動・栄養・社会交流による認知症予防を推進するとともに、認知症や認知症ケアに対する正しい理解の促進を図ります。
- 地域の認知症医療の中核機関である認知症疾患医療センターの運営を支援するとともに、認知症の診断・治療が可能な「認知症専門医療機関」や認知症診断等の研修を受講したかかりつけ医である「物忘れ相談医」を登録・公表します。
- かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担い、また、市町の初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医を養成します。
- 医療機関や介護施設等において、認知症の人へのサービス提供が適切に行われるよう、医療・介護従事者に対する認知症対応力向上を図る研修を実施します。
- 市町における認知症高齢者等の見守り体制を支援するとともに、民間事業者・団体・県・市町等で構成する「かがわ高齢者見守りネットワーク」での情報交換や研修等を実施します。
- 若年性認知症については、その特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等が求められることから、若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症に関する普及啓発や相談窓口の設置、支援に向けたネットワークづくりなど、総合的な支援を推進します。
- 認知症の早期発見・早期対応を行うため、県運転免許センターに認知症の相談等に応じる看護師を配置し、地域包括支援センターによる支援につなげます。
- 認知症等により判断能力が不十分になった人の権利を守るため、利用の必要性が高まっている成年後見制度に関し普及啓発を行うとともに、市町、社会福祉協議会、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）、家庭裁判所等と連携して、成年後見制度の利用を促進します。

4 高齢者の虐待の防止

- 各種イベントや講演会等の機会を捉えて高齢者虐待防止の普及啓発を行うとともに、高齢者虐待の相談窓口が市町（地域包括支援センター）であることや、高齢者虐待を発見した者は市町への通報が必要であることなどの周知を推進します。
- 市町における高齢者虐待防止ネットワークの体制整備を促進します。
- 施設等の職員に対し権利擁護等に関する専門研修を実施するとともに、市町・地域包括支援センターの職員に対し専門研修を行い、虐待対応力の向上を支援します。

施策12 障害者の自立と社会参加の促進

〔現状と課題〕

- 障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、いつでも安心して相談できる体制を整備するとともに、住まいの確保や障害福祉サービスの充実を図る必要があります。また、重度心身障害児者や医療的ケア児等に対する支援体制の充実が求められています。
- さまざまな障害の早期発見・早期対応のための体制の整備や障害のある児童等の教育的ニーズに応じた支援・指導が求められています。また、就労の機会の確保、障害者スポーツや文化芸術活動への支援など、障害者の自立と社会参加を促進する必要があります。
- 施設のバリアフリーや災害等の発生に備えた取組みの充実が求められるとともに、障害者を地域で支える人材等を育成・確保する必要があります。また、障害や障害者に対する正しい理解を促進し、障害のあるなしに関わらず互いに尊重しあう社会を実現する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 地域での生活の支援

- 障害者の地域での生活を支援するため、さまざまな障害や世代に対応した相談支援体制の充実を図ります。また、精神科病院や入所施設等から地域生活への移行・定着を促進するとともに障害者の地域での住まいの場として、グループホームの整備を促進します。
- 障害者がその個性やニーズに応じたサービスを選択できるよう、訪問系、通所系、相談系事業所の量的・質的な充実を図るとともに、居宅介護、行動援護や同行援護、移動支援、補装具や日常生活用具の給付、短期入所など身近な地域での障害福祉サービスの充実を図ります。
- 重度の障害者が、自宅において自分らしく生活できるよう、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスの普及に努めるとともに、医療的ケア児等やその家族等への支援体制の構築に努めます。

2 教育・就労・社会参加の促進

- 障害の早期発見・早期対応など地域の療育支援体制の整備・充実を図るほか、障害により特別な支援が必要な児童等に対し、通常の学級を含めて連続性のある多様な学びの場における支援・指導を行います。
- 障害者の働く場を確保するため、就労移行支援や就労定着支援による企業等への就労の促進や、工賃向上による福祉的就労の充実を図るとともに、障害者スポーツの振興や障害者の文化芸術活動の推進等を通して障害者の社会参加を促進します。

3 障害者の安心・安全な生活を支える環境の整備

- 障害者の生活を支える保健・医療の充実を図るほか、精神障害者に対する保健・福祉を推進します。また、各種手当の支給や各種減免制度など障害者への経済的な支援を進めるほか、障害者を抱える家族等への支援の充実を図ります。
- 公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、災害や感染症の発生に備えた対策の充実を図ります。また、障害者を支える人材の育成・確保に努め、障害者が安心して暮らせる安全な生活環境づくりを進めます。
- 障害に対する正しい知識の理解促進に努めるとともに、障害者の虐待防止や障害を理由とする差別の解消など障害者の権利擁護を推進します。

施策13 高齢者の安全の確保

〔現状と課題〕

- 県内の交通事故発生件数は、昭和23(1948)年の統計開始後、平成17(2005)年の13,449件をピークに減少傾向にありますが、交通事故全体に占める高齢者が関係する事故の割合は、平成30(2018)年以降4割を超え増加傾向にあるほか、交通事故死者数に占める高齢者の割合も、令和2(2020)年に統計開始後初めて7割を超えるなど、厳しい状況が続いています。
- 加齢に伴う身体機能等の低下により、高齢運転者が交通事故の加害者となる割合も平成26(2014)年以降2割を超え、年々増加傾向にあることから、被害、加害の両面から高齢者の交通事故を抑止するための対策を講じる必要があります。
- 全国的に高齢者が犯罪の被害に遭うケースが増加しており、県内でも高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が後を絶たず、手口が巧妙化・悪質化していることから、これらの被害を未然に防ぐための対策を講じる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 交通安全対策の推進

- 交通事故の犠牲になることが多い高齢者を中心に、歩行者・自転車・運転者等の各通行形態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や高齢者世帯訪問活動の実施などにより、効果的な交通安全教育を推進します。
- 運転免許から卒業した高齢者が、公共交通機関や小売店、飲食店などで割引等のサービスが受けられる優遇制度の充実を図り、運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、高齢運転者が事故を防止するために必要な知識や技能を身に着けるための運転者教育の推進に努めます。
- 高齢者社会に対応し、歩道空間のバリアフリー化など、安全で快適な交通環境を整備することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、高齢者が道路を安全に通行することができるよう、見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備やバリアフリー対応型信号機の整備に努めます。

2 特殊詐欺等の被害防止対策の推進

- 特殊詐欺や悪質商法の被害から高齢者を守るため、行政、警察、関係機関・団体等が連携・協力し、高齢者や高齢者を見守る人に重点を置いた広報啓発活動、金融機関等と連携した被害の未然防止対策を推進します。また、行政処分や徹底した検挙を行うことにより、被害の拡大防止を図ります。

分野 6

安心できる医療・介護の充実確保

施策

| | |
|----|-----------------|
| 14 | 安全で質の高い医療の確保 |
| 15 | 医師・看護職員の確保 |
| 16 | 新興・再興感染症等の対策の強化 |
| 17 | 介護サービス等の充実 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|---|-----------|------------|---|---|------|
| 24 | かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」で中核病院等が新たに情報連携した患者数〔累計〕 | 8,121人 | 15,000人 | かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」を活用し、参加する中核病院やクリニック等から新たに情報連携した患者数を示す指標 | H26～R元年度までの新規患者公開件数の平均(2,820件)を勘案し、R3～7年度までで、累計15,000件の新規公開件数の増加をめざす。 | 14 |
| 25 | 大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に急性期から活動できる災害派遣医療チーム(DMAT)のチーム数 | 39チーム | 55チーム | 大規模災害や多数傷病者が発生した事故などの現場で、急性期から活動できる機動性を持った医療チーム数を示す指標 | 厚生労働省から委託されたDMAT事務局が主催するDMAT養成研修の本県への割り当てが2チーム分が見込まれることから、毎年、2チームの増加をめざす。 | 14 |
| 26 | 香川県医学生修学資金貸付制度による県内従事医師数 | 77人 | 108人 | 香川県医学生修学資金貸付制度の活用により、県内医療機関等で勤務している医師数を示す指標 | 今後の見込みに基づき、新規の修学資金貸与者を定員まで確保するとともに、離脱者を出さないことにより、R7年度の県内従事医師数108人をめざす。 | 15 |
| 27 | 感染症対応人材育成事業で育成した感染症専門医数〔累計〕 | 0人 | 3人 | 感染症に対応できる医師の状況を示す指標 | R3年度から研修プログラムを開始しており、感染症専門医が取得できるようになるには、3年目であるR5年度以降であることから、R5年度以降、毎年度1人以上の感染症専門医の資格を取得をしたうえで、感染症診療に従事する医師の確保をめざす。 | 16 |
| 28 | 介護福祉士の登録者数 | 16,335人 | 21,300人 | 介護人材確保の取り組みの成果を示す指標 | R7年度の推計要介護等認定者数(65,338人)に対し、介護福祉士1人当たりの要介護等認定者数がH30年度の全国最高水準(3.07人)を上回ることをめざす。 | 17 |

施策14 安全で質の高い医療の確保

〔現状と課題〕

- 県内では、高齢化の進行に伴う医療需要の増加が課題となっていることから、山間地域や離島などのへき地を含め、県民が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、医療需要に応じた医療機能の分化・連携を推進するため、地域医療構想に基づき、医療資源の効率的な活用と医療連携体制の強化を図る必要があります。特に、不足している回復期の病床を確保する必要があります。
- がん治療においては、がんと診断された時から、患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛に対するケアを受けられるような体制が必要とされています。また、難病など、長期療養患者に対しては、医療の充実や介護や就労支援など各種サポート体制の強化により、療養生活の不安を和らげることが必要です。
- ICTを活用した医療の推進については、進化する情報通信技術などを活用し、医療情報のデジタル化やシステム間の連携、セキュリティ対策などに取り組む必要があります。
- 救急・災害医療体制の構築については、本県における救急車の出動回数の増加や搬送時間の長時間化などによる救急現場の負担を軽減するとともに、ドクターヘリを効果的に活用するなど、救急医療や災害医療の充実・高度化を図る必要があります。
- 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使用できるよう、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保したうえで、消費者への適切な情報提供を図るとともに、薬歴管理、服薬指導、残薬解消等を一元的に行う「かかりつけ薬局」の普及定着を推進する必要があります。
- 少子高齢化の進行に伴い、輸血用血液製剤を必要とする高齢者の割合が増加し、若年層の献血者が減少傾向にあることから、血液製剤の適正使用と献血者の確保が求められています。

〔取組みの方向〕

1 医療体制の充実・強化

- 急性期から在宅までの切れ目ないケアを確保するため、地域医療構想に基づき、回復期の病床を確保するとともに、介護施設等と連携した在宅医療・人生の最終段階の医療・ケアの充実を図るなど、医療需要に沿った病床の機能分化と連携強化を推進します。
- がん診療に携わる医療従事者の人材育成を進めるとともに、医師をはじめとする医療従事者の連携を図り、患者とその家族が適切に緩和ケアなどに関する相談や支援を受けられる体制の充実・強化に努めます。
- 難病患者に対しては、医療体制の充実や日常生活における相談・支援の充実に努めるとともに、指定難病医療費助成制度による支援を行い、医療費負担の軽減を図ります。
- 県立病院では、他の医療機関との適切な役割分担のもと、中央病院は三次救急や高度・特殊医療に、丸亀病院は精神科救急・急性期医療に、白鳥病院は二

次救急医療やへき地医療に重点的に取り組むなど、それぞれの病院の特性を生かしつつ、必要な機能の見直しと強化を図りながら、県民本位の医療の提供に努めます。

2 オンライン情報を活用した医療の高度化

- かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」において、離島や山間地域などを含めた県下全域で参加医療機関等を拡大するとともに、中核病院とかかりつけ医・薬局との双方向で、投薬情報や検査結果、画像などの医療情報を共有し、ICTを活用した地域医療の連携を推進します。
- このほか、「K-MIX R」を構成するシステムである、急性期から回復期、維持期までの診療計画を複数の医療機関がシームレスに共有する地域連携クリティカルパスや、放射線診断医へのレントゲン画像などの読影依頼を行う遠隔読影システム、保険者のレセプト情報を活用した診療支援システムなどについてもデータ連携を推進し、医療情報ネットワークの更なる利便性の向上を実現します。
- さらに、医療と介護の連携やPHRの推進など、新たな視点に立った機能の充実強化を図ることで、アレルギーや禁忌情報の共有、検査の重複実施・薬剤の重複投与の抑制のほか、多職種連携の推進、医療情報の研究・開発利用、IoTアプリとの連携等を推進し、医療の質の向上を目指します。

3 ドクターヘリ等を活用した救急・災害医療体制の構築

- 事故や急病、災害等の発生時に消防機関等からの要請に基づき、ドクターヘリにより医師等が速やかに救急現場等に出動し、救急医療を提供することで、患者の搬送時間の短縮を実現するとともに、救命率及び後遺症軽減率の向上に努めます。
- 本県の救急医療体制の現状に鑑み、特定の病院に過度な負担がかからないよう、県立中央病院と香川大学医学部附属病院の2つの基地病院で分担して、ドクターヘリを運航し、関係機関との連携を深めることにより、運用の一体性の確保に努めます。また、フライトドクター等の人材を養成するなど、継続的な運航体制を構築します。
- また、防災ヘリや消防機関等との密接な連絡・協力体制を構築し、円滑で効果的な運航を実現します。

4 医薬品等の安全対策の推進

- 医薬品等の製造販売業者・製造業者への専門的な調査、薬局・医薬品等販売業者への監視指導のほか、県民への適正使用の啓発活動などにより、医薬品等の流通から使用までの安全対策に取り組めます。
- 香川県薬剤師会等と連携し、服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携強化など、「かかりつけ薬局」の機能を強化するとともに、県民への「かかりつけ薬局」の普及推進に取り組み、医療の質の向上に努めます。

- 医療従事者など血液製剤使用者に対し、血液製剤の適正使用を促すとともに、血液製剤や輸血の安全性の確保に努めます。また、血液製剤の安定的な確保を図るため、献血への協力を広く呼び掛けるとともに、将来に向けて、若年層に重点をおいた啓発活動を推進します。

施策15 医師・看護職員の確保

〔現状と課題〕

- 本県の医師数は、人口10万人当たりでは全国平均を上回っていますが、高松圏域に集中しているほか、救急、産婦人科など特定の診療科で医師が不足しており、こうした地域間や診療科間の医師の偏在を解消する必要があります。
- また、県内で臨床研修を受けた若手医師の約3割が県外に流出していること、全国より医師の高齢化が進んでいることから、県内の臨床研修病院などと密接に連携し、若手医師の県内定着を図る必要があります。
- 本県の就労看護職員数は、人口10万人当たりでは全国平均を上回っていますが、地域間で偏在があるほか、県内の看護師等養成所を卒業して看護業務に就業する者のうち、約3割が県外に転出しており、若手看護職員の県内定着を図る必要があります。
- 病院勤務医の疲弊、女性医療従事者の増加、看護職員の不足といった現状を踏まえ、医療従事者の勤務環境の改善を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 医師確保対策の推進

- 香川大学医学部や関係団体と連携して、医学生、研修医、臨床医等の医師のキャリアステージに応じた切れ目のない医師確保対策を実施します。
- 自治医科大学卒業医師の県内定着を促進するほか、県内医療機関での勤務を義務付ける医学生修学資金貸付制度などにより島嶼部を含めた医師の地域偏在の緩和と地域医療を支える若手医師の県内定着を促進します。
- 医師が不足している診療科や県内で専門医の取得をめざす医師に対して、手厚い支援を継続して実施することなどにより、診療科偏在の緩和を図ります。
- 令和6年4月より医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、各医療機関が自主的に行う医療勤務環境改善の推進に向けた取組みに対し支援を行います。

2 看護師確保対策の推進

- 関係団体、各医療機関、看護師等養成所などと連携して、「看護職員の養成」、「離職防止」、「再就業支援」を3本柱として、県内で就業する看護職員の養成・確保を進めます。
- 県立保健医療大学で看護職員を養成するほか、看護師等養成所への支援や看護学生への修学資金の貸付などを行い、看護職員の養成と県内定着を進めます。
- 新人看護職員研修の実施など職場適応のサポートや病院内保育所への支援などの働きやすい環境づくりを促進し、看護職員の離職防止を図ります。
- 職業相談や無料職業紹介等を実施している県ナースセンターや、ハローワークなどと連携を強化し、看護職員の就業促進や潜在看護師の再就業を進めます。

施策16 新興・再興感染症等の対策の強化

〔現状と課題〕

- 今後、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等が発生し、海外から国内に持ちこまれた場合などに感染拡大を防止する体制を強化するため、感染症に対応できる医療人材を育成する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染者が急増し、入院調整や病床の確保が困難となり、自宅療養者が増大し、施設等の集団感染も多く発生するなどといった状況があったことを踏まえて、病床の確保や施設等の感染管理など、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生に備える必要があります。
- 県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、平時から医療機関など関係機関と連携し、医療提供体制や検査体制などの整備を行う必要があります。

〔取組みの方向〕

1 感染症対応能力の強化

- 新興感染症等については、発生時期、感染力、病原性などを事前に予測することが困難であることを前提に、発生後、速やかに対応できるよう感染症分野の専門人材を育成するため、医師の派遣研修や県内医学生等への専門的な感染症教育を行うとともに、県内の医療従事者に対する人材育成を行い、専門人材の安定的な輩出と、県内医療従事者の能力の向上を図ります。
- 施設等での集団感染発生時に感染管理やゾーニングを指導する感染症の専門医や専門看護師からなる専門家チーム体制の充実を図ります。
- 感染症拡大時における保健所業務のひっ迫に備え、有事の際の外部からの応援体制を整備し、保健所業務を支援する保健師、看護師等の専門家への研修を実施するなど、保健所の体制強化を図ります。
- 県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備え、必要な施策の実施や、病床、発熱外来、自宅療養者への医療の確保などに関して、平時から医療機関など関係機関との連携に取り組みます。

2 医療提供体制や検査体制の確保

- 感染症に対応できる医療機関については、感染症指定医療機関だけでなく新型コロナウイルス感染症対策で指定した重点医療機関などにおける医療提供体制を強化するとともに各病院間の連携を促進します。
- 新興・再興感染症などの発生に備え、環境保健研究センター及び保健所での検査体制を充実するとともに、医療機関等で検査を行える体制の充実に努めます。

3 迅速で正確な情報提供

- 新興・再興感染症などの発生時には、県のホームページや広報等を通じて、県民への適時適切な情報提供に努めます。

施策17 介護サービス等の充実

〔現状と課題〕

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を展望し、高齢者が、介護が必要な状態になったとしても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。
- 地域ごとに推計人口等から導かれる介護需要等を勘案し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据えた介護サービス基盤の整備を図ることが必要です。
- 今後、介護人材の担い手となる現役世代の減少が見込まれており、ますます増加・多様化する介護サービス需要に対応するため、利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材の安定的な確保が重要であることから、介護職への新規参入の促進、職員の資質向上、労働環境・処遇改善の取組みを一層推進する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の需要を踏まえた医療・介護サービスの提供体制や安心して生活できる住まいの確保が必要です。

〔取組みの方向〕

1 介護サービス基盤の充実

- 高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で必要な介護サービスを受けながら生活できるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、自宅での生活が困難となった要介護者に対しても、住み慣れた地域の中で施設に入所できるよう、必要な施設・居住系サービスを整備するなど、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案しながら、計画的な基盤整備を進めます。
- 介護サービスの利用者が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、介護サービス事業者・施設に対して、人員、設備及び運営に関する基準、介護報酬の請求、効果的な取組みなどの事項について、定期的に個別の指導を行うとともに、事業者全体に対する集団指導を実施します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が増える中、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向け、医療・介護関係者の連携を支援します。

2 介護・福祉人材の確保

- 地域の元気な高齢者や外国人介護人材など、多様な人材の参入を促進するとともに、介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶことができるよう研修を実施します。
- 介護職員や介護支援専門員向けの各種研修等を関係団体と連携して実施するとともに、介護職の専門的な技術を広く県民に周知する取組みを推進します。

- 介護職員処遇改善加算の取得等を促進するとともに、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るため、見守り機器をはじめとした介護ロボット・ICTの導入や、業務改善に取り組む介護事業所の取組みを支援します。
- 介護・福祉人材の雇用を促進するため、県福祉人材センターや公共職業安定所と連携して合同面接会を開催するなど、事業者と求職者のマッチング機会の充実に努めます。
- 質の高い人材を確保するため、介護福祉士養成校や関係団体などと連携しながら福祉・介護職をめざす人材の養成・確保に努めるとともに、現任の福祉・介護職員に対する教育機会の充実に努め、その資質の向上に努めます。

3 高齢者住まいの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービス、生活支援など必要な支援を受けられる体制の確保とともに、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅・施設の情報提供の充実、入居者の快適な居住環境の確保のための有料老人ホームなどに対する指導監督の実施などにより高齢者向け住まいの充実に努めます。

分野 7

防災・減災社会の構築

施策

| | |
|----|--------------------|
| 18 | 南海トラフ地震・津波対策の推進 |
| 19 | 大規模な風水害に強いまちづくりの推進 |
| 20 | 危機管理体制の強化 |
| 21 | 防災意識の向上 |
| 22 | 安心につながる社会資本の整備 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|----------------------------------|--------------|----------------|--|---|------|
| 29 | 地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第I期計画:H27~R6年度) | 85.1% | 100% (R6年度) | 地震津波対策として整備を行う海岸堤防や河川堤防のうち、特に優先度の高い区間の整備状況を示す指標 | 南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえ、H27年3月に策定(R5年3月に見直し)した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高いI期計画区間の整備率を設定する。 | 18 |
| 30 | 流域下水道幹線管渠の耐震化率 | 88.9% | 91.3% | 重要なライフラインの一つである下水道施設のうち、県が管理する流域下水道幹線管渠の耐震化の状況を示す指標 | 県管理の流域下水道幹線管渠の全延長48.1kmについて、中讃流域下水道総合地震対策計画に基づき耐震化を行い、R7年度までに、43.9km(91.3%)の幹線管渠の耐震化をめざす。 | 18 |
| 31 | 防災重点農業用ため池の整備箇所数(全面改修) | 3,568箇所 | 3,651箇所 | 防災・減災対策を推進するため、老朽化の進行により決壊のおそれのあるため池の整備状況を把握する指標 | 老朽化が進行したため池の決壊を未然に防止するため、年間22箇所の整備を目標に設定し、計画的かつ効率的にため池の防災・減災対策を実施する。 | 19 |
| 32 | 河川整備計画に基づき河川整備を行っている県管理河川の整備率 | 69.4% | 73.8% | 県管理河川のうち過去に浸水被害を受けるなど、治水対策等が急がれ、概ね20年から30年を計画対象期間として中期的で具体的な整備内容を河川整備計画として定めて整備を進めている9水系15河川の整備状況を示す指標 | 河川整備計画に基づき河川整備を行っている9水系15河川の整備延長約85kmについて、R7年度までの5年間の整備率を設定する。 | 19 |
| 33 | 「防災士」登録者数 | 3,384人 | 4,250人 | 地域の防災リーダー育成に係る指標として、NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数。 | H23~R2年の年平均増加数(268人)を勘案し、毎年度約280人を増加させ、4,250人をめざす。 | 20 |

| 指標 番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|----------|---------------------------------------|--------------|---------------|---|--|----------|
| 34 | 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数 | 62,532件 | 100,000件 | 「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数 | R3～4年度のアプリダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を勘案して今後の想定件数を算出するとともに、今後各種取り組みなどを進めることによりさらに上乘せし、年間約12,000件の増加をめざす。 | 21 |
| 35 | 地区防災計画の策定カバー率 | 37.4% | 60.0% | 地域防災力向上に向けた取り組み状況を示す指標として、全単位組織数のうち、地区防災計画を策定している地域内にある単位組織数の割合。 ※単位組織：各市町が把握する最小単位の自主防災組織 | R3→R4の伸び7.5ポイントを勘案し、令和7年度までに、令和3年度(29.9%)からの倍増をめざす。 | 21 |
| 36 | 県管理の公共土木施設の補修箇所数 | 368施設 | 503施設 | 県管理の公共土木施設における施設ごとの長寿命化計画に基づく補修状況を示す指標 | 高度経済成長期以降に整備した公共土木施設の老朽化が進んでおり、更新費等が大幅に増大することが見込まれることから、トータルコストの縮減・平準化を図るために各公共土木施設で計画された長寿命化計画に基づき、補修に着手する箇所数を設定する。 | 22 |

施策18 南海トラフ地震・津波対策の推進

〔現状と課題〕

- 南海トラフ地震は、東日本大震災の原因となった地震と同様な海溝型の巨大地震で、90～150年の周期で繰り返し発生しており、県の地震・津波被害想定（平成26年6月 香川県地震・津波被害想定調査報告書）では、最悪の場合、死者数が6,200人、避難所への避難者数が119,000人、全壊・焼失家屋約35,000棟という甚大な被害が想定されています。昭和21（1946）年の昭和南海地震からすでに約75年が経過し、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と予測されていることから、防災・減災活動の拠点となる県有施設をはじめとするさまざまな施設についても耐震化などの安全性確保の備えを着実に推進するとともに、県民の防災意識の向上を図るなど、ハードとソフト両面での総合的な対策を計画的に進めていく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 南海トラフ地震・津波に備えた施設・設備の整備

- 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から重点的・集中的に海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策を進めます。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震化や道路法面等の防災工事、電柱の倒壊による閉塞防止に向けた電線類の地中化を計画的に推進するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築に取り組みます。
- 防災機能強化港の岸壁、防災上重要な中小規模ため池、上下水道施設、その他耐震化が必要な県有施設について計画的・効率的な耐震化等を推進します。
- 地震発生時の倒壊等を防ぎ、入院患者や入所者の安全を確保するため、医療機関や社会福祉施設等の耐震化を促進します。
- 災害警備部隊などが救出・救助活動を円滑に行うために必要な資機材の整備を進めます。

2 南海トラフ地震・津波に備えたソフト対策の充実

- 自主防災組織の充実・強化のため、その中核を担うリーダーへの研修、防災士の養成、防災マップの作成、防災訓練などの取組みに対する支援を行います。
また、県民の防災意識の向上を図るため「南海トラフ地震に関するDVD」などを活用した広報啓発を行うとともに、市町・民間企業の業務継続計画（BCP）の策定等を促進し、四国の防災拠点として、国の現地対策本部等と連携した円滑な対応ができるように、大学等とも連携し、地域継続計画への取組みを進めます。
- 南海トラフ地震・津波を想定した防災訓練を、防災関係機関などと連携して実施するとともに、警察、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリなど各分野でも訓練を実施し、広域的な連携や災害対応能力の向上を図ります。

- 避難所への避難者 119,000 人に対応した災害時用物資の備蓄を、県と市町で 1 日分確保するとともに、民間事業者との災害時応援協定の拡充を積極的に図り、流通備蓄の確保に努めます。また、市町・民間事業者等と連携した避難所への円滑な物資の搬送体制の確立に取り組みます。
- 建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防止するため、市町と連携して、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修を支援します。
- 住宅の倒壊等による被害を軽減するため、市町と連携して、住宅の耐震診断・耐震改修や老朽化して危険な空き家の除却を支援します。

施策19 大規模な風水害に強いまちづくりの推進

〔現状と課題〕

- 近年、全国各地で勢力の強い台風や局地的な集中豪雨による浸水被害、土砂災害などの甚大な被害が発生しています。本県においても、平成16(2004)年には台風が何度も襲来し、大雨や高潮によって、死者19人、床上浸水1万棟もの被害や、平成30(2018)年には、7月の豪雨などにより過去10年間で最大件数となる土砂災害が発生しています。

このような気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、集水域から氾濫域までの河川流域全体で、あらゆる関係者が協働し、治山・治水事業、砂防事業などによる災害予防施設の整備や老朽ため池の整備、水田の雨水貯留機能の活用、住民の避難につながる防災情報収集・伝達体制の充実など、風水害や土砂災害対策に総合的かつ多層的に取り組んでいく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 風水害に備えた施設設備の整備

- 「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修や砂防施設、ダム、治山施設などの整備を計画的に実施します。
- 市町の雨水排除に係る下水道施設の整備、ポンプ施設等の耐水化が着実に進められるよう、市町に必要な助言を行うほか、水田の雨水貯留機能を強化する田んぼダムの取組みを支援します。
- 豪雨等によるため池の決壊の未然防止を図るため、「香川県老朽ため池整備促進計画」に基づき、老朽ため池の整備等を計画的に実施します。

2 風水害に備えたソフト対策の充実

- 「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、水害・土砂災害に関するリスク情報の公表や関係機関と連携した防災訓練の実施、台風などの非常時における防災情報の提供など、住民の避難につながる取組みを進めます。
- 居住地域における土砂災害などの危険性を認識し、災害時に正しい行動をとることができるように、防災センター等を活用した広報啓発や防災教育を一層進めるとともに、消防団員の確保、自主防災組織のリーダーなどの人材育成に努めます。

施策20 危機管理体制の強化

〔現状と課題〕

- 本県では、自助・共助・公助の連携を基本理念とする防災対策基本条例に基づき、災害に強い香川づくりに取り組んでいます。自主防災組織の結成には一定の進捗が見られるものの、その活動の状況は、まだ十分とは言えません。また、消防職員とともに実際の消火・救助活動などを担う消防団の団員確保や機能充実が課題となっています。
- 防災訓練の実施や災害時に備えた医療提供体制の整備、関係機関との連携を一層進める必要があるなど、危機管理体制の充実・強化を図ることが求められています。
- 東日本大震災では、広域的な応援体制の重要性を認識させられたことから、県内各市町の相互応援体制の整備を促進するほか、中国・四国ブロック内における連携強化やブロックを越えた全国的な支援体制を充実・強化することも求められています。
- 防災情報システム・防災行政無線は耐災害性に配慮した更新整備を行ったところですが、今後の情報通信技術の進歩に応じた見直しが必要であり、また、各分野での情報収集・伝達体制の充実・強化も必要となっています。
- 避難体制については、高齢者、障害者、外国人など要配慮者の避難誘導や福祉避難所の収容可能数の拡充など避難行動の支援体制を強化する必要があります。
- また、今後、新興・再興感染症が拡大する中で災害が発生した場合、感染リスクを懸念して避難行動をとらないおそれがある一方で、多くの方が避難所に避難すると、三密（密閉・密集・密接）状態になるおそれがあることから、避難所における感染症対策に努める必要があります。

〔取組みの方向〕

1 地域防災計画等の見直し

- 香川県国土強靱化地域計画の基本目標を前提に、香川県地域防災計画や香川県石油コンビナート等防災計画、香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画などについて、訓練や実際の災害等で把握された問題点、国等が公表する情報・最新の知見、民間事業者との協定、各種施策の進捗等を踏まえて、PDCAサイクルを通じて見直しを行います。

2 防災関係機関等との連携の強化

- 香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構等の地元大学と共同研究を行うなど、大学等の教育研究機関との連携を強化するとともに、その成果を市町と共有し、地域における防災・減災の諸課題に対応するため、市町防災・減災対策連絡協議会や大規模氾濫等減災協議会を通じて県と市町、市町間の連携を強化します。
- 地域における防災体制を強化するため、市町やかがわ自主ぼう連絡協議会等と密接に連携し、災害時に機能する自主防災組織の育成強化を推進するとともに、

防災士の活用のほか研修や講習会を通じて、防災活動の中心となる地域防災のリーダーの養成に努めます。また、各市町等とも十分に連携しながら、消防団の団員確保や機能充実に向けて取り組みます。

- 企業が、地域の自主防災組織等との連携を強化するとともに、従業員の防災活動への参加を促進するなど、地域の防災力の向上が図られるよう働きかけます。
- 県と民間事業者などとの間で災害時応援協定の締結を進め、官民が協力して、生活物資の確保や倒壊家屋の撤去などの対策を行います。
- 医師会や消防など関係機関との連携を強化するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の育成、ドクターヘリとの連携等、災害拠点病院等における災害時の医療提供体制の整備を推進することにより、医療救護体制の向上を図ります。
- 災害発生時の県内各市町の相互応援体制の充実・強化を支援するとともに、中国・四国ブロック内の連携強化に努め、広域災害が発生した際の全国的な支援・受援体制の強化を働きかけていきます。
- 自然災害及び国民保護に関する訓練などを、国の各機関、自衛隊、各消防本部（局）、各市町、各ライフライン事業者などの防災関係機関や協定を締結した団体などと実施し、連携を深めます。

3 情報伝達体制の充実・強化

- 防災情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、防災情報システムや防災行政無線の確実な運用を行うとともに、市町をはじめ防災関係機関・団体等とも連携し、これらのシステムを用いた防災訓練を実施するなど、情報伝達体制の充実・強化を図ります。
- 県民の適切な避難行動を促進するため、スマートフォンの位置情報を活用したさまざまな防災情報を提供する防災アプリ「香川県防災ナビ」や登録された携帯電話等へ防災情報などを配信する「防災情報メール」の周知に努め、県民のダウンロード・登録を推進します。
- 広域災害・救急・周産期医療情報システムの確実な運用を行うとともに、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステムの普及に努めます。
- 災害時に、各種防災情報を収集する水防情報システム、地すべり自動監視システム、砂防情報システムなどの各種システムの確実な運用を行います。
- 防災情報システムや防災行政無線などの各種システムについて、情報通信技術の進歩などを踏まえ、必要に応じてシステム改修や機器の整備・更新を行います。
- 県災害時多言語支援センターを開設し、多言語での災害情報提供や外国人住民からの相談対応を行える体制を整えます。

4 避難体制の強化

- 高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、避難誘導など災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、市町と連携して、自主防災組織や民生委員・ケアマネジャー等の福祉専門職などに働きかけ、避難行動要支援者の個別避難計画が策定されるよう取り組むとともに、福祉避難所の収容可能数の拡充に取り組むなど支援体制の強化に努めます。
- 新興感染症等の拡大時でも県民に躊躇なく避難行動をとってもらうため、市町と連携して、パーティションの活用など避難所での三密の回避、マスクや消毒液等の備蓄など、感染症対策を踏まえた適切な避難所運営に努めます。

施策21 防災意識の向上

〔現状と課題〕

- 県政世論調査における防災・減災対策は、毎年重要度が高いが、満足度は低い状況となっており、令和3（2021）年度の県政世論調査では、不満とと思っている対策としては、自分や家族で取り組む対策が最も多く、中でも、家族等との連絡方法の確認や家具等の転倒防止などの対策を実施している割合が低い状況でした。
- また、同調査では、地域で取り組んでいる防災・減災対策について、自主防災組織の活動に参加している方は少なく、地域やマンションなどで、災害時に備えた取り決めや会議を行っている割合も低い状況にあります。
- 災害時に命を守るためには、まずは自助、共助が大事です。県民一人ひとりが、災害に備えて、具体的な避難準備や防災対策などに積極的に取り組んでいただくとともに、地域における災害リスクを踏まえ、平時から発災時の防災行動を検討しておく必要があります。
- 災害時に不安を抱く外国人住民が多いことから、県と市町が連携して、外国人住民に対する防災知識の普及などさまざまな対策を講じる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 自助の取組みの促進

- 「自分の命は自分で守る」という意識をもって、適切な避難行動を考えてもらうため、津波や洪水など各種ハザードマップを活用した地域の災害リスクや避難場所の確認、防災情報の入手方法などの普及啓発を行います。
- 対策をとることで大きな減災効果が見込まれることから、市町と連携して、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策の促進を図ります。また、備蓄や非常用持出品の準備、マイ・タイムラインの作成、香川県防災ナビの登録など、具体的な防災行動につながるよう、参加実践型の防災イベントの実施などを通じて、家庭における防災対策の促進に努めます。
- 子どもの頃から自分の命を守るための適切な防災行動を身につけるため、防災教育副読本等の活用により学校における防災教育の充実を図るとともに、地域の訓練に参加するなど地域と一体となった取組みを促進します。
- 多言語による防災ガイドブックを活用し、外国人住民が日頃から災害への備えができるよう防災知識の普及に努めます。

2 共助の取組みの促進

- 地域の安全は地域住民が互いに助け合って守るという意識を深めるため、市町と連携して、自主防災組織を結成し、防災活動への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の確保に努めます。また、企業の防災活動への参画を働きかけます。
- 地域における避難方法の確認や防災訓練の実施など防災対策の推進に当たっては、市町や自主防災組織・消防団など関係団体と連携して取り組みます。

- 災害時の防災活動に関する地区防災計画については、県が策定した「地区防災計画策定の手引き」を活用した策定支援などに、市町と連携して取り組み、そのカバー率を上げます。
- 地域の継続的な防災活動を推進するため、男女を問わず多様な世代等が参加できるように防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの育成を図るとともに、災害ボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。

施策22 安心につながる社会資本の整備

〔現状と課題〕

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%~80%と高まっており、社会資本の地震・津波対策を計画的に進めていく必要があります。
- 全国各地で勢力の強い台風や局地的な集中豪雨による浸水被害、土砂災害などの甚大な被害が発生しています。本県でも気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、集水域から氾濫域までの河川流域全体で、あらゆる関係者が協働し、風水害や土砂災害対策に、総合的かつ多層的に取り組んでいく必要があります。
- 高度経済成長期以降に整備した公共土木施設の老朽化が進んでおり、維持補修費や更新費が大幅に増大することが見込まれることから、公共土木施設を計画的に維持管理・更新する必要があります。

〔取り組みの方向〕

1 災害に備える社会資本の整備

- 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から重点的・集中的に海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策を進めるほか、防災機能強化港の岸壁や下水道施設などの耐震化を進めます。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震化や道路法面等の防災工事、電柱の倒壊による閉塞防止に向けた電線類の地中化を計画的に推進するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築に取り組みます。
- 「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修や砂防施設、ダムなどの整備を計画的に実施します。

2 公共土木施設の老朽化対策の推進

- 道路、河川、港湾、下水道、公園等を「資産」としてとらえ、その状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、ライフサイクルコストの最適化を図る「アセットマネジメント」の考え方に基づき、公共土木施設の計画的な維持管理を推進します。
- 具体的には、損傷が軽微な段階で老朽化対策を行う「予防保全」の考え方も取り入れながら、施設ごとの長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を推進することにより、公共土木施設の修繕や更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

分野 8

安心して暮らせる水循環社会の確立

施策

| | |
|----|-----------|
| 23 | 水の安定供給の確保 |
| 24 | 水循環の促進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-----------------------|-----------------|---------------|--|--|------|
| 37 | 県内上水道施設(基幹的な水道管)の耐震管率 | 24.7% (R3年度) | 33% | 重要なライフラインである上水道施設(基幹的な水道管)の耐震化の状況を示す指標 | 香川県水道広域化基本計画において、基幹管路の耐震管率は19.9%(H29年度)から36.3%(R9年度)をめざしている。R元年度の実績値は23.3%で、これまでは順調に増加してきており、R2年度以降も同程度の増加が見込まれることから、R7年度時点の目標値(33.0%)を設定する。 | 23 |
| 38 | 普段の生活で節水している人の割合 | 80.6% (R3年度) | 84%以上 | 節水意識の啓発活動等を通じて、県民に節水意識が浸透しているかを示す指標 | H21～R元年で、5.8ポイント上昇していることから、R元年度(80.6%)を基準に、今後も同程度の増加をめざす。 | 24 |

施策23 水の安定供給の確保

〔現状と課題〕

- 本県の水インフラは、これまでの多目的ダムや宝山湖の整備などにより、一定の水準に達しつつあるものの、地球温暖化による気候変動に伴い、渇水が頻発化・長期化していることから、水の安定供給の確保のため、地下水の適正かつ有効な利用を図るほか、既設のダム・ため池などの既存水源や本県の重要なライフラインである香川用水について、維持、保全を図る必要があります。
- 将来にわたり、県民に安全で安心できる水を安定的に供給するため、県と県内8市8町で構成する香川県広域水道企業団を設立し、運営基盤の強化を図っています。
- 渇水や地震等の災害時にも、県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の更新・耐震化を進める必要があります。

〔取組みの方向〕

1 水資源施設の整備・効率的な活用

- 水資源施設の整備や既存水源の有効活用・保全を推進するとともに、香川用水について、関係機関と連携して施設の老朽化対策・耐震化に取り組めます。
- 洪水を防御する治水機能と河川維持用水などを安定供給する利水機能を有するダムの整備を計画的に進めるとともに、浚渫などによるダムの貯水機能の確保に努めます。
- 老朽ため池の計画的な整備や、水路などの長寿命化を推進するとともに、香川用水非受益地域においては、ため池の浚渫、嵩上げなどを促進し、農業用水の確保に努めます。
- 地下水の有効利用を図るため、既存施設の維持・保全や、塩水化などの地下水障害の発生を抑制した適正な利用を促進します。

2 安全な水の安定的供給

- 安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道の適切な水質管理や施設管理を実施するよう、水道事業者に対し、指導・助言等を行います。
- 水道事業者が、アセットマネジメント（資産管理）を導入し、施設整備計画及び財政収支見通しに基づいて、水道施設の更新・耐震化を実施できるよう連携を図るとともに、国の交付金・補助金の必要額の確保に努めます。

3 渇水・緊急時の水確保

- 渇水時や地震、事故などの緊急時に、必要な水を確保するため、水道事業者による緊急用施設整備や危機管理マニュアルの整備などを促進するとともに、井戸情報を市町と共有し、既存井戸を活用するなど、危機管理体制の整備を図ります。
- 国と四国4県などで作成した「吉野川水系渇水対応タイムライン」を活用し、関係機関と連携して、渇水による影響が最小限になるよう努めます。

施策24 水循環の促進

〔現状と課題〕

- 県民の水に対する理解を増進し、節水意識の高揚を図るため、情報提供の充実や学習機会の提供に引き続き努める必要があります。
- 人の生活や産業活動等に果たす水の役割と自然環境に果たす水の役割が適切なバランスで維持されるよう、水循環基本法などに基づき、本県の特性に応じた水循環に関する施策に取り組んでいます。
- 水資源に恵まれない本県にとって、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用は、有効な水の循環利用方策の一つであるため、下水処理水の再利用を進めるとともに、大型建築物への雑用水利用施設の導入促進を図る必要があります。
- 森林の有する水源涵養機能など多様な公益的機能を維持向上させるため、水源林の効果的かつ重点的な整備などに取り組むことが必要です。
- 河川やダム、ため池などでは、水質汚濁などが水環境の悪化につながることから、実態把握に努めるとともに、より良好な水環境として将来に引き継ぐため、水質保全や適正な利用に努めることが必要です。

〔取組みの方向〕

1 水を大切にする社会への転換

- 水を大切にする社会への転換を図るため、県と市町で構成する節水型街づくり推進協議会を通じて、節水学習を含めた節水啓発活動を実施するとともに、大型建築物に対する雑用水利用施設の設置や一般家庭への節水型機器の普及促進などに努めます。
- 若い世代を中心に、本県の水の歴史と文化など、水資源に関する理解の増進を図るとともに、香川用水水源地域との交流連携の促進に努めます。
- 県のホームページ「かがわの水」などを活用し、水に関する情報を分かりやすく提供するとともに、県民への周知に努めます。

2 水をめぐる環境の保全

- 県内や香川用水の水源地域において、間伐などの森林整備を進め、水源林の保全を図ることにより、水源涵養機能など公益的機能をより一層高めます。
- 良好な水環境の保全を図るため、水源地域や地下水の水質を監視するとともに、生活排水処理施設の整備や工場・事業場の排水の規制による水質保全対策を進めます。
- 地下水の過剰な揚水による地盤沈下や塩水化などの地下水障害を防ぐため、香川中央地域地下水利用対策協議会において揚水量の自主規制を行い、地下水の適正な利用を促進します。

分野 9

安全で安心できる暮らしの形成

施策

| | |
|----|-------------|
| 25 | 安全な交通社会の実現 |
| 26 | 犯罪に強い社会の実現 |
| 27 | 暮らしにおける安全確保 |
| 28 | セーフティネットの充実 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--|------------------|--------------------|-----------------------------------|--|------|
| 39 | 交通事故死者数 | 35人 (R4年) | 39人以下 (R7年) | 交通死亡事故抑止対策の成果を示す指標 | R元年の実績値(47人)を基に、県内の交通事故死者数のH27年からR元年の平均減少率(▲2.5%)を年毎に乗じて算出。 | 25 |
| 40 | 交通事故重傷者数 | 232人 (R4年) | 200人以下 (R7年) | 交通死亡事故抑止対策の成果を示す指標 | H27～R元年の県内の交通事故重傷者数の平均値(276人)を基に、全国の平均減少率(▲4.8%)を上回る▲5%年毎に乗じて算出。 | 25 |
| 41 | 刑法犯認知件数 | 4,173件 (R4年) | 4,000件以下 (R7年) | 犯罪の発生状況を把握し、犯罪の起きにくい社会づくりの状況を示す指標 | 過去の実績を踏まえ、R2年の実績値(4,543件)から毎年2.5%減少させることをめざす。 | 26 |
| 42 | 重要犯罪検挙率 | 100% (R4年) | 100% (R7年) | 犯罪の徹底検挙の取組み成果を示す指標 | すべての重要犯罪の検挙をめざす。 | 26 |
| 43 | サイバー犯罪の検挙件数 | 180件 (R4年) | 150件以上 (R7年) | サイバー犯罪の検挙の取組成果を示す指標 | H28年～R4年までの7年間における本県のサイバー犯罪の検挙件数をもとに、R7年までの増加率を予測して算出。 | 26 |
| 44 | 特殊詐欺被害総額 | 9,985万円 (R4年) | 7,000万円以下 (R7年) | 特殊詐欺の被害状況を把握し、被害防止に向けた取組状況を示す指標 | 過去の実績からR2年の実績値(8,321万円)から毎年約3.4%減少させることをめざす。 | 27 |
| 45 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 | 36.8% (R3年度) | 50% | 生活援護の充実に向けて行った自立支援の成果を示す指標 | 就労支援事業等の参加率を上げること等により、現状値より約13%の増をめざす。 | 28 |
| 46 | 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 | 42.5% (R3年度) | 65% | 生活援護の充実に向けて行った自立支援の成果を示す指標 | ケースワーカーによる事業参加への指導・助言を適切に行うこと等により、現状値より約23%の増をめざす。 | 28 |

施策 25 安全な交通社会の実現

〔現状と課題〕

- 本県の交通事故発生件数は、昭和 23(1948)年の統計開始後、平成 17(2005)年の 13,449 件をピークに減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年の交通事故死者数は、令和 3 (2021) 年に続いて 30 人台となりましたが、依然として人口 10 万人当たりの交通事故発生件数や死者数は、全国平均を大きく上回るなど、厳しい状況が続いています。
- 交通死亡事故を抑止するためには、高齢者の被害、シートベルト非着用に起因する事故が顕著であるという特徴を踏まえ、綿密な交通事故分析に基づき、悪質・危険な交通違反の取締りを強化するほか、高齢者をはじめ各年齢層に対する体系的な交通安全教育や交通事故の起きにくい交通環境の整備等、総合的な交通安全対策を進めることが必要です。
- 特に、高齢者については、交通事故死者に占める割合が非常に高く、令和 2 (2020) 年には統計開始から初めて 7 割を超え、令和 4 年 (2022 年) についても 7 割近くとなったことから、歩行者、自転車利用者、自動車運転者それぞれの対策を強化するなど、高齢化社会に対応した交通安全対策がますます重要になっています。
- また、依然として人口 10 万人当たりの自転車事故発生件数が全国上位であること及び道路交通法の改正により自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえて、継続した自転車事故防止対策の強化も必要です。
- 加えて、電動キックボードの交通ルールの整備や自動配送ロボットに関する制度整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律の施行を踏まえて、新たなモビリティも含めた多様な交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保するための取組みも必要です。

〔取組みの方向〕

1 体系的な交通安全教育・効果的な広報啓発の推進

- 悲惨な交通事故から県民の尊い命を守るため、関係機関・団体と連携して、高度な交通事故分析に基づいた、幼児から高齢者までの各年齢層と、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者の各通行形態に応じた体系的な参加・体験型の交通安全教育を推進します。
- 自動車運転者の資質の向上を図るため、交通事故防止に必要な安全知識・技能を身につけるための講習設備や機材の充実を図り、効果的な運転者教育の推進に努めます。特に、高齢運転者に関しては、認知症等の疑いがある運転者に対し適切に対応するほか、運転免許証の自主返納制度や安全運転相談の実施について、より一層の周知に努めます。
- 県民参加・実践型の交通安全活動を促進し、一人ひとりの交通安全意識の醸成を図ります。

- 自転車の安全利用を促進するため、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者のヘルメット着用を促進するほか、企業や学校と連携し、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の開催等を通じて、正しい交通ルールの順守やマナーの向上に努めます。
- インターネットやSNSを活用して交通事故分析情報や交通安全情報等を提供するとともに、交通死亡事故抑止に向けて県民総ぐるみで取り組むことができるよう、交通事故の痛ましさや反射材の着用など交通事故から身を守る行動の大切さを伝える効果的な広報啓発活動を展開します。
- 新たなモビリティを含めた多様な交通主体全ての安全かつ円滑な通行を確保するため、道路交通法の改正により明確化された新たな交通ルールについて積極的な広報啓発活動を行い、広く県民への周知に努めます。

2 交通環境の整備

- 交通事故の発生箇所や潜在危険箇所などにおいて、関係機関が緊密な連携を図りながら、交差点事故の抑止に効果が認められる道路標識・標示や路面の高輝度・カラー化、交差点の改良、歩行者や自転車の通行空間の確保のための歩道等の整備、通学路の交通安全対策、電線類の地中化など、交通事故の起きにくい交通環境の整備を一層推進するとともに、用水路等への転落事故防止対策を進めます。
- 生活道路における歩行者等の安全確保のため「ゾーン 30 プラス」や「ゾーン 30」の導入を進めるとともに、歩行空間の確保や自転車通行環境の整備などにより、安全で快適な交通環境の整備を図ります。さらに歩道と車道の段差を低くするなどのバリアフリー化を行うことにより、高齢者や障害者などにも配慮します。
- 信号機の改良、交通管制センターの高度化などにより、交通流の整序化・円滑化を図るとともに、交通情報板等によるリアルタイムな道路交通情報を提供し、安全で快適な交通環境の実現を図ります。

3 効果的な交通指導取締りの推進

- 交通取締資機材のより一層の整備を図り、各地域の交通実態や交通事故発生状況等を十分に分析したうえで、「ながら」や「あおり」運転、飲酒運転等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反や信号無視等の交通事故に直結する交差点関連違反取締り等、交通事故の抑止に資する交通取締りを推進します。
- 自転車利用者による交通違反に対しても、指導警告や検挙措置を講じるなど、厳正に対処します。

施策26 犯罪に強い社会の実現

〔現状と課題〕

- 刑法犯の認知件数は、平成15（2003）年をピークに減少傾向にあったが、令和4（2022）年は8年ぶりに増加に転じ、県民の体感治安に直結する窃盗事件や特殊詐欺事件が多く発生しているほか、子どもや女性を狙ったストーカー・DV事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案、新しいサービスや技術を悪用するなど悪質・巧妙化の一途をたどるサイバー事案等が社会問題となっています。
- 発生した事案に対して的確に捜査するとともに、人身の安全を確保する取組みを強化するほか、地域防犯力を高めつつ、特殊詐欺対策、サイバー事案対策等効果的な犯罪対策を講じていく必要があります。
- 事件認知後の迅速・的確な初動捜査体制を確立するとともに、各種捜査支援システムの有効活用等により客観証拠を確実に収集して、被疑者の早期検挙を図る必要があります。
- 治安に対する新たな脅威や社会情勢の変化に的確に対応するため、地域の安全拠点となる警察署や交番・駐在所のセキュリティや機能の強化、警察活動を支える各種情報システムの高度化、装備資機材等の充実を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 犯罪防止に向けた取組みの推進

- 県民に身近な犯罪を抑止するため、自主防犯活動の促進や防犯カメラ設置の普及促進を図るなど犯罪の抑止に配慮した環境の整備等、官民一体となって地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策を推進します。
- 社会の不安要因となっているストーカー・DV事案、児童虐待事案等から子どもや女性を守るため、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対処を徹底します。
- 特殊詐欺の被害を防止するため、徹底した検挙を行うとともに、高齢者に重点を置いた広報啓発活動や金融機関等と連携した被害の未然防止対策を推進します。
- 少年の規範意識の向上に向けて、効果的な非行防止教室の開催や、中学生が主体的に取り組む非行防止活動への支援などの取組みを推進します。
- 犯行形態が高度化、複雑化するサイバー事案に対して、産学官が連携した被害防止活動や捜査員の対処能力の向上、悪質事犯の取締りなど、抑止と捜査の両面からの取組みを推進します。
- 香川県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援事業として法律相談及び心理カウンセリングの充実のほか、見舞金の給付や再提訴費用の助成を行うとともに、県民の理解を深めるため「犯罪被害を考える週間」による広報・啓発活動等を推進します。

2 犯罪の徹底検挙

- 複雑巧妙化する犯罪、社会を脅かす殺人・強盗等の重要犯罪に対しては、事件認知後の迅速・的確な初動捜査体制を確立するとともに、各種捜査支援・分析システムの高度化と有効活用、DNA型鑑定をはじめとする科学捜査力の充実・強化等により、客観証拠を確実に収集して、被疑者の早期検挙・事件解決を図ります。
- サイバー空間の脅威、暴力団犯罪や特殊詐欺などの組織犯罪、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に対しては、社会の変化に応じた捜査の高度化を一層推進し、徹底した検挙を行い、また、テロ等の未然防止や災害に伴う社会秩序の維持のため、それらの対処力を強化するとともに、関係機関・団体、個々の事業者等と協働した迅速かつ的確な事態対処を図り、社会全体で地域の危険と不安から県民を守ります。

3 警察活動を支える基盤の充実・強化

- 地域の安全拠点となる警察署や交番・駐在所の耐災害性の強化や通信基盤の堅牢化等を進め、施設のセキュリティや機能の強化を推進します。
- 「県民のため」の活動に第一線警察がまい進できるよう、警察活動を支える各種警察情報システムの高度化や装備資機材等の充実を図ります。
- 治安に対する新たな脅威等に的確に対処し、県民の安全・安心を確保するため、優秀な人材確保や人材育成に努めるなど、人的基盤の充実・強化を推進します。

施策27 暮らしにおける安全確保

〔現状と課題〕

- 令和3（2021）年6月から、H A C C Pに沿った衛生管理の実施が義務化され、原則すべての食品等事業者が、衛生管理計画の作成や実施状況の記録を残すこととなり、この食品等事業者みずからが実施する衛生管理が適切に運用されることが重要です。
- 広域・大規模な食中毒や輸入農産物の残留農薬問題など、全国的に食品に対する信頼を揺るがす事件が頻発したことで、食の安全・安心への県民の関心がこれまで以上に高まっており、食品における表示の適正化や、農薬の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性とトレーサビリティの確保が求められています。
- 消費生活相談の件数は、毎年度概ね5,000件から6,000件で推移していますが、消費者トラブルの内容は複雑・多様化するとともに、手口も悪質・巧妙化しています。架空請求をはじめ、巧妙な手口で金品をだまし取る特殊詐欺や高齢者を狙った悪質商法が発生し、被害の未然防止や早期対応が求められるとともに、消費者の自立を支援するための教育や啓発を行うことも必要です。
- 薬物乱用問題は、薬物の多様化や、中高生の薬物乱用など低年齢化が懸念されています。特に、若年層に対しては、大麻の乱用が拡大している傾向にあるため、より効果的な広報啓発活動を行うことが必要です。
- また、治療以外の目的で所持や使用が禁じられている「医療用麻薬」や、危険性が高く、誤った使用により大きな事故を引き起こす可能性のある「毒物劇物」の適正管理が求められています。

〔取組みの方向〕

1 食品等の安全確保

- 食品等事業者みずからが実施する衛生管理を推進するため、食品等事業者に対して、計画的な監視指導を行うとともに、H A C C Pに沿った衛生管理が実施され、検証や見直しが適切に行われるよう講習会の開催などの支援を行います。
- 食品の安全確保を推進するため、生産から消費までの各段階における監視指導を実施するとともに、残留農薬等の検査技術の向上や検査機器の整備に努め、県内に流通する国内農産物、輸入農産物などの残留農薬等の検査を実施します。
- 「県病虫害雑草防除指針」の作成や生産部会ごとの防除暦の監修等により、生産現場での農薬や動物用医薬品等の適正使用の指導を徹底するほか、G A P（農業生産工程管理）などの推進により、農産物の安全性やトレーサビリティの確保に努めます。

2 消費生活における安全確保

- 消費者の安全を確保するため、国、県、市町、警察等の関係機関が連携・協力し、消費者への啓発の徹底や相談業務の充実を図ります。また、事案の早期把握に努め、金融機関等の関係機関へ情報提供を行うとともに、法に基づく指導、行政処分や、あらゆる手法を駆使した早期の検挙により、被害の拡大防止を図ります。
- 消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動できるよう、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場において、消費者教育を推進するとともに、地域等で消費者教育の担い手となる人材の育成を図ります。

3 薬物乱用の防止の推進

- 薬物乱用を根絶する社会環境を作るため、各種広報活動、香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員等を通じた啓発活動、薬物乱用防止教室やキャンペーン等を実施するとともに、薬物の再乱用を防止するため、保健所、精神保健福祉センターなどによる相談事業や薬害教育に取り組みます。
- 医療用麻薬等が適正に管理されるよう、医療機関等に対する監視・指導を行います。また、毒物劇物が適切に取り扱われるよう、毒物劇物営業者に対して計画的な監視・指導を実施するとともに、広く毒物劇物取扱者に対しても、適正な保管管理等の徹底を指導します。

施策28 セーフティネットの充実

〔現状と課題〕

- 県内の生活保護世帯数は、近年微減傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、その状況について注視していく必要があります。また、全国的に、非正規雇用の労働者や年収200万円以下の給与所得者など、生活に困窮するリスクの高い層が増加している状況にあります。このため、生活保護を受給する前の生活に困窮している人に対し自立支援を行うとともに、生活保護が必要な人には必要な保護を行い、世帯の自立が図られるよう支援していく必要があります。
- 自然災害による被害を受けた場合、被災者の生活再建のためには、各種支援制度の活用を図りながら、住民同士が助け合い、暮らしの場である地域を復旧・復興するという視点で取り組むことが大切です。
- 県営住宅の入居者数は、漸減傾向にあるものの約7千人の方が入居しており、住宅セーフティネットの中核としての役割を担っています。今後も引き続き、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に取り組む必要があります。

〔取組みの方向〕

1 生活援護の充実

- 生活に困窮している人に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金の交付などを実施し、自立のために必要な助言や支援を行うとともに、生活保護が必要な人に対しては、生活保護法に基づき必要な保護を行い、最低限度の生活の保障と自立に向けた支援を行います。

2 被災者支援対策の推進

- 自然災害による被害を受けた被災者みずからが生活再建への意欲を持てるよう、被災者生活再建支援金の支給や災害援護資金の貸付など、各種支援制度を適切に運用するとともに、被災地の実情に応じた支援対策を市町とともに推進します。

3 住宅対策の推進

- 住宅に困窮する低額所得者に対して、セーフティネットの中核としての機能が図られるよう県営住宅の改修や修繕を行うとともに、特に高齢者、障害者、子育て世帯などには優先的に入居できるよう配慮します。また、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅について、より一層の登録を促進するため、制度の普及や情報提供に努めます。

分野 10

定住人口の拡大

施策

| | |
|----|-------------|
| 29 | 移住の促進 |
| 30 | 若者の定住促進 |
| 31 | 地域を支える活動の促進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-------------------|---|-----------------|---------------------------------|--|------|
| 47 | 人口の社会増減 | ▲430人 (R4年) 国内社会増減 ▲2,834人 国外社会増減 2,213人 県内移動・ 不明分 191人 | 1,000人 (R7年) | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | かがわ人口ビジョン(R2年3月改訂版)で、R6年以降に社会増減を年間1,000人程度とすることを目標としていることを踏まえて設定する。 | 29 |
| 48 | 県外からの移住者数〔累計〕 | 8,951人 (H28～R2年度) | 12,400人 | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | H26～R2年度の実績値を勘案し、R3年度から毎年度120人増をめざす。 | 29 |
| 49 | 若者(15歳～39歳)の社会増減 | ▲1,402人 (R4年) | 251人 (R7年) | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | かがわ人口ビジョン(R2年3月改訂版)で、R6年以降に社会増減を年間1,000人程度とすることを目標としており、その内訳として、15歳～39歳の社会増は251人とされていることを踏まえて設定する。 | 30 |
| 50* | 県内大学卒業生の県内就職率 | 42.2% | 52% | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | 関係機関と連携した総合的な取組みの推進により、国の創生総合戦略を上回る伸び率を目標として52%をめざす。 | 30 |
| 51 | 県内で活動する地域おこし協力隊員数 | 58人 | 73人 | 市町が地域づくりに取り組んでいる状況を示す指標 | 各市町の地域おこし協力隊の活用(特別交付税算定対象)数における年度毎の増加数を踏まえて設定する。 | 31 |
| 52 | 地域運営組織の組織数 | 82組織 (R3年度) | 96組織 | 地域課題の解決にむけての取組状況を示す指標 | H27～R元年度組織設置数から約10%の増加をめざす。 | 31 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 29 移住の促進

〔現状と課題〕

- 本県の人口は、平成12（2000）年以来、減少が続いており、令和5（2023）年4月1日現在では約92.7万人となっています。令和4（2022）年香川県人口移動調査報告では、転入者数33,645人、転出者数34,075人、430人の転出超過となっており、社会増減は転出超過傾向が続いています。
- 一方で、本県への移住者数は、令和4（2022）年度は2,499人となっており、働き方や意識の変化により地方移住への関心が高まる中、移住に対する関心度やニーズに応じた施策の展開、デジタルの活用等により、移住・定住の促進に取り組み、本県への人の流れを創出する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 かがわの魅力の情報発信

- 移住の検討を始める方などに対して、市町や関係機関と連携した大都市圏での移住・交流フェア等の開催や、移住ポータルサイトやSNS、インターネット広告等さまざまな媒体の活用を通して、本県の魅力、旬の情報等を積極的に広く発信します。
- 自身の移住体験をもとに本県魅力を伝える「かがわ暮らし応援隊」などの協力を得て、移住希望者や移住者に対する広報や助言等を行います。

2 仕事や住まいのマッチング

- コーディネーターの配置等により、移住希望者等のニーズに応じた情報提供やきめ細かな相談対応に努めます。
- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」が運営する就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用してUJターン就職を促進するなど、移住希望者等への仕事のサポートを行います。
- 移住者等への空き家改修等補助や、空き家バンクによる住宅の斡旋、相談対応など、市町や関係機関等と連携した取組みにより、住まいの面でもサポートします。
- 本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進的な農業経営体との交流、体験などの機会を充実させ、本県での円滑な移住就農を促進します。

3 定住のサポート

- 移住された方々に安心して暮らし続けてもらえるよう、相談しやすい仕組みを整えるとともに、移住者交流会の開催などにより、移住者同士のネットワークづくりを進め、定住を支援します。
- テレワーク拠点の開設支援などにより、テレワークの活用等を通じた定住人口の拡大を図ります。

施策 30 若者の定住促進

〔現状と課題〕

- 本県の大学進学者のうち、8割以上が県外に進学しており、年齢層別の人口移動の状況を見ると、この年齢層で大幅な転出超過になっています。
- 県内就職を希望する学生などに対するきめ細かな相談対応やUJIターン就職の積極的な支援など、若者の県外流出に歯止めをかけ、若者を呼び戻す取組みがより一層求められています。
- 「県内には希望する企業や仕事がない」、「働きたいと思うような企業や仕事が増えれば県内に就職したい」などと受け止める県外大学進学者がいる中、県外流出の流れに歯止めをかけるには、若者が地方で働きたいと思える魅力的な働く場を創出することが必要です。

〔取組みの方向〕

1 県内就職の促進

- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」において、きめ細かなマッチング支援や県内企業の情報発信を行うとともに、関係機関と連携して合同就職面接会等を開催するほか、東京・大阪事務所等を拠点として、UJIターン就職支援を行います。
- 県外大学への訪問などを通じて県内企業の魅力を伝えるとともに、就職支援協定の締結などで県外大学との効果的な連携を図り、県外学生の県内就職を促進します。
- 本県独自の大学生等への奨学金制度等により、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的理由で修学が困難な大学生等に対し、日本学生支援機構の奨学金制度との連動も図りつつ、奨学金を貸し付けることで修学を容易にするとともに、県内就職者への返還免除等を実施することで、若者の地元定着を促進します。
- 高校生が、出前授業や県内企業等と連携したインターンシップなどを通じ、働き方の基礎知識や県内企業等の魅力を学ぶことで、自身の将来を考える際に県内就職が選択肢の一つとなるよう、高校での「キャリア教育」を推進します。

2 若者に魅力のある働く場の創出

- 若者にとって魅力的で、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者の働く場を創出することで、若者の県内定着と県経済の活性化を促進します。
- 「Setouchi-i-Base」を拠点として、特に地方で不足しているデジタル人材の育成を通じて、イノベーションを促す活動・交流の場の提供、それぞれの仕事づくりにつながるビジネスマッチング支援等、施策を総合的かつ集中的に展開することで、起業、第二創業、既存企業の競争力強化を推進します。

施策 31 地域を支える活動の促進

〔現状と課題〕

- 離島や過疎地域をはじめとする県下の各地域では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など高齢者のみの世帯が増加し、地域の担い手が不足しており、互いに支え合う機能が低下しています。
- 地域づくりの中心を担う地域コミュニティ（地域社会）機能の低下が懸念される中、域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、地域資源を活用して、地域の活性化を図り、活力ある地域づくりを促進することが求められています。
- 活力ある地域をつくるため、地域住民、地域団体、行政、企業、NPO、ボランティアなど、地域外の人材も含めて多様な主体が連携して、地域における福祉、環境美化、防災、防犯などのさまざまな役割を主体的に担うとともに、互いに支え合い、助け合う多彩な機能を有する地域コミュニティづくりを促進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 地域拠点とネットワークづくり

- 人口減少や少子高齢化の傾向が顕著な地域コミュニティの活性化を図るため、魅力ある地域資源を最大限に活用した、個性豊かで活力ある地域づくりを促進します。
- 地域づくりに関わる人材育成の研修や先進事例等の情報共有を行うなど、市町や地域住民が主体となった地域コミュニティづくりに対する支援を行うとともに、地域おこし協力隊が中心となって、地域づくり活動の情報発信等の取組みを進めます。

2 地域で支える体制の整備

- 地域住民、地域団体、行政、企業、NPO、ボランティアなど、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重し、共助に関する意識啓発や活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携を拡大・強化します。
- 住民による声かけ・見守り活動や高齢者が集まりやすい通いの場づくりを推進する市町を支援します。
- 市町や地域住民などの団体と連携・協働することにより、地域住民の自発的意欲による道路、河川や海岸の環境美化・愛護活動を促進するほか、地域の防災力を強化するため、市町や関係団体と連携し、災害時に機能する自主防災組織の育成強化を推進するとともに、研修や講習会を通じて、防災活動の中心となる地域防災のリーダーの養成に努めます。また、市町とともに、民間事業者などの協力を得て、消防団員の確保に努めます。

- 県民が安心して暮らせる犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、地域住民、行政、事業者等が協働し、身近な犯罪を抑止するための自主防犯活動や地域の高齢者を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教室の実施など、多彩な地域コミュニティ活動を促進するほか、防犯カメラ等の設置促進による防犯環境の整備、通学路等を中心とした交通事故の起きにくい交通環境の整備、地域住民によるボランティア活動等を通じた防犯意識や交通安全意識の高揚などを図り、地域社会全体で安全を守るための取組みを進めます。

3 地域を支える人材の育成等

- 地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート役を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」及び協議体の運営・機能強化等について、市町が円滑に取り組めるように支援します。
- 「高齢者いきいき案内所」により、高齢者が長年培った豊かな経験や知識、技能を地域のために生かすことができるよう、活躍の場を案内するとともに、かがわ長寿大学において、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者の養成を図ります。

4 地域課題の解決に向けた関係人口の創出・拡大

- 多様な形で特定の地域に継続的に関わる地域外の人々（関係人口）と地域住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるよう、市町と連携し各地域における関係人口の創出・拡大を促進します。
- 関係人口と連携・協働して行う地域づくり活動を支援するとともに、地域外の人々が離島等の地域を訪れる仕掛けづくりなどの取組みも進めます。

分野 11

魅力ある大学づくり

施策

| | |
|----|-------------|
| 32 | 県内大学等の充実強化 |
| 33 | 県内大学等との連携強化 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------|----------------------------|--------------|---------------|--------------------------------------|--|------|
| 53 | 県内大学等における関係機関との連携協定締結数〔累計〕 | 328件 | 423件 | 若者の県内定着を図るため、魅力ある大学づくりに向けた支援の成果を示す指標 | H28～R2年度の連携協定締結数(20件)を勘案し、R3年度から毎年度22件の締結数をめざす。 | 32 |
| 50 * | 県内大学卒業生の県内就職率【再掲】 | 42.2% | 52% | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | 関係機関と連携した総合的な取組みの推進により、国の創生総合戦略を上回る伸び率を目標として52%をめざす。 | 33 |
| 54 | 県内大学等におけるリカレント講座の受講者数 | 859人 | 1,200人 | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | H28～R2年度の平均(1,185人/年)を勘案し、R3年度から毎年度1,200人をめざす。 | 33 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 32 県内大学等の充実強化

〔現状と課題〕

- 県内大学は、地域の「知の拠点」として、地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、企業や高校等と連携し、人口定着に向けて取り組むなどさまざまな分野で地域の活性化に貢献しています。
- 大都市圏への過度の集中のリスクが再認識され、今後、地方大学には、地域の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、これまで以上に地域の課題やニーズを踏まえた県内大学等の魅力づくりが必要です。
- 私立専修学校・各種学校は県内出身者の割合が高く、また、県内企業に多くの即戦力となる人材供給を行うなど、人口定着や地域経済の活性化に貢献していますが、より一層の人口定着、地域経済の活性化を図るため、学校の魅力を向上させ、地域のニーズを踏まえた職業教育の質を高めていく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 若者から選ばれる大学等の魅力づくりに向けた支援

- 大学を取り巻く環境の変化や地域のニーズを的確に捉えながら、県内大学等の強みを生かした魅力づくりを支援するとともに、県内大学等が連携して取り組むことが効果的な広報活動や地域連携活動を促進します。
- 県内高校生の県内大学や私立専修学校等に対する認知度を向上させるため、県内大学等と県内高校が連携した取組みを進めます。
- 中長期的な視点で地域のニーズを反映した県内大学等の将来構想策定を支援します。
- 人口減少対策及び地域経済に貢献する職業人材を育成する観点から、大学や私立専修学校等における地元企業等との連携による実践的な職業教育の質の向上に向けた取組みを支援します。
- 県立保健医療大学では、看護師基礎教育を充実し、地域の将来の看護を担う中核的な看護職員の育成をめざします。また、同大学院実践者養成コースにおいて、より高度で専門的な学術理論や質の高い実践能力を有する保健師・助産師の育成を推進します。

施策 33 県内大学等との連携強化

〔現状と課題〕

- 本県の人口は減少し続けており、社会増減では、特に 15 歳～29 歳の若い年齢層で転出超過が顕著で、大学等への進学時や就職時における若者の県外流出が続いています。
- 本県の社会経済を支える人材をいかに確保、育成し、その定着を図っていくかが大きな課題となっており、地域における人材の育成や定着、人材が活躍する場の形成に向けた取組みが求められています。
- 地方大学に求められる役割が大きく変わりつつある中、県内大学等が地域ならではの人材育成や地域経済を支える基盤として、その役割を発揮するためには、地方公共団体や産業界等との連携がこれまで以上に必要です。

〔取組みの方向〕

1 県内大学等との連携強化

- 若者が多く集まる大学等を基点として、産業界や自治体が集まり、産学官で連携する枠組みにおいて、人材の育成や定着、人材が活躍する場の形成に向けた議論と実践に取り組みます。
- 地域の社会経済を支える人材の育成・定着や地域活性化を図るための地域課題への対応のほか、地域の産業振興、県内大学等の教育の向上や研究の促進、情報提供などの取組みを推進します。
- 県内大学の就職担当者と県内企業の採用担当者が情報交換する場を設けることにより、県内大学生の県内就職の促進を図ります。
- 県内高校生の県内大学等に対する認知度の向上を目的として、県内大学等と県内高校が連携した取組みを進めます。
- 県内大学等との連携を強化し、幅広い年齢層を対象に地域のリカレント教育を推進するなど、地域を担う人材の育成・確保に努めるとともに、県内大学等の持つ資源を有効に活用し、地域貢献等によりその魅力を高めます。

分野 12

人権尊重社会の実現

施策

| | |
|----|------------|
| 34 | 人権啓発の推進 |
| 35 | 人権・同和教育の推進 |
| 36 | 人権擁護活動の充実 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|------------------------------------|--------------------|------------|--|---|------|
| 55 | 人権・同和研修参加者数〔累計〕 | 60,351人 (H28～R2年度) | 70,000人 | 県が実施する人権及び同和関連の研修会への参加者を示す指標 | H28～R元年度の平均(13,227人)を勘案して、毎年14,000人の参加者の確保をめざす。なお、R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くの研修が実施できず参加者数が7,443人とどまったため、目標値の設定根拠の数値に含めない。 | 34 |
| 56 | 人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合 | 61.2% | 100% | 学校教育における人権・同和教育の取組みの成果を示す指標 | R3年度に改訂した当ハンドブックを活用し、R3年度からの5年間で100%の学校が当ハンドブックを活用した校内研修が行えることを目標とする。 | 35 |
| 57 | 隣保館職員の相談援助研修受講率 | 72.2% | 75% | 隣保館職員がスキルアップのために、県の実施する相談援助研修の受講率を示す指標 | 職員が2人以下の隣保館は全員が、3人以上の館は職員の70%以上が研修を受講済となることをめざす。(R元年度は、69.8%)。 | 36 |

施策 34 人権啓発の推進

〔現状と課題〕

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、性的少数者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者、犯罪被害者などに関するさまざまな人権問題が存在し、近年は、配偶者からの暴力、児童虐待、ハラスメント、インターネットを用いた誹謗中傷や部落差別などの人権侵害が顕在化しています。
また、経済的に厳しい母子家庭をはじめとするひとり親家庭は増加傾向にあるうえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく、女性や子どもの貧困問題が顕在化し、懸念されています。
- 同和問題については、国の特別措置法失効後、香川県人権・同和政策協議会意見具申を踏まえ、これまでの特別対策の成果が損なわれないよう、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、住民の生活の安定と向上を図るための施策を総合的に推進するとともに、県民の同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るための取組みを進めています。
- 令和元（2019）年に実施した県政世論調査では、日本の社会に同和問題、部落差別などといわれる問題があることを92%の人が知っていると回答しています。また、これまで見聞きした同和問題に関する差別について、「結婚問題での周囲の反対」「差別的な言動」「身元調査を実施すること」が高い割合を示しています。
- 平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されており、この法律の趣旨を踏まえ、引き続き啓発を推進するとともに、啓発活動の障害となる「えせ同和行為」の排除に取り組む必要があります。
- これまで、県、市町や各種団体で構成する香川県人権啓発推進会議を中心に、人権週間等節目となる機会をとらえて県民総参加の啓発活動を展開するとともに、マスメディアによる広報をはじめ、研修会、講演会の開催など、さまざまな啓発活動を実施してきました。しかし、昨今、その内容が必ずしも県民の関心・共感を呼び起こすものになっていないことなどが指摘されています。
- 人権啓発を推進するに当たっては、今後とも、効果的な手法の採用、多様な機会の提供、県民参加の促進、実施主体間の連携、特定の職業に従事する者に対する研修の充実などに努めながら、さらに時代の変化に対応した啓発媒体の活用も検討する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 変化に対応した人権啓発の推進

- いじめや児童虐待、ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、人の人格や生命を尊重する意識が薄れてきていることから、人格や生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような取組みを進めます。

- 県民参加型の人権啓発イベントを国、市町、関係団体、NPOなどと連携して開催します。また、ボランティア団体やNPOなどによる啓発活動を促進し、県民が幅広く人権問題について主体的に考え、体験できる機会の充実に努めます。
- テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアのほか、インターネット空間における情報の価値が相対的に高まっていることから、啓発媒体としてインターネットを有効に活用するなど、変化に対応した啓発を推進します。
- 地域のコミュニティ施設である公民館や隣保館などが、住民に身近な人権啓発の拠点としての機能を十分に果たすことができるよう支援に努めます。また、人権啓発の拠点施設である香川県人権啓発展示室の利用の促進を図ります。
- 香川県人権啓発推進会議や香川県人権啓発活動ネットワーク協議会などとの連携を強化し、また、ボランティア団体やNPOなどの民間団体についても、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、協働の推進に努めます。
- 人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重されるすう勢にあることから、啓発資料の提供などを通じ、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。
- 啓発の中核的な役割を担う指導者等の養成や資質の向上に努めるとともに、各人権課題別の専門家などの情報を収集・整理し、その活用を図ります。

2 企業における啓発活動の支援等

- 公正な選考採用の確保や差別事件の防止・根絶を図るため、国との連携協力のもと、研修講演会、リーフレットなどの配布、企業訪問などにより企業に対する啓発を行うとともに、企業における自主的な啓発活動が充実するよう支援に努めます。
- 職場におけるさまざまなハラスメントの防止や各人権課題に関する配慮について、啓発に努めます。

3 特定の職業に従事する者に対する研修の充実

- 人権啓発の推進に当たり、公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実や情報提供などの協力を努めます。

4 えせ同和行為の排除

- 市町、法務局、警察など関係機関と密接に連携しながら、「えせ同和行為」に対する適切な対応などについて、事業主をはじめ広く県民に対して周知を行うなど、「えせ同和行為」の排除に向けた取組みに努めます。

施策 35 人権・同和教育の推進

〔現状と課題〕

- 学校などにおいては、幼児児童生徒一人ひとりを大切にしながら、各教科や道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間などで、発達段階に応じて、人権の意義や大切さを教えています。しかし、子どもの学びが知識や理解で留まっており、人権教育を通じて育てたい子ども像である「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」へつながっていない面が見られます。
- 社会教育においては、学校や家庭、地域との連携を大切にしながら、公民館などでの研修講座や人権講演会の実施、研修資料の配布などを行うことにより、人権教育の推進に取り組んでいます。しかし、近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者など人権問題の複雑化・多様化が進む中であって、さらに総合的な推進が必要となっていること、研修内容について改善の必要があることなどの課題が指摘されています。

〔取組みの方向〕

1 学校教育における人権・同和教育の推進

- 指導内容や指導方法の充実に努めることで、人権を尊重する意欲や態度を高め自他の人権を守る実践行動ができる子どもを育成します。そのため、学校などにおいては、人権課題の当事者による講演会や参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。
- 学校生活のあらゆる場を通して、自己をかけがえのない存在として認識できるよう、指導の充実に努めるとともに、人権が尊重され、安心して学ぶことのできる学校生活の環境づくりに努め、互いに認め合い、高め合うために行動できる仲間づくりを推進します。
- 個々の児童生徒の課題解決に向けた支援の充実に努めるため、分かる授業の実践や個に応じた指導の工夫などを行い、また、問題行動の背景にある要因を多面的に分析し、その共有化を図ることにより、児童生徒の支援に当たります。
- 人権・同和教育を効果的に推進するため、基本的人権を尊重するという精神を高めながら、学校、家庭、地域の連携のもと総合的な取組みを推進します。

2 社会教育における人権・同和教育の推進

- 指導者の養成については、指導資料の充実に努めるとともに、実践に役立ち、指導力の向上につながるよう、研修内容の工夫、改善に努めます。
- 社会教育関係者などへの研修については、出席者が参加・体験できる学習形態を取り入れることにより、研修内容の工夫、改善を図るとともに、各市町教育委員会と連携して、研修会等への参加の促進に努めます。

施策 36 人権擁護活動の充実

〔現状と課題〕

- 令和元（2019）年に実施した県政世論調査では、人権侵害があった時、「何もせず、我慢した」と答えた人は前回（平成 26（2014）年）調査と同程度で 51.2%、「県庁・市役所・町役場・学校・隣保館に相談した」と答えた人は前回調査と同程度で 8.6%にとどまっています。また、人権に関する悩みごとに対応するため、女性、子ども、障害者、性的少数者、ハンセン病回復者、犯罪被害者の個人人権課題を扱う相談窓口のほか、同和問題をはじめ人権問題全般に対応する人権相談窓口を設置していますが、この窓口への人権相談も年間 200 件程度で推移しており、これら相談機関の有効な活用を促進することが重要です。
- 人権意識の高まりにより、相談内容、相談者のニーズが複雑・多様化していることから、その場で解決まで至らないケースもあるため、関係機関の連携が重要になってきています。
- 結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査等を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の認知度は、令和元（2019）年に実施した県政世論調査では 1 割程度と低い状況です。県民の基本的な人権を擁護するため、部落差別につながる身元調査等は行わないよう、その周知徹底を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 人権相談・支援事業の充実

- 総合的な相談窓口として設置した県の人権相談窓口では、人権相談員が人権に関するさまざまな悩みごとについて、必要な助言や情報の提供を行うとともに、相談制度の周知に努めます。また、県民からの相談に対し、本人の意思を尊重しつつ、適切な機関への紹介、取次ぎが行えるよう、関係機関相互の情報交換や意見交換に努めます。
- 人権相談のうち法的な問題を含む相談については、弁護士による法律相談、また、差別的な取扱いや言動については、人権調整委員が公平中立の立場から双方の間に入り、話し合いが円滑に進むようあっせんに努めます。
- さまざまな相談に迅速かつ適切に対応できるよう、国・市町、警察、NPO等の民間団体などの関係機関と連携し、不当な差別などの人権侵害に苦しむ被害者の救済を図ります。特に、市町は県民にもっとも身近な相談窓口であることから、市町の相談事業に対しても情報提供、助言などの支援に努めます。
- 人権相談における相談事例の集約・分析を通して、人権を取り巻く現状や課題の把握に努め、人権教育・啓発に生かします。

2 隣保館における相談事業の支援

- 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決や自立支援のための地域の拠点である隣保館が実施する相談事業を支援するとともに、相談援助技術の向上など隣保館職員の資質向上に向けた研修の実施などに努めます。

3 部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底

- 県民や事業主に対し、研修会などさまざまな機会をとらえ、効果的な啓発手法を創意・工夫しながら、部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底を図るとともに、必要な指導・助言を行い、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止に努めます。

分野 13

青少年の育成と県民の社会参画の推進

施策

| | |
|----|-----------------|
| 37 | 青少年の健全育成 |
| 38 | NPO・ボランティア活動の促進 |
| 39 | 生涯学習の促進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--------------------|--------------------|---------------|--|--|------|
| 58 | 香川県青年センターの利用者数 | 49,850人 | 64,000人 | 県内青少年の各種研修・団体活動・国際交流などの拠点施設である香川県青年センターの利用状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度の施設利用者数が大幅に減少している。R3年度以降は回復に転じると見込み、H24～R2年度までで最多の利用者数となったH28年度を考慮した数値(64,000人)を設定する。 | 37 |
| 59 | 認定(特例認定)特定非営利活動法人数 | 8法人 | 13法人 | 認定を受けたNPO法人を増やすことで本県のNPO法人の活性化につながると期待されることから設ける指標 | 毎年度1法人以上の認定(特例認定)NPO法人の増加をめざす。 | 38 |
| 60 | 県立図書館の利用者数 | 409,783人 (R3年度) | 480,000人 | 生涯学習活動を支える拠点として、県立図書館の利用状況を示す指標 | コロナ禍のため、利用者数は大きく減少したが、以前の水準(H29～R元年度の平均)より増加させ、当初計画策定時、過去5年うちの最高値と同程度をめざす。 | 39 |

施策 37 青少年の健全育成

〔現状と課題〕

- 少子化や情報化の進展により、同世代や異世代の青少年との交流、自然体験や社会参加等が減っており、青少年の社会性が十分にはぐくまれていない状況にあるため、多様な活動機会の提供、社会参加の促進などによって、社会の一員として自立できるよう支援する必要があります。
- 社会経済情勢や雇用環境の大きな変化を背景として、ニートやひきこもりなど青少年の抱える問題が深刻化しています。また、非行少年等の検挙・補導人員は、令和3年以降増加しており、少年非行を減らす取組みを進める必要があります。このような困難を有する青少年が社会生活を円滑に営めるようにするため、青少年に関わる支援機関や支援者がネットワークを形成して状況に応じた支援を行うことが課題です。
- 核家族化の進行や価値観の多様化、地域コミュニティの変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。このため、県民一人ひとりが青少年の成長と自立を支援する責任を自覚し、行政はもとより、家庭、学校、地域、事業者、関係団体等が協力して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

〔取組みの方向〕

1 健やかな成長のための支援

- 青少年の基本的な生活習慣の形成を図るため、早寝早起き朝ごはん運動や食育を推進します。また、コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、少年の主張大会など自分の意見や考えを発表する機会の提供、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催、青少年が主体となった規範意識向上のための取組みを推進します。
- 自然体験、文化・芸術体験などの活動機会を提供するとともに、校区会議等による地域における多様な活動機会の提供を促進します。また、青少年に対し、研修、団体活動、国際交流等の活動の場を提供する青年センターの充実を図ります。

2 困難を有する青少年への支援

- ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年やその家族に対し効果的な支援が行えるよう、支援機関や支援者の連携を強化するとともに、支援を必要とする者に情報が的確に届くよう、支援機関の情報提供に努めます。
- 家庭環境や自身に問題を抱えた少年に対しては、関係機関と連携して、親子カウンセリングによる指導助言や各種体験活動などの立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

3 社会全体で支えるための環境整備

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層推進し、地域で子どもたちをはぐくんでいく機運の醸成を図ります。
- 青少年保護育成条例の適切な運用を図り、携帯電話やインターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進します。

施策 38 NPO・ボランティア活動の促進

〔現状と課題〕

- 少子高齢化や人口減少によって地域活力が低下し、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が懸念される中、住民が抱える課題は、多様化、複雑化しており、こうした課題の解決に、NPO・ボランティアも取り組んでいます。
- このようなNPO・ボランティアの活動を促進するためには、活動に対して関心はあるものの、きっかけや機会がないという意見もあることから、参加のきっかけづくりを進めていく必要があります。
- また、多様化、複雑化する課題に的確に対応するためには、柔軟かつ迅速な対応などが可能であるNPO・ボランティアの活動のひろがりづくりを推進する必要があります。
- 特定非営利活動促進法施行から20年以上が経過し、特定非営利活動法人の中には、人材の確保・育成や資金不足などの問題に直面している団体もあります。

〔取組みの方向〕

1 参加のきっかけづくり

- NPO・ボランティアの活動への理解を深め、参加するきっかけとなるよう、ホームページなどさまざまな広報媒体を活用し、情報提供や広報啓発を行います。
- NPOネットワークプラザにおいてNPO・ボランティアに関する相談、情報収集・提供機能の充実に努めます。
- NPO・ボランティア活動を行う人々や関心を持つ人々に向け、出前講座を開催するなど、広く県民に対して活動への理解と参加を促します。

2 活動のひろがりづくり

- ボランティアに関する感動的な活動や心温まる活動を顕彰することにより、ボランティア活動の活発化と全県的な広がり機運を高め、社会的な認識の向上を図ります。
- NPO・ボランティアの人材の確保・育成や資金不足などの課題を解決するために、組織運営能力などの向上を目的とした講座を開催するとともに、相談窓口事業を実施するなど、活動の支援に努めます。
- 県民や事業者などからの寄附金を募り、NPOの活動を支援する基金制度の適切な運用を通して、活動を促進するとともに、支援意識の醸成に努めます。

施策 39 生涯学習の促進

〔現状と課題〕

- 人生 100 年時代を見据えて、これまでの文化活動やスポーツ活動などに加え、社会人の学び直しのための教育など、一人ひとりのライフスタイルに応じた学びの機会が必要です。
- 県民の多様なニーズに対応し、迅速かつ的確に学習情報を提供するため、生涯学習情報システムを充実するとともに、社会的課題の解決を指向する生涯学習の重要性について、大学や市町などと連携しながら、普及啓発を行っていく必要があります。
- 県民に幅広く学習機会を提供するため、本県の中核図書館である県立図書館の一層の機能強化に努める必要があります。

〔取組みの方向〕

1 生涯にわたり学べる環境づくり

- 各市町、大学、民間企業などとの連携・協力のもと、ICT を効果的に活用した幅広い学習機会の提供に努めます。
- インターネットを利用してさまざまな学習機会や学習に関する情報を提供し、県民一人ひとりが迅速かつ的確に生涯学習情報を得られるように努めます。
- 県民の多様な学習ニーズに応えるため、地元大学と連携し、一般の方が大学の講座を受講できるキャンパス講座を実施するとともに、広く社会人に大学教育の機会を提供する放送大学や公開講座などの利用を促進します。
- また、生涯学習や社会教育に関する市町からの相談などに応じるアドバイザーの一層の活用を図ります。
- 県立図書館においては、県民の生涯学習活動を支える拠点となるよう、県民がいつでも気軽に利用できる身近な図書館をめざして、利用者サービスの向上に努めるとともに、市町立図書館や関係機関、団体と連携協力して、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ります。

分野 14

商工・サービス業の振興

施策

| | |
|----|-----------------|
| 40 | 企業立地の促進と産業基盤の強化 |
| 41 | 創業や新事業展開の促進 |
| 42 | 特長ある産業の育成・集積 |
| 43 | デジタル化等による競争力の強化 |
| 44 | 産業の成長を支える人材の育成 |
| 45 | 中小企業の経営支援 |
| 46 | 企業の海外展開の促進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-----------------------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---|------|
| 61 | 企業立地件数〔累計〕 | 158件 (H28～R2年度) | 160件 | 県内への企業立地を促進する施策に取り組んだ経過を示す指標 | H28年度～R2年度の立地件数は5年間で累計158件となっており、目標値140件(H28～R2年度の累計)を上回ったことから、R3～R7年度の目標値は、これをさらに上回る160件とする。 | 40 |
| 62 | 開業した事業所数〔累計〕 | 3,785件 (H27～R元年度) | 3,800件 | 新たな事業及び雇用が生まれ出されることを示す指標 | H27～R元年度の平均増加件数(約757件/年)を勘案し、R2年度から毎年度760件の増加をめざす。 | 41 |
| 63 | 県の創業支援制度の利用者に占める創業等事業者数〔累計〕 | 327件 (H28～R2年度) | 330件 | 創業に係る各種支援制度がどれだけ活用されているかを示す指標 | H28～R2年度の累計件数を上回ることをめざす。 | 41 |
| 64 | 製造業における就業者1人当たりの生産額 | 4,201万円 (R元年度) | 4,319万円 | 労働の生産性を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、製造業者の業績が悪化しており影響を受ける前(H30年)の状態まで速やかな回復を図る。 | 42 |
| 65 | 産業技術センターの研究開発による製品化件数〔累計〕 | 106件 (H28～R2年度) | 110件 | 新商品・新製品の製品化件数は研究開発の成果を示す指標 | H28～R2年度の製品化件数の平均(21.2件/年度)を上回る製品化件数(22件/年度)をめざし、指標を設定。 | 43 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------|---------------------------------|------------------------|---------------|--|--|------|
| 66 * | 現地技術指導件数(産業技術センター) | 160件 (R4年度見込み) | 205件 | 産業技術センターが、県内企業の技術者に対して、個別の課題に対する専門的な技術指導を行うことを通じて、企業の技術力強化や人材育成に取り組んだ状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでの3年間(H28～H30年度)における技術指導件数の増加分の平均(約14件)を基に、R4年度の実績(160件※見込み)から毎年度15件の増加をめざす。 | 43 |
| 67 * | 高等技術学校修了生の就職率 | 81.3% | 80% (毎年度) | 産業人材の育成のために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を示す指標 | H28～R2年度における施設内訓練と委託訓練を合わせた就職率の実績の平均(78.5%)を基に、R3年度から各年度80%以上の水準をめざす。 | 44 |
| 66 * | 現地技術指導件数(産業技術センター)【再掲】 | 160件 (R4年度見込み) | 205件 | 産業技術センターが、県内企業の技術者に対して、個別の課題に対する専門的な技術指導を行うことを通じて、企業の技術力強化や人材育成に取り組んだ状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでの3年間(H28～H30年度)における技術指導件数の増加分の平均(約14件)を基に、R4年度の実績(160件※見込み)から毎年度15件の増加をめざす。 | 44 |
| 68 | 経営革新計画の承認件数〔累計〕 | 146件 (H28～R2年度) | 260件 | 中小企業者の事業の発展、経営基盤の強化に向けた支援の成果を示す指標 | 直近3年(R2～R4年度)の承認件数の進捗を基に、R5～R7年度は50件を見込み、R3～R7年度で累計260件の承認をめざす。 | 45 |
| 69 | 商工会・商工会議所による県内中小企業の年間相談対応件数〔累計〕 | 281,866件 (H28～R2年度) | 285,600件 | 商工会・商工会議所の支援体制の充実・強化への取組みの成果を示す指標 | H28～R2年度の経営指導員・経営支援員の算定人数1人当たりの巡回指導・窓口指導の平均件数(340件)の5%増として、R3年度から毎年度、算定人数1人当たり年間357件をめざす。 | 45 |
| 70 | 海外展開を行った企業数 | 435社 (R4年) | 455社 (R7年) | 海外展開支援の取組みの成果として、貿易取引・海外進出・海外提携企業数の延べ数を示す指標 | 社会経済活動の正常化を見据え、R4年度(435社)を基準に年1.5%増加をめざす。 | 46 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 40 企業立地の促進と産業基盤の強化

〔現状と課題〕

- 近年の企業の海外生産拠点の国内回帰の動きや、地方での拠点整備の機運の高まりを好機と捉え、企業の新規投資を呼び込むため、地域の特性や地理的条件を生かした戦略的な企業誘致が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業の地方移転への関心が高まる中で、県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるために、若者にとって魅力のある情報通信関連産業の誘致に向けた取組みが課題となっています。
- グローバル化の進展に伴い、国内外との競争が激しくなっていることから、本県の産業や四国の拠点性を支える基盤として、高松空港の一層の機能強化やネットワークの充実を図るとともに、必要な道路、港湾等の整備を進める必要があります。
- 人流や物流の面において重要な基盤である鉄道や本四間フェリー等では、高速道路料金施策などの影響により、利用者数が減少し、厳しい経営状況にあります。四国の新幹線の早期実現や本四間航路の確保維持が必要です。
- 県内企業に対してより効果的な支援を行えるよう、産業支援機関、地域金融機関、大学等、行政など、県内企業を支援する側の連携強化や機能強化を図り、支援体制（地域プラットフォーム）を充実させる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 戦略的企業誘致

- 県外からの優良企業の立地を促進するため、知事が企業を直接訪問するトップセールスにより本県の立地環境の優位性等をPRするなど、効果的な誘致活動に努めます。
- 引き続き、市町、金融機関、産業支援機関、経済団体等と連携し、県内外の企業ニーズの的確な把握や投資計画情報の収集を行うことで、社会経済情勢の変化に対応した企業誘致助成等の各種優遇制度の見直しや、積極的な情報発信等に努めます。
- 企業の要望に迅速かつきめ細かに対応するため、ワンストップサービス体制を一層強化し、用地情報の提供や各種行政手続の迅速化など、受入態勢の充実を図ります。
- 企業誘致の基盤となる産業用地を確保するため、民間事業者による工業団地の整備を支援し、優良な製造業や物流業、データセンター等の県内への立地を促進します。
- 本県独自の支援策の拡充などにより、情報通信関連産業の誘致に重点的に取り組みます。

2 産業基盤の整備

- 高松空港が、四国の拠点空港として発展するよう、航空ネットワークの拡充に向けた取組みを進めます。
- 四国の新幹線は、高速道路と並ぶ重要な社会経済基盤の整備であり、観光や産業面での広域的な人流を四国に呼び込むためにも、リニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせた実現に向け、四国が一丸となって、国などに対して強力な働きかけを行うほか、幅広い層の県民に対する理解促進、機運醸成に向けた取組みを進めます。
- 高松空港と高松自動車道の高松西ICを直結する空港連絡道路をはじめ、産業拠点と交通結節点を相互に結ぶ幹線道路等の整備を推進するとともに、国が管理する国道11号などの直轄国道の整備の促進に努めます。
- 高松港や坂出港が四国の物流・交流拠点として発展するよう、長期的な視点から総合的な整備方針を検討し、計画的な機能強化を進めます。
- 高松港での物流の効率化や機能強化を図るため、高松港国際物流ターミナルにおけるコンテナヤードの拡張等を推進するとともに、国事業の高松港複合一貫輸送ターミナル整備等を促進します。
- コンテナターミナルの利用促進に向け、多様化した顧客ニーズの把握に努め、船社や県内外の荷主に対して、積極的なポートセールス活動を実施します。

3 県内企業支援のための地域プラットフォームの強化

- 県内企業のイノベーションの加速や産業人材の育成など、技術面、経営面、資金面での幅広い支援を行うため、産学官連携の充実とともに、地域の企業情報を持った地域金融機関や産業支援機関等との連携強化などにより、地域プラットフォームを強化します。
- 研究開発経験の乏しい受託加工型中小企業や自社製品を持っていない中小企業の研究開発型企業への転換や、高い成長が期待される分野への進出を支援するため、県産業技術センター、かがわ産業支援財団の支援体制を強化します。
- 県等が把握した地域や全国の経済動向や企業活動に対する支援施策などに関する情報を、県内企業に対して幅広く提供し、情報面から企業活動をサポートします。

施策 41 創業や新事業展開の促進

〔現状と課題〕

- 労働人口や域内需要が減少する中、本県経済の活性化を図るためには、経済成長の原動力であるイノベーションの創出や、既存の事業者が自社の強みや経営資源を生かしつつ、成長性のある分野に進出することを促進する必要があります。
- 令和3（2021）年度の本県の開業率は3.5%と全国平均（4.4%）を下回っていることから、チャレンジ精神あふれる起業家が創業しやすい環境整備を強化する必要があります。
- 情報通信関連産業については、デジタル化の推進や若者の働く場の確保等の観点から、より一層重要性を増しているため、特に同産業分野での創業・第二創業を支援することが必要です。
- 新興・再興感染症の感染拡大や頻発する自然災害、地球環境問題、デジタル技術の急速な進展など、将来予測が困難な不確実な時代に対応しうる産業の創出・育成に積極的に取り組み、本県経済の持続的な発展につなげる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 新規創業・第二創業等の創出促進

- デジタル技術を活用し、地域課題の解決に取り組む起業家への創業初期段階における資金面の支援を行います。
- インキュベーション施設の提供や専門コーディネータによる助言など、ハード、ソフト両面の支援により、新規創業やスタートアップの創出を促進するとともに、新規創業後のフォローアップを行います。
- 第二創業や事業の多角化をめざす企業、ニッチトップ企業、成長が期待されるベンチャー企業などの競争力強化のための技術面、経営面、資金面などにおける課題解決等を支援し、企業の成長を促進します。
- デジタル化が加速する時流を踏まえ、情報通信関連産業の育成・誘致の拠点である「Setouchi-i-Base」において、起業家マインドの醸成や新たなアイデアを生み出すための多様な人材が交流する場を提供するとともに、利用者それぞれがめざすイノベーションの創出に向けた相談対応や技術指導、伴走支援等に取り組めます。

2 社会的課題の解決に取り組む企業の新事業展開や創業への支援

- 新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする社会的課題の解決に向けた商品やサービスの開発に取り組む県内企業を支援し、新たな成長産業の育成・集積を図ります。

施策 42 特長ある産業の育成・集積

〔現状と課題〕

- 経済の地域間競争や国際競争が激化する中で、効果的に本県経済の維持・発展を図るためには、本県の特長を生かした産業振興が必要です。
- 本県には希少糖やオリーブといった独自の地域資源や発酵食品等の地域に根差した伝統的食品技術があることに加え、建設・輸送機械、自動車部品、電気機械などの大手企業の工場を中核として、高度なものづくり基盤技術を有する企業が多数立地しています。これら本県ならではの地域資源や技術を生かした産業の集積と成長を促し、本県経済の新たな活力と付加価値の創出につなげる取組みが必要です。

〔取組みの方向〕

1 希少糖産業の振興

- 産学官による希少糖研究の強化や希少糖研究成果の発信などにより、世界をリードする「知の拠点」の形成に努めます。
- 希少糖の生産・試験研究を行う企業の誘致・育成や、食品、医薬品、人や自然に優しい農薬などのさまざまな分野での新商品開発の取組みを促進するとともに、産学官の連携によるネットワークを活用しながら、「希少糖産業」の創出をめざします。
- 県内外の各種イベントなどを通じて、「希少糖＝香川県」のイメージを発信し、世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立を図ります。

2 オリーブ産業の振興

- 全国トップにある本県オリーブ産業の地位を確たるものとするため、オリーブの生産振興、多角的な商品開発や品質向上、ブランド化の強化を総合的に推進します。
- オリーブの生産力の強化を図るため、苗木代や未収益期間等の支援を継続するほか、大規模経営のための栽培技術や高品質・安定生産のための新技術等の開発・普及に取り組めます。
- IOC（インターナショナル・オリーブ・カウンシル）など国際機関との連携により、県産オリーブオイルの品質管理体制を強化し、「かがわオリーブオイル品質表示制度」の高度な信頼性と優位性の確保を図るとともに、採油技術の高度化を支援し、県産オリーブオイルの品質向上に努めます。
- オリーブ畜水産物の安定生産と高品質化を図るとともに、機能性などを生かした多様なオリーブ商品群の開発を支援します。また、オリーブオイルの品質表示制度に加え、香川県産オリーブ関連商品の認証により、ブランド力を強化するとともに効果的な情報発信や販売促進活動を展開します。

3 ものづくり産業の振興

- 県内企業がこれまで蓄積したものづくり基盤技術を一層強化するとともに、先端技術を有する産業技術総合研究所・大学等との連携、企業間連携、県内外の大手企業との連携など多様な連携に取り組み、技術、情報、取引などの戦略的なマッチングを推進します。
- 強みとなるコア技術の強化と戦略的マッチングの推進等に加え、デジタル技術の活用も図りながら、エネルギー・環境関連分野や、ロボット関連分野、高機能材料関連分野など、今後、高い成長が期待される分野への進出を促進します。

4 地域に根差した食品産業の振興

- 発酵食品や冷凍食品などの地域資源や伝統技術を活用し、魅力と競争力のあ
る食品や社会ニーズに沿った食品の開発を支援します。

施策 43 デジタル化等による競争力の強化

〔現状と課題〕

- 本県には、ニッチな分野で活躍するニッチトップ企業が多くあり、こうした企業や、独自の強みを生かし、新たな分野への事業展開をめざす企業などの競争力強化を支援するとともに、地域経済を強力に牽引する企業を育成していく必要があります。
- 成長分野への進出に向けた研究開発や地域資源を生かした製品開発を積極的に支援するとともに、県内企業のものづくり基盤技術やマーケティング力の強化を図る必要があります。
- 企業の競争力強化に資するデジタル技術をはじめとした先端技術については、特に中小企業において、専門的な知識を有する人材が不足していることが導入や活用の支障となっていることから、人材育成や技術面での支援が必要です。

〔取組みの方向〕

1 研究開発力の強化支援

- 県内企業の競争力の源泉となる研究開発力の強化を重点的に支援し、イノベーションを促進します。
- 県産業技術センターの研究開発支援機能を強化するとともに、かがわ産業支援財団、大学、高等専門学校、産業技術総合研究所との連携により、県内企業に対する支援体制を強化します。

2 デジタル技術等の活用支援

- デジタル技術をはじめとした先端技術について、県内企業における活用や新製品開発を促進するため、技術研修会等での人材育成を図るほか、産業技術総合研究所、大学等の専門家等と連携して高度な技術支援を行います。

3 基盤技術の強化・生産性向上等

- 県内企業のコア技術や基盤技術を強化するため研修を充実するとともに、生産性向上のための技術開発や製造現場の改善を支援します。
- 大手企業を含め、県内企業への企業訪問活動などを通じて、企業の競争力強化や事業拡大に係る課題解決に向けた支援を行います。

4 マーケティング力の強化支援

- 販路開拓や新分野展開を支援するための戦略的なマッチングを推進するとともに、売れるものづくりのためのマーケティング力の強化を支援します。

5 知的財産の活用促進

- 県内企業の知的財産活動や知的財産経営を促進し、本県産業の競争力強化と持続的な発展を図るため、知的財産の普及啓発や知的財産の創造・保護・活用の促進、関係支援機関と連携した知的財産支援体制の強化に取り組みます。

施策 44 産業の成長を支える人材の育成

〔現状と課題〕

- 少子高齢化や生産年齢人口の減少が進行する中、県内企業の事業活動の維持・発展を図るためには、これまで培ってきた高度な技術力を受け継ぐとともに、新たな技術や製品の開発を担う人材などを育成し、労働者1人当たりの生産性を向上させることが必要です。
- また、グローバル化やデジタル技術の急速な進展といった環境変化に対応するための人材の確保が急がれています。

〔取組みの方向〕

1 産業人材の育成

- 県内企業の事業活動の維持・発展を進めるため、次代の経営を担う人材、デジタル技術を高度に活用できる人材、イノベーションの原動力となる人材、海外展開を支える人材などの産業人材の育成を支援します。
- 県立高等技術学校のほか、民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練により、県内企業が求める高度な技能や知識を持った技能者を育成します。
- 県内企業等との連携のもと、県産業技術センターにおいて溶接技術などの基盤技術やデジタル技術を活用した革新的なものづくり技術等に係る研修や勉強会を実施するほか、技術相談への対応等を行い、県内企業の基盤技術の強化や特長ある産業の発展、成長分野への進出を担う核となる人材を育成します。

2 技術・技能の伝承

- 県産業技術センター、かがわ産業支援財団、職業能力開発関係機関が連携して、企業が行う技術・技能後継者育成の取組みを支援し、企業内の技術・技能の伝承を促進します。
- 優秀な技能者の表彰や、技能競技全国大会への参加の支援などにより、技能を尊重する気運づくりに努め、技能者の地位の向上を図ります。
- ものづくりの現場が将来の就職の選択肢となるよう、ものづくりの面白さや素晴らしさに触れる機会を若年者に提供します。

施策 45 中小企業の経営支援

〔現状と課題〕

- 急激な人口減少と少子高齢化という社会構造の変化、経済活動のグローバル化やICTなどの技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、急速な原油価格・物価高騰など、内外の情勢が急激に変化し、厳しい環境におかれている中小企業・小規模事業者の持続的・安定的経営や経営力強化を実現するには、資金面での支援のみならず、さまざまな情報や経営資源を活用し、総合的な支援体制を整える必要があります。
- 県内の中小企業では、経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業による雇用の喪失や産業の脆弱化が懸念されることから、円滑な事業承継を促進する必要があります。
- 企業価値の向上や企業競争力の強化の観点から県内でも事業継続計画（BCP）を策定したいとの意向を持つ中小企業が増加しており、策定に必要なスキル・ノウハウの普及が求められます。

〔取組みの方向〕

1 企業の防災意識・防災対策の向上に向けた支援

- セミナーや個別相談会の開催、専門家による指導経費の助成や事業継続への優れた取組みを行う企業の認定を行うことで、BCPの策定・運用を促進し、県内中小企業が災害等による事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧ができるよう支援します。

2 事業承継の促進

- 商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、事業承継診断の実施、専門家による相談対応や助言、事業承継計画策定等の支援など、事業承継に至るまでの各段階に応じた切れ目のない支援を行います。

3 経営支援機能の強化

- 県内の中小企業・小規模事業者の事業の維持・発展、経営基盤の強化に向け、事業者の経営課題に応じた相談や指導などのきめ細かな伴走型の経営支援が行われるよう、商工会や商工会議所の支援体制の整備や指導力の向上を図ります。また、中小企業の組織化や既存組合等の活発な事業展開に向けた、中小企業団体中央会による支援の充実を図ります。

4 資金面での支援

- 金融機関や香川県信用保証協会と協調して実施する中小企業振興資金融資制度を活用した資金調達の円滑化により、県内中小企業・小規模事業者の持続的・安定的経営や経営力強化の実現を支援します。

施策 46 企業の海外展開の促進

〔現状と課題〕

- 令和4年度に実施した「香川県海外展開企業実態調査」(ジェットロ香川)によると、貿易を行っている県内企業は283社、海外に進出している企業は73社、海外の企業との提携を行っている企業は79社(合計435社)で、新型コロナウイルス感染症の影響による停滞から持ち直しの傾向がみられるものの、社会経済活動の正常化に向けて、海外展開の検討初期段階の支援を一層充実させる必要があります。
- 中長期的な視点に立って、東南アジアなど今後成長が期待される国・地域を視野に入れながら、海外展開の対象となる国・地域を捉えて、県内企業の海外展開を支援する必要があります。
- 企業の海外展開は、各企業の目的や戦略がさまざまであることから、県内の支援機関が持つ支援ツールを活用して効果的な支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で浮き彫りとなった、一国集中で販路開拓や部材等の調達を行うことのリスクを低減させる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 海外展開に必要な知識の習得支援

- ジェットロ香川など関係機関との連携により、県内企業が海外展開に必要とされる知識などの習得を支援します。
- 巨大な消費市場である中国をはじめ、直行便が就航している台湾や今後の成長が見込めるASEANなどの国・地域の現地情報や、海外先端技術の収集を支援します。

2 支援機関ネットワークの連携強化

- ジェットロ香川等との連携強化を図るとともに、「新輸出大国コンソーシアム」による関係機関相互のネットワークを生かして、各々の支援ツールを効果的に活用した支援を行います。

3 サプライチェーンの強化支援

- 県内企業のニーズの高い直行便就航国・地域を含めた海外における複数の販売・調達チャネルの構築を支援します。

分野 15

交通ネットワークの整備

施策

| | |
|----|------------------|
| 47 | 広域交通ネットワークの充実・強化 |
| 48 | 地域交通ネットワークの整備 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--------------|--------------|---------------|--|--|------|
| 71 | 定期航空路線利用者数 | 133万人 | 199万人 | 本県の産業や観光振興、拠点性の確保において、必要な役割を担う高松空港における定期航空路線の利用状況を示す指標 | R4年度までの国内線の需要回復や国際線の運航再開状況等を踏まえ、コロナ影響前の実績値(R元年度)まで回復させることをめざす。 | 47 |
| 72 | 主な公共交通機関利用者数 | 31,306千人 | 38,224千人 | ことடன்、JR四国及び乗合バスの利用者数の合計。公共交通機関の利便性及び結節性の向上を図る成果を示す指標 | R4年度までの公共交通機関利用状況等を踏まえ、コロナ影響前の実績値(R元年度)まで回復させることをめざす。 | 48 |

施策 47 広域交通ネットワークの充実・強化

〔現状と課題〕

- 高松空港においては、国際線の新規就航など、航空ネットワークが拡充するとともに、空港全体を一体的に運営する空港運営の民営化が実現しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空需要が大きく落ち込んでいる状況です。今後は、四国の主要都市からのアクセスに優れている高松空港の地理的特徴など、同空港の高いポテンシャルを生かしつつ、航空ネットワークの回復・拡充や、それを支える空港の利用環境の向上に努める必要があります。
- 人口減少や地域活力向上が喫緊の課題となる中、交流人口の拡大や災害時の対応の観点から、四国の新幹線の早期実現が必要です。令和 19（2037）年には、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸され、三大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが誕生することから、それにあわせて四国の新幹線を実現することが重要であり、そのためにも整備計画格上げに向けた法定調査が必要な時期となっています。

〔取組みの方向〕

1 航空ネットワークの充実・強化

- 高松空港が四国の拠点空港として発展するよう、高松空港株式会社等と連携し、航空路線の需要回復、より利便性の高いダイヤへの改善や増便、新規路線の就航など、航空ネットワークの回復・拡充に向けた取組みを行うとともに、交通アクセスの充実を図るなど、空港の利便性の向上に取り組めます。

2 四国の新幹線の実現

- 四国の新幹線は、高速道路と並ぶ重要な社会経済基盤であり、観光や産業面での広域的な人流を四国に呼び込むためにも、リニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせた実現に向け、四国が一丸となって、国などに対して強力な働きかけを行うほか、幅広い層の県民に対する理解促進、機運醸成に向けた取組みを進めます。

施策 48 地域交通ネットワークの整備

〔現状と課題〕

- 地域公共交通については、人口減少・少子高齢化への対応、カーボンニュートラル社会や集約型都市構造の実現などに対応するため、利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークを構築する必要があります。
- 地域経済を活性化し、地域間の競争を優位に進めるためには、市街地等での交通混雑を解消し、都市、空港、港湾、高速道路のICなどの拠点間のアクセス性を一層高めることが重要であり、道路ネットワークの整備を進め、人、モノ等の移動を加速させ、利便性の向上を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 地域公共交通の確保・維持

- 人口減少・少子高齢化への対応、カーボンニュートラル社会や集約型都市構造の実現などの観点から、地域公共交通の重要性はますます高まっており、基幹的な交通は県を中心に、地域に密着した交通は地元市町を中心にといった役割分担のもと、鉄道を中心に、県全体で利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、交通事業者は非常に厳しい経営環境に置かれていることから、国や地元市町、交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上と利用促進に取り組み、利用者数の増加につなげることで、地域公共交通の維持・確保に努めます。

2 MaaSの活用

- さまざまな種類の交通手段を一つのサービスに統合するMaaS（マース）の活用は、公共交通の利便性向上につながるものと考えられることから、各地域や企業等の取組みに関する情報収集などを行うとともに、先進的な事例の調査等を通じて、幅広い観点から検討を進めます。
- 交通事業者間の連携やICTなどの新しい技術を活用した取組みなどを推進することにより、公共交通の利用しやすい環境づくりを進めます。

3 幹線道路等の整備

- 空港へのアクセスの向上や定時性の確保を図るため、高松自動車道の高松西ICと連結する空港連絡道路の整備を進めるとともに、県内企業の事業活動を支える産業基盤及び本県の物流拠点機能の強化を図るため、産業拠点と交通拠点等を結ぶさぬき浜街道などの幹線道路等の整備を推進します。
- 国道11号などの直轄国道の整備促進に努め、高松自動車道等の高速交通体系と一体となった幹線道路ネットワークの構築に取り組みます。
- 高松環状道路の整備により、交通結節機能強化や、高松市中心部における交通渋滞の緩和が期待されていることから、本町踏切のボトルネックの課題の解消を含め、事業化に向けた調査等を促進します。

分野 16

農林水産業の振興

施策

| | |
|----|--------------------------|
| 49 | 農業の担い手の確保・育成 |
| 50 | 農産物の安定供給 |
| 51 | 農産物の需要拡大 |
| 52 | 生産性を高める農業の基盤整備 |
| 53 | 森林整備と森林資源循環利用の推進 |
| 54 | 水産物の安定供給と需要拡大 |
| 55 | 漁業の担い手の確保・育成と生産性を高める基盤整備 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|------------------------------|--------------------|------------|--|--|------|
| 73 | 新規就農者数〔累計〕 | 717人 (H28～R2年度) | 750人 | 農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取組み成果を示す指標 | 直近3年間の平均新規就農者134人／年を基準とし、施策の充実・強化により、1割増しに当たる毎年度150人の確保をめざす。 | 49 |
| 74 | 認定農業者である農業法人数 | 369法人 (R3年度) | 400法人 | 農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取組み成果を示す指標 | 直近の実績及びコロナ感染症拡大等の影響を踏まえ、施策の充実・強化と既存法人の経営安定に努めるとともに毎年10法人程度の増加を図り、R7年度で400法人をめざす。 | 49 |
| 75 | 県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹、花き、オリーブ) | 261ha (R3年度) | 300ha | 「さめきのめざめ」などの県オリジナル品種の野菜、果樹、花き、オリーブの作付状況を示す指標 | H27～R元年度の増加面積(49ha)を勘案し、今後6年間(R2～7年度)で54haの増加をめざす。 | 50 |
| 76 | ブランド農産物の生産量 | 35,475t (R3年度) | 41,810t | ブロッコリー、レタスなどの基幹野菜や県オリジナル品種を中心とした「さめき讚フルーツ」の生産状況を示す指標 | H27～R元年度の平均とR元年度までの各品目の作付面積、生産量等に基づき、R7年度に現状値より3,850t増の41,810tを目標とする。 | 50 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|------|-------------------------------|-----------------------|----------------------|---|---|----------|
| 77 | 小麦「さぬきの夢」取扱店舗数 | 157店舗 | 210店舗 | 小麦「さぬきの夢」を使用したうどん、うどん製品、菓子類などを提供する「さぬきの夢」取扱店舗数を示す指標 | うどん店やうどん製品製造事業者等に対して、一層積極的な働きかけを行うとともに、特に「さぬきの夢」の利用に前向きなうどん店件数を勘案し、製麺講習会や試作用サンプルの提供により、新規店舗数を一層拡大することとし、R3～R7年度の間に125店舗の増加をめざす。 | 51 |
| 78 | 新たに6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数〔累計〕 | 144経営体 | 168経営体 | 6次産業化の取組みの成果を示す指標 | H27～R2年度の平均増加件数を勘案し、R3年度から毎年度10件の増加をめざす。 | 51 |
| 79 | ほ場整備面積〔累計〕 | 7,724ha | 7,803ha | 生産性を高めるほ場整備の取組みの成果を示す指標 | 優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間25haのほ場整備を実施する。 | 52 |
| 80 | 農地中間管理事業による貸付面積 | 3,645ha | 4,300ha | 生産性を高める農地集積・集約化の取組みの成果を示す指標 | R2年度の実績から1.5倍の貸付面積をめざす。 | 52 |
| 81 | 森林整備と木材利用に関する認知度 | 50% (R5.6現在) | 60% | 森林整備と森林資源循環利用の推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3年6月に実施した県政モニターアンケートの結果から13ポイント増加させ、60%をめざす。 | 53 |
| 82 | 県産認証木材の搬出量 | 13,197m ³ | 13,700m ³ | 森林整備と森林資源循環利用の推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3～R4の年平均増加量(696m ³)を勘案し、過去5年間(H28～R2年度)の平均(10,230m ³)から約3,500m ³ の増加をめざす。 | 53 |
| 83 | オリーブ水産物の生産尾数〔累計〕 | 130.0万尾 (H28～R2年度) | 141.4万尾 | 高品質で特色ある養殖水産物の生産状況を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年度)まで速やかな回復を図るため、R3年度から5か年の累計で141.4万尾の生産をめざす。 | 54 |
| 84 | 水産エコラベル認証取得件数〔累計〕 | 2件 (H28～R2年度) | 10件 | 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを示すエコラベルの取得状況を示す指標 | H28～R2年度の実績から、毎年度2件の取得をめざす。 | 54 |
| 85 | 新規漁業就業者数〔累計〕 | 149人 (H28～R2年度) | 165人 | 水産業を支える担い手である新規就業者の確保・育成状況を示す指標 | H28～R2年度の平均就業者数30人/年を基準とし、1割増しにあたる毎年度33人の確保をめざす。 | 55 |
| 86 | 藻場造成面積 | 127ha | 129ha | 多くの生物の産卵・育成の場としての役割だけでなく、水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能や水質を浄化する役割を担う、藻場の造成状況を示す指標 | 県内各地区の情勢を考慮しながら、計画的な造成を行い、R7年度に129haをめざす。 | 55 |

施策 49 農業の担い手の確保・育成

〔現状と課題〕

- 本県の基幹的農業従事者は、過去 10 年間で3割程度減少するとともに、平均年齢が70歳を超えるなど、高齢化の進行も顕著となっています。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、田園回帰志向や農業・食への関心が高まる中、本県農業を持続的に発展させるためには、核となる担い手となる新規就農者を将来にわたり確保するとともに、兼業農家や定年帰農者などのほか、農業法人等への短期雇用者や外国人材など、農業現場を支える多様な人材を確保・活用する取組みを進めていく必要があります。
- 農業従事者の約4割を占める女性農業者や次代を担う若手農業者が、農業経営に参画し、地域のリーダーとして活躍することが期待されています。また、農業生産や農村社会の維持に重要な役割を果たしている小規模・家族経営体も含めて、安定的に農業生産を続けられるよう、農業技術の普及等の支援が求められています。
- 経営発展をめざす農業法人等が増加している中、国内外の情勢変化に柔軟に対応し、生産規模の拡大や生産性の向上に取り組み、経営発展を図ることができる、経営力の高い農業経営者を育成する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 新規就農者等の確保

- 新規就農者や認定農業者をはじめ、兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業なども担い手として幅広く捉え、県内外から意欲ある多様な人材を確保するため、本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進的な農業経営体との交流、体験などの機会を充実させ、本県での円滑な就農を促進します。
- 就農希望者を確実に就農に結びつけるため、相談から就農まで継続的なサポートを行うとともに、関係機関との情報共有により、産地や地域が就農希望者の受け皿となってバックアップする体制整備を進めます。
- 農業法人等への短期雇用者や、子育て世代、農福連携による障害者、外国人材等の雇用人材など、地域内外の多様な人材が農業に関わり、担い手を支えることができるよう、関係機関と連携して環境づくりを推進します。

2 担い手の育成・支援

- 新規就農者が、核となる担い手へ確実にステップアップできるよう、農業大学校での研修の充実、機械・施設等の初期投資の負担軽減、農業改良普及センターを中心に発展段階に応じた生産技術や経営改善の伴走型支援などに、農業士や関係機関・団体と連携して、就農から定着までの一貫したサポート体制を強化します。
- 小規模・家族経営体を含め、経営発展に意欲的な農業者に対し、農業試験場等で開発した新技術等を広く普及するほか、農業大学校における研修等を通じて、幅広く担い手として育成・支援します。

- 女性農業者や若手農業者の農業経営への参画を促進するため、セミナーや交流会の開催などにより、地域をリードする女性農業者等の資質の向上を図るとともに、地域の課題解決等に取り組む若手農業者等の組織活動を支援します。

3 農業経営力の向上

- 経営発展の段階に応じて直面する課題に対し、農業経営に関する相談体制を整備し、個々の経営状況や取り巻く環境に応じた適切な対策を提案することにより、農業経営の発展や継承を支援します。
- 法人化と経営の効率化を促進するため、必要とされる労務管理や経営管理知識の研修や個別相談等を行い、経営マネジメント能力を高めるとともに、農業経営を安定させるため、関係機関と連携して、農業共済や収入保険制度など、リスク対策の普及等に取り組みます。
- 農業経営の発展に必要な機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組みに対する支援を行うとともに、経営診断等の各種データを活用したP D C Aサイクルを実践する経営者の育成等を通じて、農業経営の改善を図ります。

施策 50 農産物の安定供給

〔現状と課題〕

- 産地間競争が激化する中、県産農産物やオリーブ畜産物等については、市場等のニーズに応じた生産量の確保と品質の向上が求められており、作業の効率化・省力化等による生産拡大や安定生産技術の確立等に取り組む必要があります。
- 県産農産物が消費者・実需者ニーズの多様化や気候変動等に対応したものとなるよう、新品種や新たな栽培技術の開発、生産現場への普及が必要です。
- 温暖化による地球環境への影響が深刻化し、環境負荷低減の取組みが求められる中、持続可能な環境にやさしい農業を推進する必要があります。
- 国際情勢等を背景に、肥料・飼料といった生産資材価格が高騰しており、輸入依存を低減した農産物の生産に取り組む必要があります。

〔取組みの方向〕

1 農産物の生産振興

- 米については、非主食用米を含めた作付拡大に対する支援や農作業の効率化・省力化、安定生産技術の確立、麦については新品種の導入等により、収量や品質の向上を図るとともに、水田の有効活用を図るために多様な二毛作を促進します。
- 園芸品目については、省力・低コスト栽培体系の確立や普及、品質向上・規模拡大等に必要な施設・機械等の導入支援などにより、本県の強みを生かした高品質で特色のある園芸作物等の生産拡大を図ります。
- 畜産物については、出荷頭羽数の増加を図るために必要な施設・機械等の導入や畜舎の増改築、県産優良子牛の導入等を支援します。

2 新品種・新技術の開発

- 消費者ニーズに即した競争力のある県オリジナル品種の育成や、気候変動に対応した高品質・安定生産技術、誰もが活用しやすい省力・低コスト化技術等の開発・実証などに取り組むとともに、農業改良普及センターを中心に、開発された新品種・新技術の迅速な産地・地域への普及・定着を図ります。
- 県産畜産物の生産性・品質向上を図るため、遺伝的側面からの解析や交配方法の改良試験等に取り組めます。
- 新品種や新技術等の研究開発における知的財産を適切に活用・評価するため、知的財産マネジメントに取り組めます。

3 環境にやさしい農業の推進

- 省エネ機器の導入等による温室効果ガスの削減、IPM（総合的病害虫・雑草管理）による化学農薬の使用低減、土壌診断に基づいた土づくりによる化学肥料の使用低減及び有機農業の推進により、環境にやさしい農業に取り組めます。
- 耕種農家による飼料用米や飼料作物の生産を推進し、畜産農家に自給飼料を供給するとともに、耕種農家が家畜ふん堆肥を利用する地域内資源循環に向けて、耕畜連携を進めます。

施策 51 農産物の需要拡大

〔現状と課題〕

- 国内での産地間競争の激化やグローバル化の進展などを踏まえ、県産農産物の需要拡大を図るためには、ブランド化を強化するとともに、戦略的で効果的な販売促進や情報発信に取り組む必要があります。
また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式に沿った販売形態の提案等の対応や、国内の食市場が縮小する中で世界の食市場への進出など、変化する消費者・実需者ニーズへの対応が求められています。
- 県民の意識に地産地消は浸透しつつありますが、地産地消を実践につなげるためには、食や農に対する理解を一層促進する必要があります。
- 県産農産物を活用して新たな付加価値を生み出し、農業所得の向上と経営の発展を図るためには、農業者みずからが、または食品産業等と連携して行う加工・販売等への取組みを促進していく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 戦略的な販売促進・情報発信

- 生産者や関係機関と一体となったプロモーション活動や県内外主要市場でのトップセールス、ソーシャルメディア等を利用したタイムリーな情報発信により、「さぬき讚フルーツ」・「さぬき讚ベジタブル」・「さぬき讚フラワー」を束ねた「さぬき讚シリーズ」や「オリーブ畜産物」などのブランド化を進めるとともに、県産農産物の認知度向上や需要拡大につなげます。
- 関係機関と連携し、消費者・実需者ニーズの産地へのフィードバックを行うとともに、新しい生活様式に沿って、ネット販売などに取り組む農業者を支援します。
- 輸出先国の規制・市場変化・ニーズに対応できる産地の育成をめざし、国や関係機関と連携しながら、輸出先や品目に応じて病害虫防除等の栽培技術の確立を図るとともに、輸出に意欲的に取り組もうとする生産者等のサポートと事業者間の連携を図ります。

2 地産地消の推進

- 消費者と食と農とのつながりを深め、県産農産物の消費拡大につなげるため、農作業体験等により農業者と消費者との交流を促進するとともに、県内の産直施設や量販店での旬の農産物の情報発信や、飲食店や学校給食での県産農産物の利用促進など、地産地消の取組みを進めます。

3 6次産業化の推進

- 農業所得の向上と経営の発展を図るため、商品開発・販売力の向上を目的とした研修会の開催や、異業種交流などによるマッチング活動を行うほか、食品産業など他産業と連携して取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を促進します。

施策 52 生産性を高める農業の基盤整備

〔現状と課題〕

- 本県では狭小な農地や特殊な水利慣行など担い手への農地集積に不利な条件が多いことから、地域の実情に応じた施策が必要となっており、特に、担い手への支援と一体となった農地集積が求められています。
- また、効率的な農業生産を実現可能とするため、担い手のニーズや地域の状況に応じたほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備とともに、農業用水路などの農業水利施設の長寿命化対策が必要です。
- 本県農業の生産性を高め、成長産業にしていくため、近年、ドローンやデータを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入っており、「スマート農業」の導入を推進する必要があります。
- 県内には、農業用水の主要水源として数多くのため池が存在しますが、その多くは老朽化が進行するとともに、豪雨や地震などによる自然災害の発生リスクが高まっています。さらに、中小規模のため池には、受益地がなくなり管理者が不在となったものも増加していることから保全管理体制の強化が必要です。
- 令和2（2020）年、令和4（2022）年に県内で相次いで発生した高病原性鳥インフルエンザや、国内各地で発生がみられた豚熱、近年、国内侵入のリスクが高まっているアフリカ豚熱など、家畜伝染病対策が急務となっています。また、農産物の生産に甚大な被害を与える重要病害虫に対して、本県への侵入防止対策と、万が一、本県で発生した場合の迅速な対応が求められています。

〔取組みの方向〕

1 農地集積・集約化と農地の確保

- 農地の集積・集約化による担い手の規模拡大・経営効率化や遊休農地の発生防止・再生利用、労力をかけない手法での農地の保全等を図り、農地の最適利用を実現するための取組みや、地域の担い手や農地のあり方を地域で共有する「地域計画」の策定を支援するとともに、離農者等から農地を借り受け、新規就農者や規模拡大を希望する農業者に貸し付ける県農地機構の農地中間管理事業の活用を、関係機関・団体と連携して進めます。
- 地域農業を支える集落営農の推進・育成や次代への事業継承を図るとともに、ドローンを使った農作業代行等、時代に即した多様な農業支援サービスを推進します。
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

2 農地・水利施設の整備

- 良好な営農条件を備えた優良農地を確保するとともに、農地の集積・集約化を促進するため、多様な担い手のニーズに即したほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備を推進します。

- 条件不利地が多い中山間地域においては、地形条件や地域のニーズに即したきめ細かな生産基盤の整備を推進します。
- 農業用水の安定確保や効率的な利用、維持管理の節減を図るため、農業用水路等の適時・的確な長寿命化対策を進めます。

3 スマート農業の推進

- 生産現場における高齢化や労働力不足等に対応するため、ロボット技術やAI、IoTなどを活用した農業技術の開発・実証等や農業機械等の導入支援に取り組み、地域の実情に合ったスマート農業技術の普及に努めます。
- 施設園芸などにおいて、品質向上や収量増加を図るため、生産工程や栽培環境を客観的なデータにより「見える化」し、分析・共有する「データ駆動型農業」への理解促進や指導員の指導力向上に努めます。

4 ため池の防災・減災対策

- 災害の発生を未然に防止するため、「香川県老朽ため池整備促進計画」とあわせ、「ため池工事特措法」の防災工事等推進計画と整合を図りながら、劣化状況評価の結果、防災上危険であり放置することのできない防災重点農業用ため池について、保全整備や受益地がないため池の防災対策を計画的に進めます。
- 県、市町等で構成する「香川県ため池保全管理協議会」において、ため池の適正な管理や危険ため池の整備等を進めるとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」により定期的な現地パトロールや管理者等への指導・助言等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- また、ため池の状況を速やかに把握するため、遠隔監視を行う水位計や監視カメラの導入を支援するほか、ハザードマップの作成や普及啓発を促進して、ハード整備とソフト対策を一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を計画的・積極的に推進します。

5 防疫体制の整備

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病対策としては、農場管理者等に対し、異常家畜の早期発見・早期通報を徹底させるとともに、各農場が飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の発生を防止するよう指導を行います。
- 家畜伝染病の発生時に、迅速かつ的確な防疫対応が実施できるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、初動に必要な資材の備蓄や、実効性のある防疫演習などを通して、防疫体制の強化を図ります。
- 農作物の病害虫対策としては、「県病害虫雑草防除指針」の作成等により、生産現場での効率的かつ適正な防除を図るとともに、新たに病害虫が発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき対応します。また、病害虫・雑草の侵入警戒調査により迅速に発生を確認し、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、農業試験場において新たな防除技術の開発試験を行います。

施策 53 森林整備と森林資源循環利用の推進

〔現状と課題〕

- 森林が有する水源涵養や山地災害防止、二酸化炭素の吸収などの多面的な機能を持続的に発揮させるためには、間伐などの森林の整備を推進するとともに、持続可能な森林経営を確立していく必要があります。
- 国産材への需要が高まる中、ヒノキ等の森林資源が利用期を迎えていることから、県産木材の流通量の増加と安定供給を図るとともに、公共建築物や民間住宅、民間施設などでの利用を促進し、森林資源の循環利用を進める必要があります。
- 放置された竹林の拡大や高齢級化する広葉樹林の管理が課題となる一方で、里山資源の利活用の取組みが進んでおり、より一層、里山整備や利活用の拡大に向けた地域の取組みを支援する必要があります。
- 森林整備の中心的な役割を担う森林組合などの作業班員は、長期的に減少傾向にあり、後継者の確保・育成に取り組むとともに、森林組合などの林業事業体に対し経営基盤の強化等の支援を行っていく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 県産木材の供給促進

- 森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐などの森林施業や間伐材の搬出を支援するとともに、成育の優れた苗木や花粉症対策に対応した苗木の生産体制の整備を進めます。
- 林道と作業道などによる林内路網の整備や、高性能林業機械の導入など、効率的な作業システムの導入を促進するとともに、ICT の活用や本県の特徴に応じた森林施業体系の検討などにより、森林施業の集約化に取り組めます。

2 県産木材の利用促進

- 県産木材認証制度の適切な運用など、消費者の求める付加価値の高い木材製品の流通を促進するとともに、林業と木材産業等の関係者が連携して県産木材の安定供給を図り、公共建築物や民間住宅、土木資材などでの利用を促進します。
- 県産木材製品の PR や木育活動を推進するなど、県産木材の普及啓発に努めます。

3 里山再生の推進

- 高齢級化している広葉樹林や放置された竹林の整備を支援するとともに、広葉樹等の活用に取り組む地域を支援するなど、里山資源の利活用を促進します。

4 森林・林業の担い手育成

- 林業労働力確保支援センターが行う求人・求職情報の提供や研修・相談業務への支援、林業で必要な技術と知識の習得に向けた教育体制の整備を行い、後継者の確保・育成に取り組むとともに、労働安全衛生の充実や技術の向上を支援するなど、林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

施策 54 水産物の安定供給と需要拡大

〔現状と課題〕

- 本県の水産業は、海面養殖業・漁船漁業などにより、多種多様な水産物を供給してきましたが、生産量の減少、生産資材の高騰、水産物消費の減少のほか、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢の影響などにより、さらに厳しさを増しています。
- 水産物を安定的に供給していくためには、ブランド水産物の生産拡大や開発、安定的かつ効率的な生産体制の構築、栽培漁業の推進、水産業を支える調査・研究・技術開発が必要です。
- これまでも、関係団体と連携し、ブランド水産物や地魚の販売促進に取り組んできましたが、水産物消費の増加には、国内外への販路拡大、商品開発等の支援、多様なツールを活用した情報発信など、より一層の推進が必要です。

〔取組みの方向〕

1 魅力ある水産物づくり

- オリーブハマチなどのブランド水産物の育成、新たなブランド開発、デジタル技術を活用した効率的な生産管理、ノリ類養殖における色落ちや食害対策、養殖用種苗等の安定確保などに漁業者や生産者団体と連携して取り組み、魅力ある水産物づくりを推進します。
- 水産資源を回復・維持するため、漁業者と地元市町等が連携して行うキジハタ、クルマエビなどの種苗放流を支援するとともに、放流効果の検証を行うなど、栽培漁業を推進します。
- 本県の海域環境に適した種苗の開発や、新たな養殖対象種の導入、地魚の資源状況や生態などの調査・研究を国の研究機関等と連携して取り組み、漁業現場への技術や知見の普及に努め、水産物の安定供給をめざします。

2 戦略的な販売促進・情報発信

- トップセールスや関係団体と連携したPR活動、首都圏などの大消費地や国外の新たな市場の開拓により、オリーブ水産物などの販路拡大を図ります。
- 新たな生活様式に沿って、ネット販売などに取り組む漁業者を支援するほか、食品産業など他産業との連携による調理が簡単な加工商品の開発など、家庭向けの消費拡大に努めるとともに、水産物の重要な販路である外食産業の需要喚起に向けた取組みや学校給食での水産物利用の取組みを進めます。
- 県産水産物のさまざまな魅力を、ソーシャルメディアなどを用いて情報発信するとともに、性別や世代に合わせた食育教室や料理教室の実施による魚食普及に引き続き取り組みます。

施策 55 漁業の担い手の確保・育成と生産性を高める基盤整備

〔現状と課題〕

- 本県の漁業就業人口は、過去 10 年間で 4 割程度減少しており、水産業を支える漁業者を確保・育成するためには、就業から定着までの一貫した支援、各種収入安定対策の活用による漁業経営の安定化、漁業協同組合の組織強化を図ることが必要です。
- 水温の上昇、海域の貧栄養化、海ごみの発生などは、漁業へ大きな影響を与えています。豊かな漁場環境の保全・創造に向けて、藻場等の造成や海ごみの回収活動、漁業被害防止対策の推進、災害に強く安全な漁港・海岸等の整備が必要です。
- 漁業法の改正を踏まえた本県の漁業実態に合った資源管理体制の構築や、海面利用調整・秩序維持などによる、水産資源の持続的利用が求められています。

〔取組みの方向〕

1 漁業者の確保・育成

- 漁業者の確保・育成のため、関連団体と連携し、漁業就業確保育成センターによる情報提供や「かがわ漁業塾」等による就業から定着までの一貫した支援はもとより、既存事業者の事業承継などに取り組みます。
- 香川県 JF 組織強化委員会と連携し、漁業協同組合の自主的な事業統合や合併などによる基盤強化を促進します。
- 漁業収入の不安定性や、燃油・餌飼料価格の変動に備えるための経営安定対策制度への加入促進、経営規模の拡大・コスト削減による漁業経営基盤の強化を支援し、安心して漁業に取り組める環境を整備します。

2 豊かな漁場環境の創造と資源管理の推進

- 生物を育む海の働きを向上させるため、藻場造成等に取り組むほか、漁業者等が行う海ごみの回収・処理や海底耕うん、有害生物除去などの保全活動を促進します。
- 最先端技術の活用や海洋観測機器の高度化により、漁場環境の監視及び迅速な情報提供を行い、関係団体などと連携した漁業被害防止対策を推進します。
- 漁港施設等の長寿命化、津波・高潮による災害に備えた海岸保全施設の整備、漁村における防災訓練などの取組みを支援します。
- 水産資源の持続的利用を推進するため、特定水産資源においては漁獲可能量による管理を基本として行うとともに、それ以外の水産資源については関係漁業者の理解と協力を得ながら、漁獲努力量や小型魚の保護などによる資源管理に取り組みます。
- 漁業指導船による操業指導や漁業と遊漁の海面利用調整、救命胴衣の着用などの操業安全対策を推進します。

分野 17

県産品の振興

施策

| | |
|----|----------------|
| 56 | 県産品の販路開拓 |
| 57 | 県産品の認知度向上 |
| 58 | アンテナショップの充実・強化 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|--------------------|-----------------|-----------------|---|---|------|
| 87 | 県産品の国内販売額(県サポート実績) | 1,948,601 千円 | 2,364,000 千円 | 県の関与による首都圏等の卸・仲卸業者への売込みや小売店との商談、バイヤー招聘等を通じた県産品の販路拡大状況を示す指標 | H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度72,000千円の増加をめざす。 | 56 |
| 88 | 県産品の海外販売額(県サポート実績) | 460,843 千円 | 465,000 千円 | 県の関与による東アジア市場を中心とした現地での香川県フェア等の開催や現地バイヤー、輸出入業者との商談の実施を通じた販路拡大状況を示す指標 | H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度35,000千円の増加をめざす。 | 56 |
| 89 | 県産品の認知度(重点産品) | 28.1% | 28.8% (R6年度) | 県内外の各種のイベントやフェアの開催に加え、県産品ポータルサイトやSNSなどの活用による情報発信等により、重点的に推進する県産品の認知度向上を示す指標 | 重点的に推進していく28産品の認知度の平均値で、前回計画期間中に調査実績のある25産品の平均値の上昇率と同様の伸び率をめざす。 | 57 |
| 90 | アンテナショップの販売額(物販) | 420,693 千円 | 452,076 千円 | 県のアンテナショップ「かがわ物産館・栗林庵」及び「香川・愛媛せとうち旬彩館」の物販部門の販売額を示す指標 | R元年度に新型コロナの影響を受けなかったと仮定した場合の販売額をめざす。 | 58 |

施策 56 県産品の販路開拓

〔現状と課題〕

- 首都圏、関西圏の百貨店等での香川県フェアの開催など県産品の販路拡大に取り組んできた結果、販売実績額（県サポート実績額）は増加しているものの、全国の自治体による地域間競争が激化する中、より一層の販路開拓・拡大に努めていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、外食産業の需要が激減し、ブランド産品を中心とした県産品の価格低迷や販売不振がみられたことから、県外の卸業者、小売業者、飲食・ホテル業者などのターゲットに対し、新たな販売ルートの確立や、取引の拡大・安定化を図るため、さまざまな事業者との連携のもと、積極的に効果的な情報発信と戦略的な販促活動を展開することが重要です。
- 海外では、百貨店やレストラン等での香川県フェアの開催、バイヤーの招聘・連携強化に取り組んでいますが、コロナ禍からの社会経済活動の回復が進められる中、トップセールスなど対面での営業活動を再開する必要があります。また、国ごとに検疫制度等が異なるため、輸出対象となる品目を定め、輸出入業者等との新たな接触及び関係強化を図ることにより、県関与販売額の早期の底上げを図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 国内販路開拓の推進

- 県内の生産・製造団体等と緊密に連携し、小売店対策（百貨店、量販店）に加えて、卸・仲卸業者への売り込みを強化し、卸業者等が有する商流を活用した販路開拓や、大手食品メーカー等との連携による販路拡大に努めます。
- 通信販売事業者、百貨店等が運営するオンラインストアや情報発信力の高い事業者との連携、見本市や商談会への参加など、さまざまなチャンネルを活用し、工芸品等も含めた効果的な情報発信を総合的に展開し、県産品のブランド力の強化と販路開拓・拡大を図ります。

2 海外販路開拓の推進

- オリーブ牛、オリーブハマチ、さぬき讚フルーツなど、県として売り出したい品目について、国・地域ごとに戦略品目を設定し、かがわ県産品振興機構と連携しながら、バイヤー等に対しリモート会議やオンライン商談会も活用しつつ、対面による営業活動を再開することで重点的に売り込みを図ります。
- 輸出入業者が有する流通ルートや、現地商社等による代理営業を積極的に活用して、現地での香川県フェアや物産展の継続開催、商談会の実施、現地バイヤーの開拓・関係強化により一層取り組むとともに、積極的にトップセールスを展開することにより、県産品の認知度向上と、新たな販路開拓など多様な取引ルートの確保、商品の定番化を図ります。

施策 57 県産品の認知度向上

〔現状と課題〕

- 本県の農林水産物や地場産品などは、多品目・高品質な商品特性を有しているものの、首都圏や関西圏での認知度は、讃岐うどん以外はまだまだ低く、認知度向上のための積極的な情報発信や一層のブランド力の強化を図る必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本県への来訪者が減少したことから、県産品を体感いただく機会を創出する必要があります。
- これまでも、イベントやインターネットなどを活用し、県内外に県産品の情報発信を行っていますが、今後も、より広く、より深く魅力的な情報を届けられるよう、ターゲットごとに効果的な手段と手法、伝える内容を工夫する必要があります。
- 県民が愛着をもって、県産品を使用し、かつ、県外に向けて口コミ等で広めてもらえるよう、関係者との連携を強化し、県全体が一体となって、県産品の振興に取り組む必要があります。

〔取組みの方向〕

1 県産品のブランド化の推進

- 消費者の視点に立った魅力のある商品づくりを進めるとともに、関係団体等と連携し、県産品の県内外への多角的なプロモーション展開に努め、県産品に対する評価や認知度を向上させることにより、県産品のブランド化を図ります。

2 観光客や県民に向けた香川の「食」の魅力発信

- 年間を通じて、農産、畜産、水産物から加工品などを紹介・販売する各種フェア・イベントを県内各地で開催するとともに、インターネットやSNSを活用して積極的な情報発信を行い、県民や観光客等に楽しみながら県産品の魅力を感じてもらうことで、県産食材等の認知度向上を図ります。
- 県産食材を利用して、魅力的な料理として提供している香川の「食」提供レストラン等を積極的にPRするとともに、そのレストラン等が実施する県産食材の認知度向上のための取組みを支援します。

3 地場産品・伝統的工芸品の支援

- 地場産品、伝統的工芸品のあるライフスタイルの提案や、新たな価値を付加した優れた商品開発など、持てる資源を生かした新たな取組みを支援するとともに、伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定を行うなど、愛用者の裾野を広げ、認知度向上を図ります。
- 本県の魅力ある地場産品及び伝統的工芸品の一層の普及を図るため、効果的な情報発信に加え、アンテナショップ等での展示販売や県内外で開催される見本市等への出展を支援します。

施策 58 アンテナショップの充実・強化

〔現状と課題〕

- 県産品販売の地域間競争が激化する中、独自性のある魅力的な県産品に対する消費者ニーズは一層高まっています。
- 県産品の魅力を直接消費者に伝えることのできる首都圏と県内のアンテナショップでは、令和元（2019）年度は、過去最多の販売額となったことを踏まえると、県産品の認知度向上、ブランド力強化にアンテナショップは有効であり、今後は、首都圏において、全国のさまざまな製品の中から香川の県産品を選んでもらえるよう、情報発信拠点であるアンテナショップの運営方法を工夫していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により来店者数が減少したことから、消費嗜好をとらえた商品づくりや新たな販売機会の創出を含めた販売力の強化を図ることが求められています。

〔取組みの方向〕

1 アンテナショップの情報発信機能の強化

- 旬な情報をタイムリーに発信できるよう、産地等との連携を密にするとともに、オンラインショップの充実などにより、県産品の積極的で戦略的な情報発信に取り組めます。
- 単に販売するだけでなく、県産品の特長や、製造技法、商品にまつわる伝承、文化等を踏まえた分かりやすい商品説明と購入の提案が効果的にできる体制を整えます。
- 外国人観光客が立ち寄り、県産品を購入しやすいよう、外国語表記の充実や消費税免税の対応を行うとともに、観光情報等の有益な情報もあわせて提供します。

2 売れる商品づくりの支援

- 消費者やバイヤーの反応など、広く市場ニーズの把握に努め、得られた消費動向等に関する情報を生産・製造者等にフィードバックすることにより、商品の改善や売れる県産品の開発につながるよう支援します。
- 隠れた魅力ある県産品の発掘のため、地域資源の洗い出しを行うとともに、県産品の魅力向上を図るため、テストマーケティングなどを通じ、品質やデザイン、ネーミングなどを磨き上げ、県産品の魅力の向上を図ります。
- 生産者が、魅力ある商品づくりに必要なヒントや情報を消費者などから直接収集できるような場を提供し、商品力の向上を図っていきます。
- 新しい生活様式に応じた商品の開発や提案、インターネット等を活用した販売の強化に努めます。

分野 18

雇用対策の推進

施策

| | |
|----|----------------|
| 59 | 安定した雇用の創出と就労支援 |
| 60 | 働き方改革の推進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------|-------------------------------|----------------------|---------------|--|---|------|
| 91 | 県の就職支援策における就職件数〔累計〕 | 3,913件 (H28～R2年度) | 4,000件 | 県内企業の人材確保のために県が取り組む「香川県就職・移住支援センター」でのマッチング支援や非正規雇用労働者・離職者等への正社員就職に向けた支援、職業能力の開発支援など就職支援策の成果を示す指標 | H28～R2年度の平均増加件数(782件)を勘案し、R3年度から毎年度800件の増加をめざす。 | 59 |
| 67 * | 高等技術学校修了生の就職率【再掲】 | 81.3% | 80% (毎年度) | 産業人材の育成のために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を示す指標 | H28～R2年度における施設内訓練と委託訓練を合わせた就職率の実績の平均(78.5%)を基に、R3年度から各年度80%以上の水準をめざす。 | 59 |
| 92 | 「かがわ働き方改革推進宣言」登録企業数〔累計〕 | 191社 (H30～R2年度) | 300社 | 「働き方改革」に積極的に取り組んでいる企業等の自主宣言であり、働き方改革推進事業の取組み成果を示す指標 | 同様の企業宣言「かがわ女性キラサポ宣言」のH28～R2年度の登録企業数の平均値(35社)をベースに、今後もテレワークなど新しい働き方に取り組む企業が一定存在することを考慮し、年間60社の目標とする。 | 60 |
| 14 * | 「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数〔累計〕【再掲】 | 175社 (H28～R2年度) | 180社 | 働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言であり、女性活躍推進事業の取組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒35社)をベースに、それを上回る年間36社の目標とする。 | 60 |
| 7 * | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕【再掲】 | 116社 (H28～R2年度) | 120社 | 働きながら子育てしやすい環境整備に取り組む企業等を認証する制度であり、仕事と子育ての両立支援への取組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒23.2社)をベースに、それを上回る年間24社の目標とする。 | 60 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 59 安定した雇用の創出と就労支援

〔現状と課題〕

- 生産年齢人口が減少する中、人手不足となっている県内企業は多く、あらゆる世代や人材の就労を促進し、本県の産業を支える人材を安定的に確保することが求められています。
- 特に若手人材の安定的な確保が求められていることから、若者に対して、県内企業の情報を発信し、県内就職を働きかけるとともに、入社後の職場定着を支援する必要があります。
- 雇用情勢の悪化の影響を受けやすい非正規雇用労働者や離職を余儀なくされた方などには、生活の安定に向けた就労支援が必要であり、なかでも、若年無業者等に対しては、安定した社会生活を営めるよう自立に向けた支援を行うことが重要です。
- 若者、女性、高齢者、障害者等、働く意欲のあるすべての人が、その能力を十分発揮できるよう、個々の課題やニーズに応じた、きめ細かな就労支援や職業能力開発の充実・強化を図る必要があります。
- 女性の就労促進には、女性のほか、企業経営者や管理職、男性の意識改革に加え、働きやすく、働きがいのある職場づくりが重要です。
- 就労意欲を有する高齢者に対しては、社会の支え手として活躍し続けることができる就業機会の確保が求められています。
- 障害者の雇用については、今後も法定雇用率が段階的に引き上げられる状況にある中、4割を超える民間企業が法定雇用率を達成しておらず、県内企業における障害者の就労をより一層促進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 県内企業の人材確保

- 県内企業の持続的発展につなげるため、若者の雇用対策の充実や女性、高齢者、障害者の就労支援、職業能力の開発などを推進し、あらゆる世代や人材の安定的な確保に努めます。
- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」を県内企業の人材確保拠点と位置付け、就職支援サイト「ワクサポかがわ」の運営や人材採用コーディネートによるマッチング支援を行うことにより、県内企業の人材確保に努めます。
- 将来の成長が見込まれる情報通信関連産業において、特に人材確保が必要な「デジタル人材」と県内企業とのマッチング支援に努めます。
- 建設や保健医療福祉など、人材の確保が急務となっている各分野において、現状の課題を踏まえ、入職や定着などの幅広い観点から人材確保・育成対策を推進します。

2 若者等の雇用対策の充実

- 高校生に対するキャリア教育により、県内就職の利点や県内企業の情報などを伝え、県内就職が将来の選択肢の一つとなるよう、意識づけを図ります。
- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」において、きめ細かなマッチング支援を行うとともに、県内企業の情報発信や採用活動を支援するほか、香川労働局等の関係機関と連携して合同就職面接会等を開催するなど、県内外の学生等の県内就職を促進します。
- 入社後の早期離職を防ぐため、若手社員や先輩社員、経営者等に対するセミナーなどを実施し、若者の職場定着を支援します。
- 非正規雇用労働者や離職を余儀なくされた方などを対象として、正社員就職に向けたマッチング支援に努めるほか、若年無業者等に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、基礎的な職業能力やコミュニケーション能力の養成、職場見学、短期の職場実習などを行い、職業的自立を支援します。
- いわゆる就職氷河期世代の方々の正社員就職等を促進するため、関係機関と連携しながら、キャリア形成や人材不足分野の企業等とのマッチングなどを支援します。

3 女性・高齢者・障害者の就労支援

- 女性の活躍を推進するための研修等を実施し、女性はもとより、企業経営者等の意識改革を図るとともに、働き方改革推進アドバイザーの企業等への派遣や女性活躍推進に取り組む企業の自主宣言登録制度などを通じて、働きやすい職場づくりを支援するなど、女性の就労を促進します。
- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」において、女性向け求人の開拓や相談対応を行う人材採用コーディネーターを配置し、女性求職者と県内企業との正規雇用に向けたマッチング支援を行います。
- 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、現在職に就いていない女性や高齢者等を掘り起こし、就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習などにより、多様な就労ニーズに応じた新規就業を支援します。
- 高齢者が長年培った知識や経験を生かし、生きがいを持って働くことができるよう、就労環境の整備について周知・啓発に努めるとともに、高齢者の多様な生き方に応じた就業機会の確保が図れるよう、シルバー人材センター事業の運営支援に努めます。
- 障害者が持てる能力を発揮しながら働くことができるよう、障害者雇用に関するリーフレット等を作成し、周知・啓発に努めるほか、県内企業の障害者雇用に向けた個別支援を行うコーディネーターを配置するとともに、短期職場実習を「障害者就業・生活支援センター」に委託して実施することにより、県内企業の障害者雇用を促進します。

4 職業能力の開発

- 職業に必要な知識や技能の習得をめざす求職者等に対し、県立高等技術学校のほか、民間教育訓練機関等に委託して、職業訓練の機会を提供するとともに、県立高等技術学校のあり方についても検討し、職業能力開発の充実・強化を図ります。

- 県内企業の多様な人材ニーズや社会経済システムの変化を踏まえた精度の高い訓練を実施するため、事業主団体等の地域の関係者や関係機関とともに訓練効果の把握・検証を踏まえた訓練内容の見直しを行います。

施策 60 働き方改革の推進

〔現状と課題〕

- 本県における年間総実労働時間は減少傾向にあるものの、全国平均に比べ長いことなどから、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、働き方改革を推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機にテレワークなどの多様で柔軟な働き方改革の導入が進んだことから、そのような働き方を定着させるとともに、より一層進めていく必要があります。
- 性別を理由とする差別的取扱いや、職場におけるハラスメントの防止などに取り組むことは、働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会の実現に不可欠であるため、労働者が安心して働くことのできる雇用環境を整備することが重要です。

〔取組みの方向〕

1 多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現

- 香川労働局等の関係機関と連携を図りながら、働き方改革の必要性や重要性を啓発するとともに、多様な働き方の内容を周知するなど、県全体の働き方改革を推進する気運の醸成を図ります。
- 働き方改革に関する制度や事例の紹介等を行う「働き方改革推進アドバイザー」の企業等への派遣や、働き方改革に取り組む企業に対する取組経費の一部助成、働き方改革の推進に関する企業等の自主宣言の登録、仕事と生活の両立をはじめ働き方改革に積極的に取り組む企業等の優良事例の発信等を通じて、労働環境の整備や労働生産性の向上など、企業等における働き方改革の推進に向けた取組みを促進します。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を支援し、長時間労働の是正や在宅勤務などの多様で柔軟な働き方につなげることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

2 労働者が安心して働ける環境づくり

- 実質的な男女均等取扱いの実現に向け、男女雇用機会均等法の趣旨が労使間はもとより広く県民に定着し、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等が図られるよう普及啓発に努めます。
- 企業経営者や管理職、労働者の意識改革を促進するなど、働く意欲のあるすべての人が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 労働者が安心して働ける環境づくりに向け、労働相談の充実や、労働関係法令等の普及啓発により、労働者の労働条件や職場環境の改善、ハラスメントの防止等に努めるとともに、金融機関との提携により、勤労者が豊かで安定した生活を送るための必要な資金の融資を行います。

分野 19

外国人材の受入れ支援・共生推進

施策

| | |
|----|------------|
| 61 | 外国人材の受入れ支援 |
| 62 | 外国人との共生推進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------|------------------------------|----------------------|---------------|---|--|------|
| 93 | 外国人労働人材関係相談窓口での相談件数〔累計〕 | 187件 (R3～4年度) | 481件 | 県内事業所や外国人材からの雇用等に関する相談を受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」の活用状況を示す指標 | 入国制限が行われた期間を含むR3、4年度はR2年度と同水準を、R5年度以降は、R元、2年度の平均値(≒105件)程度をめざす。 | 61 |
| 94 | 外国人労働者数 | 10,274人 | 15,579人 | 県内企業における外国人材の受入れ支援のための取組み成果を示す指標 | 入国制限が行われた期間を含むR3、4年度はR2年度と同水準(2.4%)の増加、R5年度は感染拡大以前(H29～R元年度)の増加率(15.1%)の1/2(7.6%)の増加にとどまるが、R6年度以降は感染拡大以前と同水準で増加すると見込む。 | 61 |
| 95 | かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数〔累計〕 | 871件 (R3～4年度) | 1,090件 | 外国人との共生推進の取組みの実績を示す指標 | 開設したR元年度実績(202件)とR2年度実績(235件)の平均値(218件)を踏まえ、R3年度から5年間の累積相談支援件数1,090件をめざす。 | 62 |
| 96 * | 香川国際交流会館(アイパル香川)利用者数〔累計〕 | 264,461人 (R3～4年度) | 700,000人 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績を基準とし、R3年度から5年間の累積利用者700,000人をめざす。 | 62 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 61 外国人材の受入れ支援

〔現状と課題〕

- 令和4（2022）年10月末現在の県内の外国人労働者数は、5年前と比べ約1.3倍の10,274人と増加しており、生産年齢人口が減少する中、本県経済の持続的発展に必要な人材となっており、今後も増加が見込まれることから、県内事業所における外国人材の受入れの支援を進めていく必要があります。
- 留学生は、大学や専門学校等における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身につけており、将来の県内産業を支える貴重な担い手となり得ることから、卒業後の県内就職を促進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 外国人材の受入れ支援

- 「外国人労働人材関係相談窓口」において、県内事業所や外国人材からの雇用等に関する相談を受け付け、「かがわ外国人相談支援センター」や関係機関と連携しながら、ワンストップで相談に対応します。
- 「外国人材の受入れ・共生に係る連携会議」を通じて、高松出入国在留管理局や香川労働局、外国人材の受入れに関係する団体、大学などの教育機関等との情報交換を行い、本県における外国人材の受入れに関する支援体制の充実に努めます。
- 県内事業所に対し、外国人材の適正な受入れに関する情報や事例等の提供に努めるとともに、県内事業所等が行う外国人材の日本語能力向上に向けた取組みを支援します。
- 留学生を受け入れる県内大学や専門学校等との情報共有や連携を図るとともに、留学生の県内就職に向けて、県内企業との交流の機会を設けます。

施策 62 外国人との共生推進

〔現状と課題〕

- 令和 4 (2022) 年 12 月末現在の県内在留外国人数は 15,078 人と、本県人口の約 1.5% を占めており、日本人住民と外国人住民の双方が尊重し合える多文化共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要があります。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあり、読み書きや基礎的な会話、生活様式の習得が不十分なことなどから、不安や悩みを抱えながら学校生活を送っているため、個に応じた指導や支援を行うことが必要です。
- 外国人にとって、地域の安全に関する情報にアクセスすることが困難である場合が多いことから、外国人が犯罪や交通事故に巻き込まれることを防止するための取組みを進めるとともに、良好な治安を体感できるような環境を整備していく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 外国人住民とともに暮らす香川づくり

- 生活に役立つ情報や防災情報などを多言語で発信するとともに、道路標識や公共施設の多言語表示を進め、外国人にとって住みやすい環境づくりに努めます。
- 外国人が抱えるさまざまな問題や人権・法律に関する多言語での相談窓口を設置し、相談体制を整えるとともに、多言語で対応できる医療機関の情報提供を行います。また、ボランティアによる通訳制度を充実させ、医療や災害などにも対応できるよう取り組みます。
- 外国人に分かりやすい日本語でのコミュニケーションを支援するための講座を開設し、やさしい日本語の普及に努めるとともに、地域で日本語を指導するボランティアの養成にも取り組みます。
- 外国人住民と日本人住民とが交流できるイベント等を行うことにより、外国人が同じ地域に住むことを当然とする意識の醸成に努めます。
- 外国人住民が自治会や P T A などに参画しやすい環境を整備することにより、外国人住民の地域社会への参画促進に努めます。
- 外国人児童生徒に対して、初歩的な日本語指導や日本の学校への適応指導などを行うことにより、学校生活が円滑にスタートできるよう指導や支援の充実を図ります。
- 外国人からの各種届出に対応できる体制や仕組みを整備し、外国人ガイドブックなどを活用して多言語による防犯や交通の基礎知識や情報の提供に努めるとともに、外国人を対象とした防犯・交通教室を開催するなど、外国人が安全かつ安心して暮らせるための取組みを推進します。

分野 20

環境の保全

施策

| | |
|----|-------------------------------|
| 63 | 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 |
| 64 | 持続可能な循環型社会の形成 |
| 65 | 自然とともに生きる地域づくりの推進 |
| 66 | 生活環境の保全 |
| 67 | 環境を守り育てる地域づくりの推進 |
| 68 | 人と動物との調和のとれた共生社会の実現 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-----------------------------------|-------------------|---------------|---------------------------------------|---|------|
| 97 | 温室効果ガス削減率(対H25年度) | ▲24.4% (R2年度) | ▲33% | 地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標 | 2030年度の温室効果ガス排出量に関する国の削減目標(2013年度比で46%削減)に即して算定し、2013年度比で、33%の削減をめざす。 | 63 |
| 98 | 「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度 | 67.2% (R5.6現在) | 90% | 県民一人ひとりのライフスタイル等の転換を意識した行動の定着の成果を示す指標 | R3.6現在の75.6%から14ポイント程度増加させ、90%をめざす。 | 63 |
| 99 | 一般廃棄物の最終処分量 | 2.6万t (R3年度) | 2.6万t | 県民の3Rの取組みの成果を示す指標 | 人口減を考慮したR7年度の将来予想2.9万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、R元年度の3.1万tから0.5万tの削減をめざす。 | 64 |
| 100 | 産業廃棄物の最終処分量 | 14.7万t (R3年度) | 16.1万t | 事業者の3Rの取組みの成果を示す指標 | 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。R元年度の17.2万tから1.1万tの削減をめざす。 | 64 |
| 101 | 生物多様性に関する県民の認知度 | 42.0% (R5.6現在) | 50% | 生物多様性に関する取組みの成果を示す指標 | アンケートを始めたH26.6(20.8%)からR3.6(37.2%)までの7年間で16.4ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。 | 65 |
| 102 | 生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数 | 7団体 (R3~4年度) | 15団体 | 生物多様性に関する取組みの成果を示す指標 | 毎年度3団体の増加をめざす。 | 65 |

| 指標 番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|----------|----------------------|----------------------------|-----------------------------|--|---|----------|
| 103 | 汚水処理人口普及率 | 81.1% | 85% | 水環境の保全を図るため、各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標 | 全県域で下水道・農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽など生活排水処理施設の整備計画とその実現をめざして策定した第4次全県域生活排水処理構想に定める目標値をめざす。 | 66 |
| 104 | 生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度) | 59.3% (R5.6現在) | 62% | 県民の生活環境(大気のきれいさ、水のきれいさ、騒音の少なさ)に対する満足度を示す指標 | 令和5年6月の県政モニターアンケート調査の実績値から毎年1ポイント程度の上昇をめざす。 | 66 |
| 105 | 環境保全活動や環境学習講座等への参加状況 | 39.7% (R5.6現在) | 40% | 環境を守り育てる地域づくりの推進の成果を示す指標 | R3.6現在の29.4%から10ポイント程度増加させ、40%をめざす。 | 67 |
| 106 | 県と連携した市町・事業者・民間団体数 | 89団体 | 94団体 | 環境を守り育てる地域づくりの推進の成果を示す指標 | 令和元年度実績(78団体)から20%の増加をめざす。 | 67 |
| 107 | 犬猫の殺処分数 | 犬 293頭 猫 243匹 (R3年度) | 犬 25%減 猫 10%減 (R2年度比) | 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みの成果を示す指標 | 犬猫のR7年度殺処分数の目標値は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(環境省)」を上回るよう設定する(犬はR2年度比25%減、猫はR2年度比10%減)。 | 68 |

施策 63 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全

〔現状と課題〕

- 地球温暖化防止には、わが国全体が方向を一にして取り組む必要があることから、県としても「脱炭素」に向けて、「気候が危機的な状況であることを認識し、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことをめざして、より一層の取組みを進める必要があります。
- 令和 2（2020）年度の温室効果ガス排出量は、9,593 千トン-CO₂ で、平成 25（2013）年度の排出量（12,691 千トン-CO₂）と比較して約 24.4%減少していますが、気象庁の発表では、これまで以上に対策を行わなければ温暖化がさらに進むとされていることから、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入促進など、より一層温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取組みを進める必要があります。
- 気候変動は、自然災害以外にも、生活や社会、経済にさまざまな影響を与えており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、地球温暖化による被害を回避・軽減するため、現在及び将来の気候変動の影響に対応する「適応」にも取り組む必要があります。

〔取組みの方向〕

1 徹底した省エネルギーの推進

- 県全体の二酸化炭素の排出量の約 6 割を占める事業活動における省エネルギーの取組みが重要となることから、事業者における脱炭素の取組みの支援に努めるとともに、ZEH の導入促進等による住宅における排出削減に取り組むつつ、学校や地域での環境教育・環境学習などについても、市町や環境活動団体と一層の連携を図りながら、徹底した省エネルギーを推進します。

2 再生可能エネルギー等の導入促進

- 日照時間が長いという本県の特性を踏まえ、PPA 方式も活用しながら太陽光発電設備の導入を促進するとともに、水素・アンモニアの利活用について、導入事例を情報収集しつつ、技術開発の動向等を踏まえながら工業団地への水素等拠点の整備を検討するなど、エネルギー源の多様化を促進します。

3 吸収源対策の推進

- 吸収源対策として、森林の適切な整備・保全と県産木材の利用促進により、森林資源の循環利用を推進するとともに、藻場の造成・保全により瀬戸内の資源であるブルーカーボンの活用に取り組めます。

4 気候変動に適応した対策の推進

- 香川県気候変動適応センターの機能の充実を図るとともに、各試験研究機関や民間事業者などと協力・連携を図りながら、本県の地域特性を考慮した各分野（農業・林業・水産業等 7 分野）における適応の取組みを総合的かつ計画的に推進します。

施策 64 持続可能な循環型社会の形成

〔現状と課題〕

- プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題が生じる中、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会を形成するためには、大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- リサイクル率は近年横ばいの状況にあることから、各種リサイクル制度の的確な運用、リサイクル製品の普及、各市町の取組みなどを促進する必要があります。
- 依然として廃棄物の不法投棄や不適正処理は後を絶たない状況にあることから、廃棄物の適正処理の推進に努める必要があります。
- 豊島事業については、調停条項に基づき、地下水の環境基準が達成されるまで、取組みを進める必要があります。
- 南海トラフ地震や大規模風水害の発生が想定される中、大規模災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていることから、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

〔取組みの方向〕

1 2R（リデュース、リユース）の推進

- 先進的な取組事例の情報提供などを行うとともに、学校、地域、職場など幅広い場において、世代に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。
- プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減に向けて、事業者の主体的な取組みを促すとともに、消費者、事業者、関係機関などの多様な主体と連携・協働し、本県の現状や特性に応じた取組みを実施します。

2 リサイクルの推進

- プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化など、新たな制度に対応できるよう市町や事業者の取組みを支援します。
- リサイクル産業及び住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業の支援を行うほか、循環産業の育成に取り組みます。
- 家電リサイクル料金の前払い制度導入に関する国への政策提案を行うほか、リサイクル製品の積極的なPRやグリーン購入などにより、リサイクルを推進します。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 市町の一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の取組みなどを支援するとともに、産業廃棄物処理施設の計画的な整備促進と適正な維持管理に努めます。
- 不法投棄や野外焼却などの不適正処理の未然防止や早期対応を図るため、排出事業者や処理事業者等に対する立入調査を実施し、適切な指導・監督を行うほか、関係機関と連携した監視を実施します。

- 豊島事業については、雨水の浸透等による自然浄化により地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、処分地の維持管理等に取り組めます。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

- 香川県災害廃棄物処理計画や処理行動マニュアルの実行性を高めるとともに、災害廃棄物処理広域訓練を継続的に実施し、担当職員の対応力向上や、市町、関係団体との連携強化を図ります。

施策 65 自然とともに生きる地域づくりの推進

〔現状と課題〕

- 私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられていますが、生物多様性は、①開発など人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化など地球環境の影響による危機の4つの危機に直面していることが指摘されており、生物多様性の保全を実現していくため、さまざまな主体が連携して保全活動を進めていく必要があります。
- イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害は依然高い水準にあり、また、市街地などへのイノシシ等の出没件数が増加し、イノシシによる人身被害が多発するなど、深刻な状況が続いていることから、増えすぎた野生鳥獣の適正な管理や、若手狩猟者の確保・育成のほか、市街地での重点的な対策の実施など、被害を未然に防止する取組みを進めていく必要があります。
- アライグマやセアカゴケグモなど外来種の中でも生態系や人の健康に大きな被害を及ぼす「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加していることから、優先度を踏まえた適切な防除対策や普及啓発を進めていく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 生物多様性の保全

- 「香川県レッドデータブック」において絶滅のおそれが高いと評価された種について現状の把握に努めるとともに、身近な自然環境や生物の保全活動など、生物多様性の保全のための活動を推進します。
- 県内で活動するさまざまな主体の連携による取組みを支援するため、「地域連携保全活動支援センター」の役割を担う民間団体の育成に取り組むとともに、生物多様性の保全に向けて活動する事業者や民間団体との連携を図ります。

2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

- 深刻化する野生鳥獣による被害を減少させるため、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援するとともに、市街地周辺等における県主体の捕獲事業の重点的な実施や、市街地におけるイノシシの出没経路などでの捕獲や侵入防止対策の実施など、被害を未然に防止する取組みを進めます。
- 将来にわたり野生鳥獣対策の担い手を確保するため、市町と協力・連携し、講習会などによる若手狩猟者の人材育成を図るほか、地域で中心的な役割を担うリーダーを養成します。
- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる「侵略的外来種リスト」の活用により、対策の必要性和実効性から優先度を評価し、国及び市町、民間団体などと連携した適切な防除対策を推進するとともに、外来種に対する正しい理解を深めてもらえるよう普及啓発に取り組めます。

施策 66 生活環境の保全

〔現状と課題〕

- 本県の大気環境は、ほとんどの項目について環境基準を達成しているものの、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、県民の安全・安心を守るため、継続した環境基準の達成に向けて、引き続き、大気環境の保全を図る必要があります。
- 本県の河川や海域における水質は、有機物質（BOD、COD）の環境基準の達成率が全国平均に比べ低いため、引き続き、水質汚濁の防止を図る必要があります。また、地下水や土壌は、いったん汚染されると浄化が容易ではないことから、汚染の未然防止を図る必要があります。
- 化学物質は、生活環境や人の健康・生態系等へ影響を与えるおそれがあるものもあることから、排出抑制、管理の徹底を図るとともに、県民に対しても、正しい情報をわかりやすく提供していく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 大気環境の保全

- 光化学オキシダントとPM2.5については、濃度上昇が予測される場合には、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に注意情報等を発令し、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視していきます。
- 工場・事業場に対する規制・指導の徹底、自動車排出ガス対策等により、大気汚染物質の発生源対策を推進するとともに、今後、廃棄量の増加が見込まれる石綿については、大気汚染防止法や「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」に基づき、石綿使用建築物の解体等における飛散防止措置等の徹底を図ります。

2 水環境、土壌・地盤環境の保全

- 河川や海域の水質を保全するため、水質の監視や工場・事業場に対する規制・指導を徹底するとともに、下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図ります。
- 土壌や地下水汚染の実態把握に努めるとともに、有害物質を取り扱う工場・事業場の土壌・地下水汚染対策について、監視・指導を徹底します。

3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

- 騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて騒音・振動規制地域の見直し（拡大）を行うとともに、自動車等の交通騒音を監視します。
- ダイオキシン類の常時監視や発生源の規制・指導を徹底するとともに、有害化学物質の汚染状況調査の実施や工場・事業場の自主管理を促進することにより、有害化学物質排出量の抑制を図ります。

施策 67 環境を守り育てる地域づくりの推進

〔現状と課題〕

- 環境の課題は、地球規模の課題から、生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体が、日常生活や事業活動において、それぞれの責務や役割のもとで、自主的な取組みを進めることに加え、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。
- 本県では、学校や学校以外の幅広い場における環境学習を行っていますが、県政世論調査では、「環境学習に関する行政の取組み」について、重要であると考えている人が6割以上であるのに対し、満足している人は2割程度にとどまっており、環境学習の機会の充実を図る必要があります。
- 瀬戸内海は、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、海ごみ、人と海の関わりの希薄化など、依然として多くの課題を抱えており、全県域で「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざし、総合的に里海づくりを進める必要があります。
- 「環境を守り育てる地域づくり」を進めるためには、環境との調和が大切であり、身近なみどりや水辺などの豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進

- 県民、事業者、民間団体などの各主体が、環境の課題について理解を深め、相互に連携・協働しながら環境保全活動に取り組めるよう、それぞれの責務や役割に応じた支援や情報提供を行うなど、環境負荷のより少ない持続可能な地域づくりを進めます。
- 県民や事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組みを促進するため、省エネルギーの取組みなど日常生活における具体的な取組みの普及啓発や、エコアクション 21 など事業者の形態にあった環境マネジメントシステムの普及を図ります。

2 環境教育・環境学習の充実

- 環境教育は環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、各学校が実情に応じた環境教育や学習活動に取り組めるよう、教育関係機関と連携した環境教育の充実を図ります。
- 家庭、職場、地域等のあらゆる場において、気軽に環境について考える機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座の取組みを行うなど、県民が身近な場所で環境学習を行えるよう努めます。

3 県民参加の山・川・里（まち）・海的环境保全

- 里海づくりを牽引する人材を育成する「かがわ里海大学」の取組みや、海域・陸域が一体となって進める海ごみ回収等の取組みなど、山・川・里（まち）・海のつながりを大切にした県民参加型の香川らしい環境保全の取組みを推進します。

4 うるおいのある快適な地域づくり

- 地域住民にうるおいとやすらぎを与える憩いの場としての地域づくりを進めていけるよう、みどり豊かな里山やうるおいのある水辺環境、田畑やため池からなる田園景観など身近な自然環境の保護・保全や、文化財など地域の歴史や文化に根ざした資源の保存・活用に努めるとともに、周知啓発など県民意識の醸成を図るための取組みを進めます。

施策 68 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

〔現状と課題〕

- 人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、動物の飼い主だけでなく、広く県民の間に共通した動物愛護管理に関する考え方の形成が必要です。
- 飼い主のいない犬猫への無責任な餌やり、不適正な飼養や遺棄を地域の問題としてとらえ、問題解決に向けた自主的な活動を促進することが必要です。
- 本県の犬猫の殺処分数は減少傾向にありますが、全国と比較すると、特に犬の収容数や殺処分数が多い状況が続いています。犬猫の殺処分数を減少させるためには、収容の抑制と元の飼い主への返還や適正に飼養できる新しい飼い主への譲渡を一層推進することが重要です。
- 動物愛護管理の普及啓発や適正な譲渡の推進の拠点である「さぬき動物愛護センター しっぽの森」の効果的な運営を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 動物愛護管理施策の推進

- 終生飼養や不妊去勢措置、所有明示、逸走防止、動物の遺棄・虐待防止など、適正な飼養管理を推進するため、飼い主としての責任などの普及啓発に取り組みます。また、子どもたちが動物を愛護する心を育て、動物との共生について学ぶことができるよう、教育機関などと連携した普及啓発を推進します。
- 飼い主のいない犬猫の減少に向けて、住民が主体となった地域活動を促進するとともに、飼い主のいない犬猫に対する無責任な餌やりや犬猫の遺棄の防止対策を図り、収容の抑制に努めます。
- ボランティアや関係機関と連携・協働し、収容された犬猫について元の飼い主への返還を推進するとともに、犬猫の家庭動物としての資質向上を図り、適正な譲渡を推進します。
- 平常時からの災害への備えなど、災害対策に関する飼い主への普及啓発を行うとともに、地域と市町との連携を推進するほか、人と動物に共通する感染症に関する情報発信や正しい知識の普及啓発に取り組みます。

2 動物愛護センターの運営

- 県民の身近な存在である動物愛護推進員や譲渡ボランティア、関係団体などと連携・協働し、世代や目的に応じた啓発イベントの実施などの動物愛護管理の普及啓発や、犬猫の適正な譲渡の推進などのセンター運営に、それぞれの活動の特性が効果的に反映できる取組みを展開します。
- 普及啓発や譲渡の拠点として、県内各地の県民に身近な場所において、飼い主のマナーアップや命の大切さと思いやりの心を育む体験学習などの出張イベントを開催し、動物愛護管理の普及啓発に努めます。

分野 21

みどり豊かな暮らしの創造

施策

| | |
|----|---------------|
| 69 | 暮らしを支えるみどりの充実 |
| 70 | 県民総参加のみどりづくり |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|----------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|---|------|
| 108 | みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度 | 63% (R5.6現在) | 65% | 暮らしを支えるみどりの充実に向けた取組みの成果を示す指標 | R3.6月に実施した県政モニターアンケートの結果から3ポイント増加させ、65%をめざす。 | 69 |
| 109 | 公園・緑地面積 | 1,842ha (R3年度) | 1,856ha (R6年度) | 都市公園、港湾緑地及び森林公園の面積 | 今後の見込みを踏まえ、都市公園、港湾緑地及び森林公園の面積について、R元年度の実績値から約18ha程度の増加をめざす。 | 69 |
| 110 | 森林ボランティア活動の関心度 | 64% (R5.6現在) | 65% | 県民総参加のみどりづくりの推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3.6月に実施した県政モニターアンケートの結果から4ポイント増加させ、65%をめざす。 | 70 |

施策 69 暮らしを支えるみどりの充実

〔現状と課題〕

- 森林が持つ公益的機能を維持していくためには、山地災害の未然防止や、森林病虫害や有害鳥獣などによる被害の早期発見と拡大防止に取り組むことに加え、各種の開発行為による森林などへの影響を最小限にとどめる必要があります。
- 暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境である瀬戸内海国立公園や大滝大川県立自然公園の適切な保護・利用増進を図るとともに、自然環境保全地域や緑地環境保全地域などの貴重な自然環境や植生の分布地についても、適切な保護・保全に努める必要があります。
- 豊かなみどりの中で心身ともにリフレッシュできる場を確保するため、多くの県民が快適に利用できるよう、森林公園や都市公園などの維持管理に努めるとともに、公共施設や民間施設などの緑化を進めていく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 暮らしを守るみどりの保護・保全

- 危険度の高い山地災害危険地区を中心に、治山ダムなど治山施設の整備を行うとともに、山地災害防止機能などが低下した保安林の機能回復や治山施設の長寿命化を図るなど、山地災害防止対策を推進します。
- 森林法の「保安林制度」を適正に運用し、保安林の保全・管理に努めます。
- 森林法やみどり豊かでうまいのある県土づくり条例などに基づき、秩序ある開発を促すとともに、開発跡地の確実な緑化を図ります。
- 森林病虫害や有害鳥獣、外来種の被害からみどりを守るため、被害拡大防止対策などに取り組めます。

2 すぐれた自然の保護・保全

- 大滝大川県立自然公園や自然環境保全地域、緑地環境保全地域などの自然環境を保護・保全するため、県立自然公園条例や自然環境保全条例などの関係法令の適正な運用を図るとともに、みどりの巡視員などによる監視に努めます。
- 県民が安全で快適に自然とふれあうことができるよう、瀬戸内海国立公園の施設の老朽化対策を図るとともに、訪日外国人観光客の快適な公園利用のために、案内標識などの国際化対応を図るなど、適切な維持管理、利用促進に努めます。

3 身近なみどりの整備・管理

- 豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場としてより多くの県民が利用できるよう、指定管理者制度の活用などにより、森林公園や都市公園などの計画的な整備と適切な維持管理、利用促進に努めます。
- 身近なみどりの充実を図るため、道路、官公庁施設などの緑化の質の向上に努めるほか、都市部の民間施設の緑化や緑化相談など民間の緑化活動を支援します。

施策 70 県民総参加のみどりづくり

〔現状と課題〕

- 人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されるなか、みどりづくりに対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓発活動を通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や、森林ボランティア団体などの活動を支援する必要があります。
- 森林をはじめとするみどりは、県民共通の財産であることから、みどりの重要な働きを普及啓発することが大切であり、みどりを守り、育てる人材の育成に加え、里山の活用・保全や農山村と都市の交流、河川や海岸の保全活動など、みどりを生かした地域づくり・社会づくりを推進するため、市町や森林ボランティアなどと連携し、次世代を担う子どもたちや CSR 活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体によるみどりづくり活動を支援する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 みどりづくりへの理解と参加の促進

- 子どもたちに向けたどんぐり銀行活動や森林環境教育の取組みを進めるとともに、緑の募金活動への協力や啓発イベントの実施などにより、みどりづくり活動への理解を深め、参加者の増加に努めます。
- 森林ボランティア団体などとの協働によるみどりの学校の運営を充実させるとともに、森林ボランティア活動などの機会提供・情報発信を充実し、その活動が継続するための手法を検討するなど、みどりを守り、育てる人材の育成を図ります。

2 県民総参加のみどりづくりの推進

- 次世代の森づくりや緑化推進を担う緑の少年団の活動を支援するとともに、CSR 活動に関心のある企業や団体の森づくり活動への参加を支援するなど、市町や関係団体と連携し、県民がみどりとふれあうための活動を推進します。
- 地域の森づくり活動への支援を通じて、里山の活用・保全活動を推進するとともに、市町や県民と連携して、海岸漂着物の回収処理や、河川・海岸の環境美化・愛護運動に取り組みます。

分野 22

活力ある地域づくり

施策

| | |
|----|---------------|
| 71 | 都市・集落機能の向上 |
| 72 | 活力あふれる農山漁村の振興 |
| 73 | 国際化の推進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------|------------------------------|----------------------|---------------|---|--|------|
| 111 | 立地適正化計画区域内の人口 | 752千人 | 760千人 | 市町による立地適正化計画の作成を促進する取組みの成果を示す指標 | 市町による立地適正化計画の作成を促進することにより、集約型都市構造の実現に寄与する同計画の区域内人口の増加をめざす。 | 71 |
| 112 | 多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積 | 15,218ha | 15,500ha | 農業者や地域住民の協働による農地や水路、農道などの保全管理活動の成果を示す指標 | H29～R4年度の平均増加面積(約100ha)を勘案し、R5年度から毎年度100haの増加をめざす。 | 72 |
| 113 | グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数 | 105,900人 (R3年度) | 171,400人 | 農業体験施設などの利用者数(体験者数と宿泊者数)であり、交流による農村の活性化の状況を示す指標 | コロナ影響前のR元年度実績値を目標値として、毎年度の増加をめざす。 | 72 |
| 114 | 国際交流員による活動数 | 149回 | 160回 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績(137回)を基準とし、R3年度から実施回数増加をめざす。 | 73 |
| 96 * | 香川国際交流会館(アイバル香川)利用者数【累計】【再掲】 | 264,461人 (R3～4年度) | 700,000人 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績を基準とし、R3年度から5年間の累積利用者700,000人をめざす。 | 73 |

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 71 都市・集落機能の向上

〔現状と課題〕

- 人口減少や少子高齢化が進む中、都市構造や交通流動の変化に的確に対応するため、「都市機能が集約された持続可能なまちづくり」が必要ですが、市街地への商業・業務、居住など、都市機能の集約は十分とは言えず、こうした状況は、社会資本整備費の増大、高齢者等の利便性の低下など、さまざまな問題を引き起こすと考えられます。
- 都心部においては、まちづくりの中核となる中心市街地の活性化を図るとともに、これまで四国の中枢都市として発展してきた高松都市圏においては、サンポート高松地区をはじめ、都市機能の強化を図る必要があります。
- 中心市街地の商店街は、小売業全体の競争激化に加え、店主の高齢化、後継者不足などの要因により空き店舗率が高い水準にあること、また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少から商店街への来街者が減少していることから、商業・コミュニティ機能の強化などによるまちのにぎわい回復が課題となっています。
- 空き家の総数や空き家率は増加傾向にありますが、このうち利用目的のないまま放置された空き家は、老朽化が進行すると、景観やまちのにぎわいを損ねるほか、周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、空き家の状況に応じた適切な管理や利活用、除却等の取組みが求められます。
- 住民生活に必要な県有施設等の老朽化が進んでおり、今後更新や修繕を必要とする建物が増加すると予想されます。

〔取組みの方向〕

1 集約型都市構造の推進

- 市町の庁舎や交通の結節点を中心とした区域を集約拠点とし、その拠点間を交通ネットワークで結ぶ集約型都市構造の実現に向け、市町と連携して取り組みます。
- 都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き、公共施設のみでなく、住宅及び医療・福祉・商業などの民間の施設も対象として、その誘導を図るための立地適正化計画を積極的に市町が作成できるよう、適切な助言を行います。
- 中山間地域等において、商店、診療所など日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ「小さな拠点」の形成をめざします。

2 中心市街地の活性化

- 県都高松市の顔でもあるサンポート高松地区において、北側街区に、スポーツ振興の拠点や交流推進施設としての機能を備えた、香川県立アリーナの整備を推進するとともに、歩行者が安全で快適に歩ける空間を整備するなど、中枢拠点機能の強化に取り組みます。

- 土地の合理的で健全な高度利用を図り、都市部における定住人口の増加を促進する市街地再開発事業に対して支援を行います。
- 活気ある商店街の再生に向けた持続可能な取組みを促進するため、まちづくりや中小小売商業の振興などの観点から、中心市街地の活性化や魅力ある商店街づくりに取り組む市町、商店街団体などを支援します。

3 空き家対策の推進

- 放置することが不適切な管理不全空き家の除却等を促進するため、市町と連携し、除却に対する支援を行うほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）に基づく市町の「特定空家等」に対する助言・指導、勧告等の措置が適切に行われるよう、技術的な助言や支援を行います。
- 空き家の適正管理や利活用をはじめ、空き家の発生や増加を抑制するための普及啓発など、市町と連携して地域の実態に応じた空き家対策に取り組みます。

4 既存ストックのマネジメント強化

- 計画的な保全を実施し、県有建物を長寿命化することにより、更新や修繕にかかる全体的な費用の縮減を図ります。
- 県有施設の更新等を実施する際には、他の県有施設の利用や合築、民間賃貸について検討するだけでなく、国や県内市町と連携し、双方が管理する施設の空きスペースの活用や合築等についても検討するなど、県有施設の整備の効率化や保有総量の適正化を図ります。

施策 72 活力あふれる農山漁村の振興

〔現状と課題〕

- 農山漁村は、地域の特色を生かした多様な農林水産業の営みを通じて、洪水の防止や水源のかん養、美しい自然環境の保全など多面的機能を有していますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、こうした機能の維持が困難な状況となっているため、農業者や地域住民の協働による農地や農業用施設の保全管理活動などが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により田園回帰志向が高まる中、農山漁村の活性化には、地域資源を生かした交流人口、関係人口、定住人口の増加に向けた取組みが求められています。
- 気象や農地の栽培条件が不利な中山間地域の農業においては、地域条件に合った新たな高収益作物への転換や、美しい景観形成などの面でも貴重な地域資源である棚田の保全も求められています。
- イノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による農作物の被害は、耕作放棄地の増加や集落コミュニティの弱体化などに伴い、中山間地域のみならず平野部においても広がるなど県内全域で深刻化しており、一層の対策が求められています。

〔取組みの方向〕

1 多面的機能の維持・発揮

- 農村地域の多様な主体が日本型直接支払制度等を活用して行う水路や農道、ため池などの保全管理や植栽などの周辺景観を保全する協働活動を促進し、多面的機能の維持・発揮に努めます。
- 農山漁村地域における多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、研修会や交流会を開催するなど、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。
- 里山を保全・整備するため、地域住民、森林ボランティア団体、企業等による植林や竹林伐採等の森づくり活動を支援します。

2 農山漁村の活性化

- 農山漁村地域の豊かな自然環境や農林水産物を生かした農泊、グリーン・ツーリズムなどにより都市部との交流を促進するとともに、農水産物のオーナー制度やふるさと納税など、農山漁村と多様な形で関わる関係人口を創出・拡大する取組みを推進します。また、美しい農村風景の写真コンテストの実施やソーシャルメディア等を通して、都市住民や移住希望者等に広く本県農業・農村の魅力を情報発信します。
- 棚田地域においては、「県棚田地域振興計画」に基づき、棚田の保全や棚田を核とした地域振興を推進します。
- 捕獲した野生鳥獣をジビエ料理などの地域資源として有効に活用するため、先進地や支援に係る情報を提供するとともに、地域の実態に即したジビエ利用の普及を促進します。

3 鳥獣被害防止対策の推進

- 県鳥獣被害防止対策協議会を通して、耕作放棄地や作物残渣の放置など野生鳥獣への餌付け防止と追い払いによる鳥獣を地域に寄せつけない環境づくり、侵入防止柵の設置など侵入防止、有害鳥獣の捕獲による地域ぐるみの対策を市町と連携して総合的に推進します。

施策 73 国際化の推進

〔現状と課題〕

- 令和4(2022)年12月末現在の県内在留外国人数は15,078人と、本県人口の約1.5%を占め、外国人の定住化が進む中、県民一人ひとりが国際社会の一員として活動することができるよう、県民の外国に対する理解を深めるなど国際感覚あふれる人材の育成に努めることが重要です。
- 小・中学校においては、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることが必要です。
- 高校では、授業において生徒が英語を頻繁に使いながら英語力を高めていくことが求められています。また、語学の習得のみではなく、日本人として我が国の伝統文化や歴史を理解したうえで、国際的に活躍する生徒を育てることが必要です。

〔取組みの方向〕

1 国際交流・国際協力の推進

- 香川国際交流会館（アイパル香川）などにおいて、語学講座の開設や、イベントなどを通じ、外国人とふれあう機会を提供するなど、県民の国際理解の増進を図ります。
- 友好県省提携をしている中国陝西省をはじめ、台湾桃園市、イタリアパルマ市との友好交流を推進するなど、相互発展をめざした国際交流・国際協力を推進します。また、海外の県人会との交流を深め、情報提供や人的交流を促進するなど関係強化に努めます。
- 国際交流や国際協力を担う団体への支援や、国際交流のネットワークづくりを推進するとともに、県内の市町や関係機関、民間団体との連携に努めます。
- 世界各国の人々を技術研修員や留学生として、民間企業や試験研究機関、大学などに受け入れ、必要とする技術・知識を習得してもらうとともに、県民とのさまざまな交流を通じて、相互理解を深め、友好親善を図ります。
- 一層の国際交流の推進の観点から、県内に在学中の留学生との交流を深めるなど、本県の活性化につながるよう取り組みます。
- 小・中学校の外国語活動及び英語の授業における「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成します。
- 高校では、中学校と連携した研修や訪問指導等により、英語教員の英語力や英語指導力の向上に努めるとともに、海外交流支援事業で海外語学研修等の推進を図ることで、生徒たちが実際に外国人とコミュニケーションをとる機会を設け、英語学習への動機づけを行います。

分野 23

デジタル化の推進

施策

| | |
|----|---------------------------|
| 74 | 地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進 |
| 75 | デジタルトランスフォーメーションを支える人材の育成 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|------|---|---------------------|---------------------|--|---|----------|
| 115 | かがわDX Labにおいて創出したサービスの件数〔累計〕 | 0件 | 9件 | かがわDX Labにおける地域社会のデジタル化による地域課題の解決の成果を示す指標 | かがわDX Labにおいて9分野の重点研究項目を設定し、それぞれの課題解決のため、9件のサービス創出をめざす。 | 74 |
| 116 | 知事部局における行政手続のうちオンラインで申請等ができるものの割合 | 10.0% | 100% | 行政手続のオンライン化の推進の結果を示す指標 | R5年度からの3年間で、県民等から県(知事部局)への申請等の手続(県で様式を定めているもの)すべてについて、オンラインで申請等ができることをめざす。 | 74 |
| 117 | Setouchi-i-Baseの拠点利用者数〔累計〕 | 27,203人 (R2~4年度) | 45,162人 (R2~7年度) | Setouchi-i-Baseを拠点としたデジタル人材の育成とイノベーション創出に関する活動の成果を示す指標 | R2年度の実績(4,162人)から、毎年度8,200人を増加させ、R7年度に45,162人をめざす。 | 75 |
| 118 | Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じた起業・フリーランス・就職等の件数〔累計〕 | 88件 (R2~4年度) | 155件 (R2~7年度) | Setouchi-i-Baseを拠点としたデジタル人材の育成とイノベーション創出に関する活動の成果を示す指標 | 拠点活動を通じた起業・フリーランス・就職等件数については、人材育成講座の受講者や拠点利用者が、Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じて得た知識やスキルを生かし、起業、第二創業、就職(新規・転職)、フリーランスとして活動を開始したものであり、R2年度末実績(5件)から150件増加させ155件をめざす。 | 75 |

施策 74 地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進

〔現状と課題〕

- 地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉でもあるデジタル技術を積極的に活用することで、地域の魅力を向上させることが求められています。そのためには、県だけではなく、住民により近い行政サービスの担い手である市町、デジタル技術革新を牽引する民間事業者等が共創し、地域社会のデジタルトランスフォーメーションを推進する必要があります。
- 都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題解決を図る取組みを進めていくためには、必要とするデータをより一層利用しやすい形で、積極的に公開するオープンデータの取組みに加え、生活全般に跨がる広く多様なデータの連携とそれを利活用したサービスを提供する基盤の構築が鍵となります。
- オンラインで確実な本人確認を行うことができるマイナンバーカードは、デジタル社会を構築するうえでの基盤となるものであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現する観点から、引き続きその普及を図る必要があります。
- 行政部門においては、オンライン化の推進などにより、行政手続に伴う県民の手間や負担の解消を図るとともに、AI等のデジタル技術の利活用を進め、一層の効率化と県民サービスの充実を図る必要があります。
- 「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に沿って、情報システム標準化・共通化や行政手続のオンライン化など市町の取組みを支援する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 デジタル技術を活用した地域課題の解決

- 住民が暮らしやすくなった、便利になったと実感できる、誰一人とり残されないデジタル社会の実現に向け、官民が共創する場「かがわDX Lab」において、行政のデジタル化はもとより、地域社会のデジタル化について、幅広く意見を交わすとともに、フィールドワークを通じて地域の課題を抽出し、県内をフィールドとした実証実験を積み重ね、住民に寄り添ったサービスを実装することで、地域課題の解決につなげます。

2 デジタル社会の基盤整備

- 県や県内市町が保有する行政情報は可能な限りオープンデータ化を進めるとともに、公益事業者等が保有するデータのうち、公益に資するものについてのオープンデータ化を促します。
- 県民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化などを推進するために、行政の保有するデータだけでなく、民間のものを含め地域の様々なデータを連携し、革新的なサービスを創出することができる「地域のデータ連携基盤」を構築します。

- マイナンバーカードの利便性、安全性について県民の理解を深めるため、市町をはじめ関係機関とより緊密に連携しながら、様々な広報媒体等を活用した広報・啓発活動を行うとともに、住民票の写しや印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスの導入、マイナポータルによる手続きのワンストップサービスの拡大など行政サービスはもとより、民間ビジネスの様々な場面でのマイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組みを推進します。

3 行政手続のオンライン化等の推進

- 県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、国等の動きも踏まえ、行政手続の見直しを行い、その中で効率化の観点や、県民の利便性、セキュリティ対策等にも留意しながら、オンライン申請の対象手続を拡大し、県民・事業者のオンライン手続の利用を促進します。
- 庁内情報システムの全体最適化に経費面にも留意しながら取り組むほか、業務におけるデジタル化・ペーパーレス化、AI等の利活用を推進し、行政運営の効率化を図ります。
- 市町の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化の取組みを効果的に実行していくため必要な助言を行うなど、市町の計画的な取組みを支援します。

施策 75 デジタルトランスフォーメーションを支える人材の育成

〔現状と課題〕

- デジタルは、地域社会の生産性や利便性を高め、産業や生活の質を向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけでなく、新しい付加価値を生み出す源泉であり、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠となっていますが、地方においてはデジタル化の推進を支える人材が不足しています。
- デジタル化を進めるに当たっては、誰一人取り残されることなく、高齢者から子どもまで、安心してデジタル化による便益を享受できるよう、デジタルデバイドの解消に取り組んでいく必要があります。

〔取組みの方向〕

1 デジタル人材の育成とイノベーションの創出

- 情報通信関連産業の育成・誘致のオープンイノベーション拠点である「Setouchi-i-Base」を中心に、県内の他の施設等との連携も図りながら、デジタルに関する実践的な講座等を開催することにより、進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、さまざまな分野のデジタルトランスフォーメーションの推進を支えるデジタル人材の育成に取り組めます。
- 「Setouchi-i-Base」等で育成される人材同士、また、県内外のさまざまな人材の交流が活発になることにより、新しいアイデアや価値がたゆみなく生み出されるよう、利用者それぞれがめざすイノベーションの創出に向けた相談対応や技術支援、伴走支援等に取り組めます。

2 デジタルの普及啓発の促進

- 情報通信交流館（eーとぴあ・かがわ）において、デジタルを活用するための県民向けの基礎講座等を開催し、情報リテラシーの向上やデジタルデバイドの解消を図ります。
- 同館において、プログラミングや最新のデジタル技術を体験できるワークショップ、民間事業者と連携したイベントの実施など多彩な事業を展開することで、高齢者から子どもまで幅広い層にデジタルに関する普及啓発を促進します。

分野 24

交流人口の回復・拡大

施策

| | |
|----|------------------|
| 76 | 観光かがわの推進 |
| 77 | 地域の活性化につながる交流の推進 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-----------|------------------|-------------------|--|---|------|
| 119 | 県外観光客数 | 7,770千人 (R4年) | 10,171千人 (R7年) | 県外観光客誘致の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 9,687千人)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 120 | 延宿泊者数 | 3,240千人 (R4年) | 4,891千人 (R7年) | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 4,659千人泊)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 121 | 外国人延宿泊者数 | 34千人 (R4年) | 818千人 (R7年) | 外国人観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 772千人泊)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 122 | 観光消費額 | 1,077億円 (R4年) | 1,189億円 (R7年) | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 1,185億円)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 123 | MICEの参加者数 | 42,382人 | 66,000人 | 全国規模の大会や国際会議などのコンベンションや企業等の研修旅行などビジネスイベントの誘致の成果を示す指標 | 高松市と近隣の三木町、直島町、綾川町で開催された四国規模以上の大会(スポーツ大会、合宿においては香川県内で開催されたもの)について、主催者、宿泊施設、会議施設等からの情報をもとに作成。コロナ影響前のR元年度の実績(55,256人)の1.2倍をめざす。 | 77 |
| 124 | MICE開催件数 | 111件 | 205件 | 全国規模の大会や国際会議などのコンベンションや企業等の研修旅行などビジネスイベントの誘致の成果を示す指標 | 高松市と近隣の三木町、直島町、綾川町で開催された四国規模以上の大会(スポーツ大会、合宿においては香川県内で開催されたもの)について、主催者、宿泊施設、会議施設等からの情報をもとに作成。コロナ影響前のR元年度の実績(171件)の1.2倍をめざす。 | 77 |

施策 76 観光かがわの推進

〔現状と課題〕

- 観光誘客の一層の拡大を図り、県内での観光消費額を増大させるため、新型コロナウイルス感染症の影響により変化する旅行形態や、多様化・細分化する観光ニーズに的確に対応し、滞在型観光を推進する必要があります。
- 観光客の満足度と利便性の向上を図るとともに、観光客が安心して本県を訪れることができるよう、全県的なおもてなしの向上を図り、受入環境の整備に努める必要があります。
魅力あるまちづくりとして、地域の文化や歴史に根ざした街並みなどを、地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を形成していくことが必要です。
- 本県を訪れた県外観光客のうち約8割の方々が自動車を利用しており、観光客が県内各地を安全で快適に利用できるよう、道路交通環境の整備に取り組む必要があります。
- 観光客から旅行、宿泊先として選ばれ続ける地域となるため、官民が一体となった広域観光推進組織と連携し、効果的な情報発信や誘客活動を展開するとともに、戦略的なプロモーション活動を継続的に行うことが求められています。
- 感染症の影響を受け落ち込んだインバウンド需要を回復させるため、海外からの観光客のニーズを捉え、本県の魅力を効果的に発信し、知名度の向上を図るとともに、外国人観光客が快適に旅行を楽しめる環境の整備を促進する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 滞在を促す新しい旅行スタイルの提案やコンテンツづくり

- マイクロツーリズムやワーケーションなど、社会情勢により変化する旅行形態に対応する新しい旅行スタイルの設計・提案や、OTA（オンライントラベルエージェント）を活用した体験・滞在型コンテンツの販売強化に取り組むほか、民間事業者等が取り組む「新しい生活様式」に対応した魅力あるコンテンツ造成を支援します。
- 県内全域を圏域とする「香川せとうちアート観光圏」において、瀬戸内海という地域資源と、圏域内に集積しているアートや文化資源を活用し、老舗観光地をはじめとする本県観光の魅力を十分に感じていただけるよう滞在プログラムの企画を進め、圏域内での2泊3日以上滞在型観光を推進します。

2 観光客の利便性と満足度の向上

- まちの美化も含めた全県的な「観光香川おもてなし運動」を展開するとともに、観光施設や交通施設のトイレの洋式化を促進するほか、関係機関と連携しながらバリアフリー化も推進するなど、観光客の受入環境の整備を進めます。
- 観光関連施設の感染防止対策を図り、観光客が安心して旅行を楽しめる魅力ある観光地づくりを進めます。

- 全県的な「香川おもてなし運動」を展開することにより、四国遍路で育まれてきた「おもてなしの心」のより一層の向上に努めるとともに、旬できめ細かな観光情報を発信するなど受入環境の整備に努め、観光客の満足度と利便性の向上を図ります。
- 都市や観光地の良好な景観形成に向けて、電線類の地中化の推進などによる道路空間の整備を推進するとともに、電線事業者による電線類の地中化を促進します。
- 観光客の利便性や移動の快適性に加え、交通安全の確保のため、幹線道路の整備等を進めます。

3 広域観光の推進

- 「瀬戸内ブランド」の形成に向け、国内外へのプロモーションや、瀬戸内クルーズ・ツーリズムなどに瀬戸内を共有する7県が連携して取り組み、交流人口の拡大による地域経済の活性化の促進と豊かな地域社会の実現を図ります。
- 四国の広域観光組織である四国ツーリズム創造機構との連携により、四国が一体となった効果的な情報発信や誘客活動を展開し、県外観光客の獲得につなげます。

4 戦略的な情報発信

- デジタルマーケティングによる消費者行動に注視した分析に基づき、SNSや動画共有サービスなどの媒体を活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を行います。
- 各種メディアに対するセールス活動や交通事業者等との連携のほか、フィルムコミッションによる映画やテレビ番組のロケ誘致などにより、魅力的な観光資源を効果的に情報発信します。
- 県民自ら瀬戸内海や島をはじめとする地域の魅力を広く発信していただく取り組みを進めます。

5 外国人観光客の誘致の推進

- 対象市場ごとの最新の動向やニーズ等に応じた戦略的な情報発信・誘客活動を実施するとともに、近隣県と広域的な連携によるプロモーション活動に取り組みます。
- 外国人観光客が安心して快適に旅行できるよう、受入環境の一層の充実・強化に努めます。

6 県民による県内観光の推進

- 多島美を誇る瀬戸内海の素晴らしさをあらためて感じてもらうため、島旅をテーマとしたツアーを造成・販売し、島を始めとする県内観光地の魅力を県民自ら再発見できる機会を提供することにより、県内各所のにぎわいと交流を促進します。

施策 77 地域の活性化につながる交流の推進

〔現状と課題〕

- MICEの開催やクルーズ客船の寄港は、交流人口の拡大をもたらすとともに、地域の活性化に資することから、それらの誘致に積極的に取り組む必要があります。
- 大規模なスポーツイベントに県内外から大勢の人が参加し、地域密着型スポーツチームが県民に夢と感動を与える存在となるなど、スポーツは、地域に人を呼び込み、地域に活力を与える有効な手段であることから、スポーツを通して地域の活性化と交流の推進を図ることが求められています。
- 瀬戸内の島々を会場に開催された「瀬戸内国際芸術祭」により、来場者と地元との交流が促進され、経済波及効果に加え、本県の知名度の向上やイメージアップが図られ、さらには島々の活性化に向けたさまざまな動きも現れてきていることから、引き続き、県内に集積するアート資源の充実・活用を図り、国内外からの誘客を推進する必要があります。
- 風光明媚な瀬戸内海に面した都市空間であるサンポート高松地区において、香川県立アリーナの整備を進めているほか、駅ビルや大学、ホテルの計画や整備が進められており、これらの新たな施設整備にあわせて、より一層のにぎわいの創出を図ることが必要です。

〔取組みの方向〕

1 MICEの誘致

- 香川県MICE誘致推進協議会を中心に、本県の魅力を積極的に情報発信するとともに、主催者の負担軽減のための開催支援に取り組むことにより、国際会議や学会、全国大会等のMICEの誘致を図ります。

2 クルーズ客船の誘致

- 戦略的かつ継続的なポートセールスを実施するとともに、きめ細かな観光情報の提供に加え、寄港時における歓迎行事の実施や寄港地観光の提案など、受入環境の充実に取り組み、サンポート高松へのクルーズ客船の誘致を図ります。
- 高松港玉藻地区において、11万トン級までの大型クルーズ客船の受入れが可能となる施設整備を進めます。

3 香川県立アリーナの整備推進

- 全国大会、国際大会などの大規模なスポーツ大会やコンサート、MICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できるよう、機能性や利便性を確保した中四国最大規模となる香川県立アリーナを整備し、交流推進の拠点としての活用を図ります。

4 サポート高松地区のにぎわい創出

- サポート高松地区において、香川県立アリーナなどの新たな施設整備にあわせて、地区全体として、にぎわいがあるプロムナードとなるよう、歩行者が安全で快適に歩ける空間づくりに取り組みます。

5 スポーツによる地域活性化

- トップレベルの競技会の開催支援や国際的競技会の事前合宿誘致などを通じて、地域の活性化と交流の拡大を図ります。
- 地域密着型スポーツチームを地域の財産と捉え、県内自治体や企業・団体と連携し、地域活力の向上と交流人口の拡大に向けて活用するとともに、県民のチームに対する愛着を育み、応援する機運の醸成に取り組みます。

6 アート資源を活用した交流促進

- 美術館等のアート資源や特色ある現代建築等の活用とともに現代アートやイベント等を媒介として、世界各地から世代やジャンルを超えたさまざまな人々が集う「瀬戸内国際芸術祭」を開催するなど交流を促進し、地域の活性化を図ります。

分野 25

文化芸術の振興

施策

| | |
|----|--------------|
| 78 | 文化芸術を担う人づくり |
| 79 | 文化芸術を育む環境づくり |
| 80 | 文化芸術による地域づくり |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|------|---------------------------------|---------------------|---------------|---|--|----------|
| 125 | かがわ文化芸術祭の参加団体数〔累計〕 | 446団体 (H28～R2年度) | 500団体 | 県民が文化芸術に触れる機会の充実に向けた取組みの成果を示す指標 | H28～R2年度の年平均参加団体数(89団体)から約10%の増加(毎年度100団体)をめざす。 | 78 |
| 126 | 香川県立ミュージアム館蔵品データベースの登録件数(画像あり) | 23,110件 | 23,330件 | デジタル技術を活用し、県が所蔵する美術作品や歴史資料などの適切な管理・保存・公開の成果を示す指標 | 「香川県立ミュージアム館蔵品データベース」において、R2年度現在の累計登録件数(22,830件)から年間100件程度の登録公開を進める。 | 79 |
| 127 | 四国遍路の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数 | 9か所 | 19か所 | 四国遍路の世界遺産登録に向けての取組みの成果を表す指標 | H28～R2年度の年間指定件数(0～1か所)を上回る、年間2～3か所、5年間で11か所の増加をめざす。 | 80 |
| 128 | 国県指定の文化財数〔累計〕 | 14件 (H28～R2年度) | 15件 | 地域の優れた文化財を保存・継承し、活用を図ることが重要であり、その取組みを進めていくため設ける指標 | H28～R2年度の指定件数を踏まえ5年間で累計15件の指定をめざす。 | 80 |
| 129 | 文化財の保存活用計画と文化財保存活用地域計画の作成件数〔累計〕 | 7件 | 12件 | 文化財・文化財群の保存活用を計画することで、地域づくりの核を形成する契機とするための指標 | 現在作成作業中の件数を踏まえて設定する。 | 80 |

施策 78 文化芸術を担う人づくり

〔現状と課題〕

- 「アート県かがわ」として魅力が高まっている一方で、全国的に地域の文化芸術の担い手が減少しており、文化芸術の裾野をさらに広げるため、県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。
- 優れた芸術家などを育てていくことが必要であり、特に、将来性豊かな若手芸術家の育成が重要です。
- 子どもたちの豊かな心や感性を育み、将来の文化芸術の担い手の育成につなげていくことが求められており、子どもたちが文化芸術に親しむ機会やより専門的な指導を受ける機会の充実が必要です。
- 県民一人ひとりが文化芸術を身近に感じられるよう、県民と文化芸術をつなぐ人材を充実させる必要があります。

〔取組みの方向〕

1 県民による文化芸術活動の奨励

- 県民みずから取り組む創造的な文化芸術活動がさらに活発になるよう、文化芸術活動への支援や成果発表などの機会の充実のほか、県民が身近なところで文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。
- 本県の文化力向上に貢献のある個人や団体を顕彰するほか、将来の文化芸術の担い手として貢献が期待できる有望な若手芸術家の活動を支援します。

2 子どもや若者が文化芸術に触れ創造性等を育む機会の充実

- 児童・生徒を対象に、「かがわジュニア・フィルハーモニック・オーケストラ」などにおいて、プロの音楽家からレベルの高い演奏技術の指導を受ける機会を提供するとともに、県内の音楽指導者の養成にも努めます。
- 子どもたちの発達段階に合わせて、芸術家の指導のもと制作活動やワークショップなどの取組みを推進し、豊かな心の育成を図ります。
- 令和7（2025）年度に本県で開催する「全国高等学校総合文化祭」に向けて、高校生が優れた指導者から指導を受ける機会の充実に努めます。
- 瀬戸内国際芸術祭の開催を通じて、子どもや若者が参加するワークショップの開催、県内の高校生への作品鑑賞パスポートの無料提供、美術系の学科をはじめとした実業系などの高校生の参画の機会の拡充、若手芸術家等が県内で学び、交流する場の提供などに取り組み、創造性の涵養やアーティストの育成を図ります。
- 学校や地域、県立文化施設におけるワークショップや講座の開催などを通して、子どもたちが美術や歴史、地域固有の伝統文化など多様な文化資源の価値や魅力に触れる機会を確保します。

3 県民と文化芸術の橋渡し役やサポーターの充実

- 文化芸術団体などの交流の機会を設け、県民と文化芸術をつなぐ橋渡し役としての機運醸成を図るほか、県民の文化芸術活動を応援する人材の充実に努めます。

施策 79 文化芸術を育む環境づくり

〔現状と課題〕

- 大都市圏に比べて文化芸術に親しむ機会が少ない中、優れた舞台芸術などを鑑賞する機会のほか、デジタル技術等の活用や他分野との連携による活動などにより、広く県民が文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。
- 県民が身近な場所で文化芸術活動ができる環境の充実が求められていることから、すべての県立文化施設がそれぞれの役割や特色に応じた拠点となるよう、利便性を高めるとともに、魅力ある展覧会や公演、ワークショップの充実やデジタル化の推進などを図る必要があります。
- これまで文化芸術に関わりの少なかった人にも関心をもってもらえるよう、また、国内外からの交流人口の拡大などを図るため、「アート県かがわ」の魅力を効果的に発信する必要があります。

〔取組みの方向〕

1 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備

- 質の高い優れた舞台芸術の鑑賞事業を県民ホール指定管理者と連携して実施するほか、デジタル技術等を活用した新たな表現・鑑賞方法による文化芸術活動を支援するなど、県民が文化芸術に親しむ機会を充実します。
- 瀬戸内国際芸術祭の会期以外の期間においても、通年のART SETOUCHI活動として、継続作品の公開やイベント・ワークショップ、公式ツアー等を実施します。
- 障害者が積極的にいきいきと暮らせるよう鑑賞の機会や発表の場を創るなど、文化芸術活動を通じた社会参加を促進します。
- さまざまな人が容易に文化芸術に触れることができる環境整備の促進や、文化芸術分野や関連分野の行政機関や民間団体などとの連携強化を図ります。

2 県立文化施設の機能強化と活用

- 施設のバリアフリー化や多言語化、キャッシュレス化などにより、来館者の利便性を一層高めるとともに、所蔵する美術作品や歴史・民俗資料、民具、祭りの映像などについて、デジタル・アーカイブ化を進めます。
- 所蔵品や調査研究の特性のほか、建築物としての魅力や立地環境など、各県立文化施設が担う役割や特色にそった展覧会やイベントなどを開催するとともに、常設展示の充実を図ります。

3 アート県ブランドの戦略的な情報発信

- 「瀬戸内国際芸術祭」などの知名度を生かし、「アート県かがわ」の魅力を国内外に発信できるよう、本県の文化芸術ポータルサイトの機能や情報を充実させるとともに、SNSなどさまざまな媒体を活用して、戦略的・効果的に発信します。

施策 80 文化芸術による地域づくり

〔現状と課題〕

- 瀬戸内国際芸術祭は、地域の活性化に加え、人材育成や文化芸術活動の裾野の拡大等にも大きな役割を果たし、地域を再生していくことが期待されており、継続・発展させていく必要があります。
- 現代アートや伝統工芸、特色ある現代建築などの地域固有の文化資源を効果的に活用するほか、文化芸術の振興と観光振興、地域活性化の好循環を創出できるような取組みを進めることが求められています。
- 本県の文化資源や地域固有の文化は、県民共有の貴重な財産であることから、確実に保護・継承していくとともに、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組みや、住民主体の地域の宝の掘り起こしと価値の向上を進める必要があります。

〔取組みの方向〕

1 瀬戸内国際芸術祭の開催

- 地元市町や関係団体と連携して、状況に応じた運営体制の最適化やアートプロジェクトなどのレベルアップを図りながら、瀬戸内国際芸術祭を継続して開催します。地元市町の地域振興の方針に寄り添い、その実現に寄与するとともに、若手芸術家等の人材育成や地域での文化芸術活動の裾野の拡大と向上にも大きな役割を果たしていくことで、地域の活力を取り戻し、再生を図り、多くの人が行き交い、みんながきらめいている香川をめざします。

2 魅力的な祭典等の開催と文化観光の推進

- 特色あるアートや建築、映画・映像文化など個性豊かな文化資源を活用した魅力的な祭典・展覧会などを開催するほか、関連分野と連携し、県立文化施設を拠点とする文化観光を推進します。

3 文化資源の継承・充実と地域づくりへの積極的な活用

- 地域の有形・無形の文化財を県民共有のかけがえのない宝として継承するため、地域の宝を掘り起こし、重要な文化財については指定などの保護措置を講じるとともに、国・県指定文化財の保存・活用を推進します。
- 県民が文化財を身近に感じることができるよう情報発信するとともに、多様な担い手による文化財を核とした地域づくりに取り組みます。
- 四国遍路の世界遺産登録をめざし、普遍的な価値の証明や、資産の保護措置の充実のほか、安全・安心、快適に巡礼できる遍路道の環境づくりなどに、四国が一体で取り組みます。また、関係団体等との連携のもと、日本遺産に認定された資産を活用し、地域の活性化を図ります。
- 本県の伝統工芸である香川漆芸や地域に受け継がれてきた伝統文化や暮らしの文化など、地域固有の文化を積極的に活用し、その価値を共有することで、保護・継承を図るとともに、地域の魅力アップにつなげます。

分野 26

スポーツの振興

施策

| | |
|----|-------------|
| 81 | スポーツ参画人口の拡大 |
| 82 | 競技力の向上 |

指標

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|------------------------|----------------------|---------------|--|--|------|
| 130 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 52.5% (R3年度) | 65% | 成人の過去1年間における週1回以上の運動・スポーツ実施率を示す指標 | R3年度の実績値から、12.5ポイントの増加をめざし、R7年度調査での目標値を設定。 | 81 |
| 131 | 生涯スポーツ指導者養成講座の受講者〔累計〕 | 292人 (H28～R2年度) | 300人 | 生涯スポーツ指導者養成講座を受講した合計人数 | H28～R2年度の累計人数は、その前の5年間に比べ約18.2%減少している中、直近5年間の累計人数以上の受講者確保をめざす。 | 81 |
| 132 | オリンピック大会に出場した本県関係の選手数 | 2人 (過去5大会の平均人数) | 3人 (R6年度) | 競技力向上の成果を示す指標として、オリンピック大会に日本代表として出場する本県関係選手の人数を把握 | 2024年パリ大会において、2021年東京大会以前の過去5大会の出場選手数の平均値2人を上回る3人以上の出場をめざす。 | 82 |
| 133 | パラリンピック大会に出場した本県関係の選手数 | 0.8人 (過去5大会の平均人数) | 2人 (R6年度) | 競技力向上の成果を示す指標として、パラリンピック大会に日本代表として出場する本県関係選手の人数を把握 | 2024年パリ大会において、2021年東京大会以前の過去5大会の出場選手数の平均値0.8人を上回る2人以上の出場をめざす。 | 82 |
| 134 | 国民体育大会男女総合成績 | 36位 (R4国体) | 20位台 | 競技力向上の成果を示す指標として、国民体育大会の男女総合成績の順位を把握 | 過去5大会の平均順位32位を上回り、毎年20位台の確保をめざす。 | 82 |

施策 81 スポーツ参画人口の拡大

〔現状と課題〕

- 令和4（2022）年度県政世論調査によると、過去1年間における成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率は、52.5%となっています。総合型地域スポーツクラブは、地域住民のスポーツ参加促進の拠点として重要性がますます高まっており、今後導入される登録・認証制度の整備をはじめ、効率的・効果的な運営ができるよう支援体制を構築していく必要があります。
- 新しい生活様式のもと、より多くの人にスポーツに親しんでもらうため、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催などを通じて、スポーツをほとんどしない人や苦手な人に対するスポーツ参加のきっかけづくりに取り組むとともに、住民のニーズに応じたスポーツ情報を提供する必要があります。
- 住民の多様なニーズに対応した安全・安心で魅力あるプログラムを提供できるスポーツ指導者の資質向上が求められています。
- スポーツを楽しんだり、トップレベルの試合を観戦したりできるよう、県立スポーツ施設や設備の整備・充実を図る必要があります。

〔取組みの方向〕

1 生涯スポーツ・地域スポーツの振興

- 市町、スポーツ団体などと協力・連携して、地域住民が生涯を通じスポーツを行ったり、支えたりすることができるよう、総合型地域スポーツクラブの普及啓発や育成のための指導助言を行います。
- 人々がそれぞれの体力や年齢、興味、競技レベルに応じて、スポーツイベントなどに参加できる機会が増えるよう、スポーツ・レクリエーション団体と連携し、スポーツを気軽に楽しめる機会を提供するとともに、各スポーツ団体やスポーツ少年団などの活動支援に努め、地域の活性化につなげます。
- 多様化する地域住民のスポーツニーズに対応できるよう、スポーツ指導者の養成や資質向上に取り組めます。

2 香川県立アリーナの整備等県立スポーツ施設の充実

- 県立スポーツ施設については、各種競技大会の開催や競技団体のニーズに対応できるよう、必要な施設や設備の整備・充実を図るとともに、指定管理者制度を活用して施設の効用を最大限に発揮させ、各種サービスの充実や機能の強化を図ります。
- 国際大会から地域の大会まで幅広く競技会を開催できるとともに、それぞれの年齢などに応じて、多様なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるほか、イベントの開催など交流推進機能も備えた香川県立アリーナの整備を図ります。

施策 82 競技力の向上

〔現状と課題〕

- 国際大会における本県出身選手の活躍状況は、オリンピック大会については、リオデジャネイロ大会に1名、東京大会に7名出場し、パラリンピック大会についても東京大会で3名出場しました。アジア競技大会においては過去3大会ともに6～9名、アジアパラ競技大会においても前回大会に2名の選手が出場しています。
- 国民体育大会の総合順位については、平成5（1993）年の東四国国体優勝から令和となった現在まで、おおむね20位台以上を維持してきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、3年ぶりに開催された令和4（2022）年の栃木国体では目標に届かず36位という結果になりました。今後は20位台に向け、新しい生活様式のもと、継続して競技力向上の取組みを進めることが必要です。
- ジュニア選手については、県のジュニア育成事業を経て全国大会で優勝したり日本代表選手に選ばれ国際大会で活躍したりする選手が育ってきています。今後も国際大会で活躍できる選手を輩出できるよう、ジュニア期からの一貫指導体制を継続し、競技者がトレーニングに打ち込める環境を整備することが重要です。

〔取組みの方向〕

1 ジュニア期からのタレント発掘・育成

- 将来、国際大会で活躍できる選手を育成するため、豊かなスポーツの素質を持つタレントを発掘し、中央スポーツ団体とも連携・協働し、日本を代表する選手へと育成・強化することができる環境の整備に努めます。
- ジュニア選手が競技の特性や発達段階に応じた適切で専門的な指導が受けられるよう、各競技団体と連携しながら一貫指導体制の充実を図ります。
- 将来、国際大会等で活躍できる障害者スポーツ選手を輩出するため、関係機関と連携し、次世代を担う選手の発掘及び育成・強化に努めます。

2 トップアスリート育成のための支援

- オリンピックや世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を輩出するため、本県出身の日本代表候補選手や有望なジュニア選手の活動を支援するとともに、練習環境の充実に努めます。
- 国民体育大会をはじめとする全国大会で県代表選手やチームが活躍できるよう、各競技団体が行う国体候補選手などの県外遠征、強化合宿、強化練習会や、専任コーチの配置などの強化事業を支援します。
- 有望な障害者スポーツ選手が国際大会や全国大会で活躍できるよう、大会参加費用の助成などの強化支援により、障害者スポーツの競技水準の向上を図ります。

3 指導者の養成および資質の向上

- 高いレベルでの専門的指導ができる優秀なスポーツ指導者を確保し、その指導力を十分に発揮できるよう適正配置に努めます。

- 指導者研修会の開催や優秀コーチの招へいなどにより、指導者の養成とより一層の資質向上を図ります。
- 障害者スポーツ指導員養成講習会に指導者を派遣して、障害特性に応じた指導者の養成を行います。

施策体系（施策の総合的展開）の82施策とSDGsの17ゴールの相関表

| 基本方針 | SDGsの17ゴール 施策 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---------------------------------|--------------------------|---------|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|------------|-----------------|--------------|---------------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------------|
| | | 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | すべての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを | つくる責任つかう責任 | 気候変動に具体的な対策を | 海の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう |
| 1 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | 1 経済的負担の軽減 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 2 子育て拠点の充実 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 3 みんなで子育て | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 4 学校教育の充実 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 5 家庭や地域の教育力の向上 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築 | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 7 あらゆる分野における女性の活躍推進 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 8 女性の安全・安心の確保 | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 9 健康づくりの推進 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 社会参加の促進と生きがいづくりの推進 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 11 ともに支え合う社会づくりの推進 | | | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 12 障害者の自立と社会参加の促進 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 13 高齢者の安全の確保 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 14 安全で質の高い医療の確保 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 15 医師・看護職員の確保 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 16 新興・再興感染症等の対策の強化 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 介護サービス等の充実 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| | 18 南海トラフ地震・津波対策の推進 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 19 大規模な風水害に強いまちづくりの推進 | | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| | 20 危機管理体制の強化 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 21 防災意識の向上 | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 22 安心につながる社会資本の整備 | | | | | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 23 水の安定供給の確保 | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| | 24 水循環の促進 | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 25 安全な交通社会の実現 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 26 犯罪に強い社会の実現 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | 27 暮らしにおける安全確保 | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 28 セーフティネットの充実 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |

| 基本方針 | SDGsの17ゴール 施策 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|--|-----------------------------|---------|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|------------|-----------------|--------------|---------------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------------|---|
| | | 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | すべての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを | つくる責任つかう責任 | 気候変動に具体的な対策を | 海の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう | |
| 1 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | 29 移住の促進 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 30 若者の定住促進 | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 31 地域を支える活動の促進 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 32 県内大学等の充実強化 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 33 県内大学等との連携強化 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 34 人権啓発の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| | 35 人権・同和教育の推進 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 36 人権擁護活動の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| | 37 青少年の健全育成 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 38 NPO・ボランティア活動の促進 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 39 生涯学習の促進 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 2 「活気に満ち挑戦できる香川をつくる」 「デジタル田園都市100計画」 | 40 企業立地の促進と産業基盤の強化 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 41 創業や新事業展開の促進 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | 42 特長ある産業の育成・集積 | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | 43 デジタル化等による競争力の強化 | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 44 産業の成長を支える人材の育成 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 45 中小企業の経営支援 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | 46 企業の海外展開の促進 | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | 47 広域交通ネットワークの充実・強化 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 48 地域交通ネットワークの整備 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 49 農業の担い手の確保・育成 | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | 50 農産物の安定供給 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 51 農産物の需要拡大 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 52 生産性を高める農業の基盤整備 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| | 53 森林整備と森林資源循環利用の推進 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| | 54 水産物の安定供給と需要拡大 | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| | 55 漁業の担い手の確保・育成と生産性を高める基盤整備 | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| | 56 県産品の販路開拓 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |

| 基本方針 | SDGsの17ゴール 施策 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|----------------------------------|----------------------------------|---------|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|------------|-----------------|--------------|---------------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------------|---|
| | | 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | すべての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを | つくる責任つかう責任 | 気候変動に具体的な対策を | 海の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう | |
| 2 つくる「デジタル田園都市100計画」 | 57 県産品の認知度向上 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| | 58 アンテナショップの充実・強化 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| | 59 安定した雇用の創出と就労支援 | | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| | 60 働き方改革の推進 | | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | |
| | 61 外国人材の受入れ支援 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | |
| | 62 外国人との共生推進 | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| | 63 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 64 持続可能な循環型社会の形成 | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| | 65 自然とともに生きる地域づくりの推進 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | 66 生活環境の保全 | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | 67 環境を守り育てる地域づくりの推進 | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 68 人と動物との調和のとれた共生社会の実現 | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 69 暮らしを支えるみどりの充実 | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 70 県民総参加のみどりづくり | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 71 都市・集落機能の向上 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 72 活力あふれる農山漁村の振興 | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 73 国際化の推進 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 74 地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進 | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| 75 デジタルトランスフォーメーションを支えるデジタル人材の育成 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | |
| 3 一訪多にぎわいになる香川をつくる | 76 観光かがわの推進 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 77 地域の活性化につながる交流の推進 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 78 文化芸術を担う人づくり | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 79 文化芸術を育む環境づくり | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 80 文化芸術による地域づくり | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 81 スポーツ参画人口の拡大 | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 82 競技力の向上 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |

各施策の取組みの方向が、「SDGs」の17ゴールの目的と関連している場合は、該当するゴールに「○」を記載しています。

第2章 指標一覧

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|--|--|---|---|--|--|------|
| 1 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | | | | | | |
| (1)子育て支援社会の実現 | | | | | | |
| 1 | 子育てにかかる費用の社会的支援が「十分である」「どちらかといえば十分である」と答えた者の割合 | 19.4% (R3年度) | 23.4% | 子育てにかかる費用の社会的支援がどの程度行われているかを示す指標 | 県政世論調査による現況値(R4.6現在)の結果から、毎年度1%増加させることをめざし、目標値を設定する。 | 1 |
| 2 | 保育所等利用待機児童数 | 年度当初 12人 (R5年度) 年度途中 173人 (R4年度) | 年度当初 0人 (R8年度) 年度途中 0人 (R7年度) | 子育て支援の成果を図る指標として保育所等利用待機児童数を把握 | 保育所等利用待機児童の解消をめざす。なお、目標値はR7年度に待機児童数ゼロを達成し、R8年度までゼロを維持するものとして設定する。 | 2 |
| 3 | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 99箇所 | 102箇所 | 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業の実施か所を示す指標 | R6年度までは、各市町の実施予定か所数の積上げにより設定し、R7年度は、R元～R6年度までの実施か所数の伸び率により設定する。 | 2 |
| 4 | 里親等委託率 | 20.9% | 38.0% | 子どもの家庭養育優先に向けた取組みの成果を示す指標(H28年の児童福祉法改正に伴い、児童虐待を受けた児童等の受け皿として、里親やファミリーホームにおける家庭養育の推進が求められるようになったことによる。) | 各施設等における在籍児童数や里親・施設等による代替養育が必要な子どもの割合の推移、子どもの特性に応じた望ましい措置策に基づく推計をもとに設定する。 | 2 |
| 5 | 家族再統合プログラム実施件数〔累計〕 | 454件 (R2～4年度) | 907件 (R2～7年度) ※目標値に関わらず、プログラム実施の必要性がある場合には、追加実施する | 児童虐待の再発防止のため、児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラム実施数を示す指標 | 直近のプログラム実施実績(R2:133件、R3:169件、R4:152件)の平均値151件を勘案し、R5年度以降も同程度のプログラムの実施が見込まれることを想定し、目標値を設定する。 | 2 |
| 6 | かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数〔累計〕 | 1,361組 (H29～R2年度) | 1,730組 | 結婚支援の取組みの成果を示す指標 | H29～R元年度のカップル数の年間平均(約346組)を勘案し、R3年度以降も同程度で増加するものと想定し設定する(R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため除外して設定)。 | 3 |
| 7 * | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕 | 116社 (H28～R2年度) | 120社 | 働きながら子育てしやすい環境整備に取り組む企業等を認証する制度であり、仕事と子育ての両立支援への取組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒23.2社)をベースに、それを上回る年間24社の目標とする。 | 3 |
| (2)教育の充実 | | | | | | |
| 8 | 「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と答えた児童生徒の割合 | 小学校5年生 69.7% 中学校2年生 57.5% | 小学校5年生 77% 中学校2年生 65% | 授業を児童生徒がどの程度理解できているかを示す指標 | 過去10年間の推移を見ると、小学校5年生は最低値がH23年度の69.3%、最高値がH29年度の74.4%、中学校2年生は最低値がH23年度の51.4%、最高値がH30年度の61.8%である。R7年度に小学校5年生及び中学校2年生が最高値を3ポイント程度上回ることをめざす。 | 4 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|-----------------------|---|--|--|--|---|------|
| 9 | 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 | 小学校 71.8% 中学校 62.9% 高等学校 80.7% 特別支援学校 66.7% (R3年度) | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100% | 授業を担当している教員に対し、ICT活用指導力の実態の状況を明らかにした調査 | 児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、すべての教員のICT活用指導力の向上をめざす。 | 4 |
| 10 | 保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数 | 23回 | 75回 | ネット・ゲーム等の適正利用を啓発する指導員を派遣し、保護者が学びあう機会を提供する取り組みの成果を示す指標 | コロナ禍前の過去5年間(H27年度～R元年度)の派遣数の最高値(73回)以上の75回をめざす。 | 5 |
| 11 | 地域学校協働本部等整備率 | 51.6% | 60.3% | 学校・地域・家庭をつなぐ体制が整っていることを示す指標 | R7年度にR2年度の全国平均60.3%をめざす。 | 5 |
| (3)男女共同参画社会の実現 | | | | | | |
| 12 | 社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合 | 11.1% | 20% | 社会全体における男女の地位について、「平等」と答えた者の割合で、男女の平等感を示す指標 | R元年度の意識調査の伸び率は3.7%であり、この伸び率を維持すると18%であるが、国においても更に積極的に取り組むとしていることから、20%を目標として設定する。 | 6 |
| 13 | 県の設置する審議会等の委員に占める女性の割合 | 37.4% | 40% | 県の設置する審議会等の委員に占める女性の割合で、県政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画推進について示す指標 | 県では、第3次かがわ男女共同参画プランにおいて、R2年度末までに40%以上を目標として取り組んできたが、未達成であり、引き続き目標として掲げ取り組みを進める。 | 7 |
| 14* | 「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数〔累計〕 | 175社 (H28～R2年度) | 180社 | 働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言であり、女性活躍推進事業の取り組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒35社)をベースに、それを上回る年間36社の目標とする。 | 7 |
| 15 | 県防災会議の女性委員比率 | 18.3% | 30% | 防災分野の政策決定過程における女性参画の割合を示す指標 | 国の第5次男女共同参画基本計画において、防災・復興における男女共同参画の推進として、都道府県の防災会議委員に占める女性委員の割合について、R7年度までに30%を目標としていることから、毎年度、段階的に増加させ、30%をめざす。 | 8 |
| 16 | 配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相談先について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた者の割合 | 26.1% | 18.2% | 配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者に、相談先について聞いたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた者の割合で、相談先の認知度を示す指標 | R元年度の意識調査結果(36.4%)の半分の割合をめざす。 | 8 |
| (4)健康長寿の推進 | | | | | | |
| 17 | がん検診受診率 | 胃: 45.1% 肺: 54.0% 大腸: 47.9% 子宮: 48.8% 乳: 52.2% | 55%以上 (毎年度) | 早期発見・早期治療に欠かせないがん検診について、国が定める5種類のがん検診の受診率を示す指標 | 本県の受診率が全国平均よりも高い現状を踏まえ、国民生活基礎調査による国の目標値(50%以上)を上回る受診率55%以上をめざす。 | 9 |
| 18 | 特定健康診査の実施率 | 55.8% (R3年度) | 70%以上 (毎年度) | 生活習慣病の危険性が高いメタボリックシンドロームを早期に発見する手段である特定健康診査の受診率を示す指標 | 国が設定した目標値(70%以上)に沿って、健診が不要またはどうしても受けられない人などを除いた7割をめざす。 | 9 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------------------------|---|----------------------|-----------------|--|---|------|
| 19 | 高齢者いきいき案内所相談件数〔累計〕 | 3,160件 (H28～R2年度) | 3,300件 | 地域活動に関心を持つ高齢者を活躍の場へ案内する「高齢者いきいき案内所」の活用状況を示す指標 | H27～R元年度の平均相談件数(約652件)を基礎として、R3年度から毎年度660件の相談件数をめざす(R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため除外して設定)。 | 10 |
| (5)地域福祉の推進 | | | | | | |
| 20 | 認知症サポーター養成数 | 119,917人 | 130,000人 | 地域で認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターの養成数 | 認知症高齢者数の増加が見込まれるため、第8期香川県高齢者保健福祉計画の目標値であるR5年度12万人を勘案し、引き続き認知症サポーターの増加をめざす。 | 11 |
| 21 | 障害者就業・生活支援センターに登録した障害者数 | 1,838人 | 1,896人 | 障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、身近な地域において必要な指導、助言を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、登録者数の増加をめざす。 | R3～5年度については、過去5年間の平均から積算した「かがわ障害者プラン」の数値や登録実績を参考に積算し、その後のR6～7年度についても同様に見込んだ。 | 12 |
| 22 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成者登録数 | 224人 | 281人 | 障害者を支える人材の育成を行い、障害者の安心・安全な生活を支える環境の整備の状況を示す指標として、専門性の高い意思疎通支援を行う者として登録された数の増加をめざす | R3～5年度については、過去5年間の平均から積算した「かがわ障害者プラン」の数値や登録実績を参考に積算し、その後のR6～7年度についても同様に見込んだ。 | 12 |
| 23 | 高齢者人口10万人当たりの交通事故による高齢者死者数 | 7.9人 (R4年) | 7.4人以下 (R7年) | 高齢者の交通事故抑止対策の成果を示す指標 | H27～R元年の平均値(10.4人)を基に、全国の高齢者交通事故死者数のH27～R元年の平均減少率(▲5.6%)を年毎に乗じて算出。 | 13 |
| (6)安心できる医療・介護の充実確保 | | | | | | |
| 24 | かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」で中核病院等が新たに情報連携した患者数〔累計〕 | 8,121人 | 15,000人 | かがわ医療情報ネットワーク「K-MIX R」を活用し、参加する中核病院やクリニック等から新たに情報連携した患者数を示す指標 | H26～R元年度までの新規患者公開件数の平均(2,820件)を勘案し、R3～7年度までで、累計15,000件の新規公開件数の増加をめざす。 | 14 |
| 25 | 大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に急性期から活動できる災害派遣医療チーム(DMAT)のチーム数 | 39チーム | 55チーム | 大規模災害や多数傷病者が発生した事故などの現場で、急性期から活動できる機動性を持った医療チーム数を示す指標 | 厚生労働省から委託されたDMAT事務局が主催するDMAT養成研修の本県への割り当てが2チーム分が見込まれることから、毎年、2チームの増加をめざす。 | 14 |
| 26 | 香川県医学生修学資金貸付制度による県内従事医師数 | 77人 | 108人 | 香川県医学生修学資金貸付制度の活用により、県内医療機関等で勤務している医師数を示す指標 | 今後の見込みに基づき、新規の修学資金貸与者を定員まで確保するとともに、離脱者を出さないことにより、R7年度の県内従事医師数108人をめざす。 | 15 |
| 27 | 感染症対応人材育成事業で育成した感染症専門医数〔累計〕 | 0人 | 3人 | 感染症に対応できる医師の状況を示す指標 | R3年度から研修プログラムを開始しており、感染症専門医が取得できるようになるには、3年目であるR5年度以降であることから、R5年度以降、毎年度1人以上の感染症専門医の資格を取得をしたうえで、感染症診療に従事する医師の確保をめざす。 | 16 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|---------------|---------------------------------------|--------------|----------------|--|--|------|
| 28 | 介護福祉士の登録者数 | 16,335人 | 21,300人 | 介護人材確保の取組みの成果を示す指標 | R7年度の推計要介護等認定者数(65,338人)に対し、介護福祉士1人当たりの要介護等認定者数がH30年度の全国最高水準(3.07人)を上回ることをめざす。 | 17 |
| (7)防災・減災社会の構築 | | | | | | |
| 29 | 地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第I期計画:H27~R6年度) | 85.1% | 100% (R6年度) | 地震津波対策として整備を行う海岸堤防や河川堤防のうち、特に優先度の高い区間の整備状況を示す指標 | 南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえ、H27年3月に策定(R5年3月に見直し)した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高いI期計画区間の整備率を設定する。 | 18 |
| 30 | 流域下水道幹線管渠の耐震化率 | 88.9% | 91.3% | 重要なライフラインの一つである下水道施設のうち、県が管理する流域下水道幹線管渠の耐震化の状況を示す指標 | 県管理の流域下水道幹線管渠の全延長48.1kmについて、中讃流域下水道総合地震対策計画に基づき耐震化を行い、R7年度までに、43.9km(91.3%)の幹線管渠の耐震化をめざす。 | 18 |
| 31 | 防災重点農業用ため池の整備箇所数(全面改修) | 3,568箇所 | 3,651箇所 | 防災・減災対策を推進するため、老朽化の進行により決壊のおそれのあるため池の整備状況を把握する指標 | 老朽化が進行したため池の決壊を未然に防止するため、年間22箇所の整備を目標に設定し、計画的かつ効率的にため池の防災・減災対策を実施する。 | 19 |
| 32 | 河川整備計画に基づき河川整備を行っている県管理河川の整備率 | 69.4% | 73.8% | 県管理河川のうち過去に浸水被害を受けるなど、治水対策等が急がれ、概ね20年から30年を計画対象期間として中期的で具体的な整備内容を河川整備計画として定めて整備を進めている9水系15河川の整備状況を示す指標 | 河川整備計画に基づき河川整備を行っている9水系15河川の整備延長約85kmについて、R7年度までの5年間の整備率を設定する。 | 19 |
| 33 | 「防災士」登録者数 | 3,384人 | 4,250人 | 地域の防災リーダー育成に係る指標として、NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数。 | H23~R2年の年平均増加数(268人)を勘案し、毎年度約280人を増加させ、4,250人をめざす。 | 20 |
| 34 | 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数 | 62,532件 | 100,000件 | 「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数 | R3~4年度のアプリダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を勘案して今後の想定件数を算出するとともに、今後各種取り組みなどを進めることによりさらに上乘せし、年間約12,000件の増加をめざす。 | 21 |
| 35 | 地区防災計画の策定カバー率 | 37.4% | 60.0% | 地域防災力向上に向けた取り組み状況を示す指標として、全単位組織数のうち、地区防災計画を策定している地域内にある単位組織数の割合。 ※単位組織:各市町が把握する最小単位の自主防災組織 | R3→R4の伸び7.5ポイントを勘案し、令和7年度までに、令和3年度(29.9%)からの倍増をめざす。 | 21 |
| 36 | 県管理の公共土木施設の補修箇所数 | 368施設 | 503施設 | 県管理の公共土木施設における施設ごとの長寿命化計画に基づく補修状況を示す指標 | 高度経済成長期以降に整備した公共土木施設の老朽化が進んでおり、更新費等が大幅に増大することが見込まれることから、トータルコストの縮減・平準化を図るために各公共土木施設で計画された長寿命化計画に基づき、補修に着手する箇所数を設定する。 | 22 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|----------------------------|--|---|--------------------|--|--|------|
| (8)安心して暮らせる水循環社会の確立 | | | | | | |
| 37 | 県内上水道施設(基幹的な水道管)の耐震管率 | 24.7% (R3年度) | 33% | 重要なライフラインである上水道施設(基幹的な水道管)の耐震化の状況を示す指標 | 香川県水道広域化基本計画において、基幹管路の耐震管率は19.9%(H29年度)から36.3%(R9年度)をめざしている。R元年度の実績値は23.3%で、これまでは順調に増加してきており、R2年度以降も同程度の増加が見込まれることから、R7年度時点の目標値(33.0%)を設定する。 | 23 |
| 38 | 普段の生活で節水している人の割合 | 80.6% (R3年度) | 84%以上 | 節水意識の啓発活動等を通じて、県民に節水意識が浸透しているかを示す指標 | H21～R元年で、5.8ポイント上昇していることから、R元年度(80.6%)を基準に、今後も同程度の増加をめざす。 | 24 |
| (9)安全で安心できる暮らしの形成 | | | | | | |
| 39 | 交通事故死者数 | 35人 (R4年) | 39人以下 (R7年) | 交通死亡事故抑止対策の成果を示す指標 | R元年の実績値(47人)を基に、県内の交通事故死者数のH27年からR元年の平均減少率(▲2.5%)を年毎に乗じて算出。 | 25 |
| 40 | 交通事故重傷者数 | 232人 (R4年) | 200人以下 (R7年) | 交通死亡事故抑止対策の成果を示す指標 | H27～R元年の県内の交通事故重傷者数の平均値(276人)を基に、全国の平均減少率(▲4.8%)を上回る▲5%年毎に乗じて算出。 | 25 |
| 41 | 刑法犯認知件数 | 4,173件 (R4年) | 4,000件以下 (R7年) | 犯罪の発生状況を把握し、犯罪の起きにくい社会づくりの状況を示す指標 | 過去の実績を踏まえ、R2年の実績値(4,543件)から毎年2.5%減少させることをめざす。 | 26 |
| 42 | 重要犯罪検挙率 | 100% (R4年) | 100% (R7年) | 犯罪の徹底検挙の取組み成果を示す指標 | すべての重要犯罪の検挙をめざす。 | 26 |
| 43 | サイバー犯罪の検挙件数 | 180件 (R4年) | 150件以上 (R7年) | サイバー犯罪の検挙の取組み成果を示す指標 | H28年～R4年までの7年間に於ける本県のサイバー犯罪の検挙件数をもとに、R7年までの増加率を予測して算出。 | 26 |
| 44 | 特殊詐欺被害総額 | 9,985万円 (R4年) | 7,000万円以下 (R7年) | 特殊詐欺の被害状況を把握し、被害防止に向けた取組状況を示す指標 | 過去の実績からR2年の実績値(8,321万円)から毎年約3.4%減少させることをめざす。 | 27 |
| 45 | 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 | 36.8% (R3年度) | 50% | 生活援護の充実に向けて行った自立支援の成果を示す指標 | 就労支援事業等の参加率を上げること等により、現状値より約13%の増をめざす。 | 28 |
| 46 | 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 | 42.5% (R3年度) | 65% | 生活援護の充実に向けて行った自立支援の成果を示す指標 | ケースワーカーによる事業参加への指導・助言を適切に行うこと等により、現状値より約23%の増をめざす。 | 28 |
| (10)定住人口の拡大 | | | | | | |
| 47 | 人口の社会増減 | ▲430人 (R4年) 国内社会増減 ▲2,834人 国外社会増減 2,213人 県内移動・不明分 191人 | 1,000人 (R7年) | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | かがわ人口ビジョン(R2年3月改訂版)で、R6年以降に社会増減を年間1,000人程度とすることを目標としていることを踏まえて設定する。 | 29 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|---------------|--|---|------|
| 48 | 県外からの移住者数〔累計〕 | 8,951人 (H28～R2年度) | 12,400人 | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | H26～R2年度の実績値を勘案し、R3年度から毎年度120人増をめざす。 | 29 |
| 49 | 若者(15歳～39歳)の社会増減 | ▲1,402人 (R4年) | 251人 (R7年) | 移住・定住促進の取組みの成果を示す指標 | かがわ人口ビジョン(R2年3月改訂版)で、R6年以降に社会増減を年間1,000人程度とすることを目標としており、その内訳として、15歳～39歳の社会増は251人とされていることを踏まえて設定する。 | 30 |
| 50* | 県内大学卒業生の県内就職率 | 42.2% | 52% | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | 関係機関と連携した総合的な取組みの推進により、国の創生総合戦略を上回る伸び率を目標として52%をめざす。 | 30 |
| 51 | 県内で活動する地域おこし協力隊員数 | 58人 | 73人 | 市町が地域づくりに取り組んでいる状況を示す指標 | 各市町の地域おこし協力隊の活用(特別交付税算定対象)数における年度毎の増加数を踏まえて設定する。 | 31 |
| 52 | 地域運営組織の組織数 | 82組織 (R3年度) | 96組織 | 地域課題の解決にむけての取組状況を示す指標 | H27～R元年度組織設置数から約10%の増加をめざす。 | 31 |
| (11) 魅力ある大学づくり | | | | | | |
| 53 | 県内大学等における関係機関との連携協定締結数〔累計〕 | 328件 | 423件 | 若者の県内定着を図るため、魅力ある大学づくりに向けた支援の成果を示す指標 | H28～R2年度の連携協定締結数(20件)を勘案し、R3年度から毎年度22件の締結数をめざす。 | 32 |
| 50* | 県内大学卒業生の県内就職率【再掲】 | 42.2% | 52% | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | 関係機関と連携した総合的な取組みの推進により、国の創生総合戦略を上回る伸び率を目標として52%をめざす。 | 33 |
| 54 | 県内大学等におけるリカレント講座の受講者数 | 859人 | 1,200人 | 若者の県内定着を図るため、大学との連携強化による成果を示す指標 | H28～R2年度の平均(1,185人/年)を勘案し、R3年度から毎年度1,200人をめざす。 | 33 |
| (12) 人権尊重社会の実現 | | | | | | |
| 55 | 人権・同和研修参加者数〔累計〕 | 60,351人 (H28～R2年度) | 70,000人 | 県が実施する人権及び同和関連の研修会への参加者を示す指標 | H28～R元年度の平均(13,227人)を勘案して、毎年14,000人の参加者の確保をめざす。なお、R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くの研修が実施できず参加者数が7,443人とどまったため、目標値の設定根拠の数値に含めない。 | 34 |
| 56 | 人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合 | 61.2% | 100% | 学校教育における人権・同和教育の取組みの成果を示す指標 | R3年度に改訂した当ハンドブックを活用し、R3年度からの5年間で100%の学校が当ハンドブックを活用した校内研修が行えることを目標とする。 | 35 |
| 57 | 隣保館職員の相談援助研修受講率 | 72.2% | 75% | 隣保館職員がスキルアップのために、県の実施する相談援助研修の受講率を示す指標 | 職員が2人以下の隣保館は全員が、3人以上の館は職員の70%以上が研修を受講済となることをめざす。(R元年度は、69.8%)。 | 36 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|--|-----------------------------|----------------------|---------------|--|--|------|
| (13) 青少年の育成と県民の社会参画の推進 | | | | | | |
| 58 | 香川県青年センターの利用者数 | 49,850人 | 64,000人 | 県内青少年の各種研修・団体活動・国際交流などの拠点施設である香川県青年センターの利用状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度の施設利用者数が大幅に減少している。R3年度以降は回復に転じると見込み、H24～R2年度までで最多の利用者数となったH28年度を考慮した数値(64,000人)を設定する。 | 37 |
| 59 | 認定(特例認定)特定非営利活動法人数 | 8法人 | 13法人 | 認定を受けたNPO法人を増やすことで本県のNPO法人の活性化につながると期待されることから設ける指標 | 毎年度1法人以上の認定(特例認定)NPO法人の増加をめざす。 | 38 |
| 60 | 県立図書館の利用者数 | 409,783人 (R3年度) | 480,000人 | 生涯学習活動を支える拠点として、県立図書館の利用状況を示す指標 | コロナ禍のため、利用者数は大きく減少したが、以前の水準(H29～R元年度の平均)より増加させ、当初計画策定時、過去5年のうちの最高値と同程度をめざす。 | 39 |
| 2 活気に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市100計画」 | | | | | | |
| (14) 商工・サービス業の振興 | | | | | | |
| 61 | 企業立地件数〔累計〕 | 158件 (H28～R2年度) | 160件 | 県内への企業立地を促進する施策に取り組んだ経過を示す指標 | H28年度～R2年度の立地件数は5年間で累計158件となっており、目標値140件(H28～R2年度の累計)を上回ったことから、R3～R7年度の目標値は、これをさらに上回る160件とする。 | 40 |
| 62 | 開業した事業所数〔累計〕 | 3,785件 (H27～R元年度) | 3,800件 | 新たな事業及び雇用が生まれることを示す指標 | H27～R元年度の平均増加件数(約757件/年)を勘案し、R2年度から毎年度760件の増加をめざす。 | 41 |
| 63 | 県の創業支援制度の利用者に占める創業等事業者数〔累計〕 | 327件 (H28～R2年度) | 330件 | 創業に係る各種支援制度がどれだけ活用されているかを示す指標 | H28～R2年度の累計件数を上回ることをめざす。 | 41 |
| 64 | 製造業における就業者1人当たりの生産額 | 4,201万円 (R元年度) | 4,319万円 | 労働の生産性を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、製造業者の業績が悪化しており影響を受ける前(H30年)の状態まで速やかな回復を図る。 | 42 |
| 65 | 産業技術センターの研究開発による製品化件数〔累計〕 | 106件 (H28～R2年度) | 110件 | 新商品・新製品の製品化件数は研究開発の成果を示す指標 | H28～R2年度の製品化件数の平均(21.2件/年度)を上回る製品化件数(22件/年度)をめざし、指標を設定。 | 43 |
| 66* | 現地技術指導件数(産業技術センター) | 160件 (R4年度見込み) | 205件 | 産業技術センターが、県内企業の技術者に対して、個別の課題に対する専門的な技術指導を行うことを通じて、企業の技術力強化や人材育成に取り組んだ状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでの3年間(H28～H30年度)における技術指導件数の増加分の平均(約14件)を基に、R4年度の実績(160件※見込み)から毎年度15件の増加をめざす。 | 43 |
| 67* | 高等技術学校修了生の就職率 | 81.3% | 80% (毎年度) | 産業人材の育成のために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を示す指標 | H28～R2年度における施設内訓練と委託訓練を合わせた就職率の実績の平均(78.5%)を基に、R3年度から各年度80%以上の水準をめざす。 | 44 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|------------------------|---------------------------------|------------------------|---------------|--|--|----------|
| 66 * | 現地技術指導件数(産業技術センター)【再掲】 | 160件 (R4年度見込み) | 205件 | 産業技術センターが、県内企業の技術者に対して、個別の課題に対する専門的な技術指導を行うことを通じて、企業の技術力強化や人材育成に取り組んだ状況を示す指標 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでの3年間(H28～H30年度)における技術指導件数の増加分の平均(約14件)を基に、R4年度の実績(160件※見込み)から毎年度15件の増加をめざす。 | 44 |
| 68 | 経営革新計画の承認件数〔累計〕 | 146件 (H28～R2年度) | 260件 | 中小企業者の事業の発展、経営基盤の強化に向けた支援の成果を示す指標 | 直近3年(R2～R4年度)の承認件数の進捗を基に、R5～R7年度は50件を見込み、R3～R7年度で累計260件の承認をめざす。 | 45 |
| 69 | 商工会・商工会議所による県内中小企業の年間相談対応件数〔累計〕 | 281,866件 (H28～R2年度) | 285,600件 | 商工会・商工会議所の支援体制の充実・強化への取り組みの成果を示す指標 | H28～R2年度の経営指導員・経営支援員の算定人数1人当たりの巡回指導・窓口指導の平均件数(340件)の5%増として、R3年度から毎年度、算定人数1人当たり年間357件をめざす。 | 45 |
| 70 | 海外展開を行った企業数 | 435社 (R4年) | 455社 (R7年) | 海外展開支援の取り組みの成果として、貿易取引・海外進出・海外提携企業数の延べ数を示す指標 | 社会経済活動の正常化を見据え、R4年度(435社)を基準に年1.5%増加をめざす。 | 46 |
| (15)交通ネットワークの整備 | | | | | | |
| 71 | 定期航空路線利用者数 | 133万人 | 199万人 | 本県の産業や観光振興、拠点性の確保において、必要な役割を担う高松空港における定期航空路線の利用状況を示す指標 | R4年度までの国内線の需要回復や国際線の運航再開状況等を踏まえ、コロナ影響前の実績値(R元年度)まで回復させることをめざす。 | 47 |
| 72 | 主な公共交通機関利用者数 | 31,306千人 | 38,224千人 | ことடன்、JR四国及び乗合バスの利用者数の合計。公共交通機関の利便性及び結節性の向上を図る成果を示す指標 | R4年度までの公共交通機関利用状況等を踏まえ、コロナ影響前の実績値(R元年度)まで回復させることをめざす。 | 48 |
| (16)農林水産業の振興 | | | | | | |
| 73 | 新規就農者数〔累計〕 | 717人 (H28～R2年度) | 750人 | 農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取り組み成果を示す指標 | 直近3年間の平均新規就農者134人/年を基準とし、施策の充実・強化により、1割増しに当たる毎年度150人の確保をめざす。 | 49 |
| 74 | 認定農業者である農業法人数 | 369法人 (R3年度) | 400法人 | 農業の成長を支える人材の確保・育成に向けた施策の取り組み成果を示す指標 | 直近の実績及びコロナ感染症拡大等の影響を踏まえ、施策の充実・強化と既存法人の経営安定に努めるとともに毎年10法人程度の増加を図り、R7年度で400法人をめざす。 | 49 |
| 75 | 県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹、花き、オリーブ) | 261ha (R3年度) | 300ha | 「さぬきのめざめ」などの県オリジナル品種の野菜、果樹、花き、オリーブの作付状況を示す指標 | H27～R元年度の増加面積(49ha)を勘案し、今後6年間(R2～7年度)で54haの増加をめざす。 | 50 |
| 76 | ブランド農産物の生産量 | 35,475t (R3年度) | 41,810t | ブロッコリー、レタスなどの基幹野菜や県オリジナル品種を中心とした「さぬき讚フルーツ」の生産状況を示す指標 | H27～R元年度の平均とR元年度までの各品目の作付面積、生産量等に基づき、R7年度に現状値より3,850t増の41,810tを目標とする。 | 50 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|--------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|---|--|------|
| 77 | 小麦「さぬきの夢」取扱店舗数 | 157店舗 | 210店舗 | 小麦「さぬきの夢」を使用したうどん、うどん製品、菓子類などを提供する「さぬきの夢」取扱店舗数を示す指標 | うどん店やうどん製品製造事業者等に対して、一層積極的な働きかけを行うとともに、特に「さぬきの夢」の利用に前向きなうどん店に対して、製麺講習会や試作用サンプルの提供により、新規店舗数を一層拡大することとし、R3～R7年度の間125店舗の増加をめざす。 | 51 |
| 78 | 新たに6次産業化や農商工連携に取り組む農業経営体数〔累計〕 | 144経営体 | 168経営体 | 6次産業化の取組みの成果を示す指標 | H27～R2年度の平均増加件数を勘案し、R3年度から毎年度10件の増加をめざす。 | 51 |
| 79 | ほ場整備面積〔累計〕 | 7,724ha | 7,803ha | 生産性を高めるほ場整備の取組みの成果を示す指標 | 優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間25haのほ場整備を実施する。 | 52 |
| 80 | 農地中間管理事業による貸付面積 | 3,645ha | 4,300ha | 生産性を高める農地集積・集約化の取組みの成果を示す指標 | R2年度の実績から1.5倍の貸付面積をめざす。 | 52 |
| 81 | 森林整備と木材利用に関する認知度 | 50% (R5.6現在) | 60% | 森林整備と森林資源循環利用の推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3年6月に実施した県政モニターアンケートの結果から13ポイント増加させ、60%をめざす。 | 53 |
| 82 | 県産認証木材の搬出量 | 13,197m ³ | 13,700m ³ | 森林整備と森林資源循環利用の推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3～R4の年平均増加量(696m ³)を勘案し、過去5年間(H28～R2年度)の平均(10,230m ³)から約3,500m ³ の増加をめざす。 | 53 |
| 83 | オリーブ水産物の生産尾数〔累計〕 | 130.0万尾 (H28～R2年度) | 141.4万尾 | 高品質で特色ある養殖水産物の生産状況を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年度)まで速やかな回復を図るため、R3年度から5か年の累計で141.4万尾の生産をめざす。 | 54 |
| 84 | 水産エコラベル認証取得件数〔累計〕 | 2件 (H28～R2年度) | 10件 | 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを示すエコラベルの取得状況を示す指標 | H28～R2年度の実績から、毎年度2件の取得をめざす。 | 54 |
| 85 | 新規漁業就業者数〔累計〕 | 149人 (H28～R2年度) | 165人 | 水産業を支える担い手である新規就業者の確保・育成状況を示す指標 | H28～R2年度の平均就業者数30人/年を基準とし、1割増しにあたる毎年度33人の確保をめざす。 | 55 |
| 86 | 藻場造成面積 | 127ha | 129ha | 多くの生物の産卵・育成の場としての役割だけでなく、水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能や水質を浄化する役割を担う、藻場の造成状況を示す指標 | 県内各地区の情勢を考慮しながら、計画的な造成を行い、R7年度に129haをめざす。 | 55 |
| (17) 県産品の振興 | | | | | | |
| 87 | 県産品の国内販売額(県サポート実績) | 1,948,601千円 | 2,364,000千円 | 県の関与による首都圏等の卸・仲卸業者への売込みや小売店との商談、バイヤー招聘等を通じた県産品の販路拡大状況を示す指標 | H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度72,000千円の増加をめざす。 | 56 |
| 88 | 県産品の海外販売額(県サポート実績) | 460,843千円 | 465,000千円 | 県の関与による東アジア市場を中心とした現地での香川県フェア等の開催や現地バイヤー、輸出入業者との商談の実施を通じた販路拡大状況を示す指標 | H28～R2年度の平均販売額及び今後の見込みを踏まえ、毎年度35,000千円の増加をめざす。 | 56 |
| 89 | 県産品の認知度(重点産品) | 28.1% | 28.8% (R6年度) | 県内外の各種のイベントやフェアの開催に加え、県産品ポータルサイトやSNSなどの活用による情報発信等により、重点的に推進する県産品の認知度向上を示す指標 | 重点的に推進していく28産品の認知度の平均値で、前回計画期間中に調査実績のある25産品の平均値の上昇率と同様の伸び率をめざす。 | 57 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|----------------------------|-------------------------------|----------------------|---------------|--|--|------|
| 90 | アンテナショップの販売額 (物販) | 420,693 千円 | 452,076 千円 | 県のアンテナショップ「かがわ物産館・栗林庵」及び「香川・愛媛せとうち旬彩館」の物販部門の販売額を示す指標 | R元年度に新型コロナの影響を受けなかったと仮定した場合の販売額をめざす。 | 58 |
| (18)雇用対策の推進 | | | | | | |
| 91 | 県の就職支援策における就職件数〔累計〕 | 3,913件 (H28～R2年度) | 4,000件 | 県内企業の人材確保のために県が取り組む「香川県就職・移住支援センター」でのマッチング支援や非正規雇用労働者・離職者等への正社員就職に向けた支援、職業能力の開発支援など就職支援策の成果を示す指標 | H28～R2年度の平均増加件数(782件)を勘案し、R3年度から毎年度800件の増加をめざす。 | 59 |
| 67 * | 高等技術学校修了生の就職率【再掲】 | 81.3% | 80% (毎年度) | 産業人材の育成のために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を示す指標 | H28～R2年度における施設内訓練と委託訓練を合わせた就職率の実績の平均(78.5%)を基に、R3年度から各年度80%以上の水準をめざす。 | 59 |
| 92 | 「かがわ働き方改革推進宣言」登録企業数〔累計〕 | 191社 (H30～R2年度) | 300社 | 「働き方改革」に積極的に取り組んでいる企業等の自主宣言であり、働き方改革推進事業の取り組み成果を示す指標 | 同様の企業宣言「かがわ女性キラサポ宣言」のH28～R2年度の登録企業数の平均値(35社)をベースに、今後もテレワークなど新しい働き方に取り組む企業が一定存在することを考慮し、年間60社の目標とする。 | 60 |
| 14 * | 「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数〔累計〕【再掲】 | 175社 (H28～R2年度) | 180社 | 働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言であり、女性活躍推進事業の取り組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒35社)をベースに、それを上回る年間36社の目標とする。 | 60 |
| 7 * | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕【再掲】 | 116社 (H28～R2年度) | 120社 | 働きながら子育てしやすい環境整備に取り組む企業等を認証する制度であり、仕事と子育ての両立支援への取り組み成果を示す指標 | H28～R2年度の登録企業数の平均値(≒23.2社)をベースに、それを上回る年間24社の目標とする。 | 60 |
| (19)外国人材の受入れ支援・共生推進 | | | | | | |
| 93 | 外国人労働人材関係相談窓口での相談件数〔累計〕 | 187件 (R3～4年度) | 481件 | 県内事業所や外国人材からの雇用等に関する相談を受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」の活用状況を示す指標 | 入国制限が行われた期間を含むR3、4年度はR2年度と同水準を、R5年度以降は、R元、2年度の平均値(≒105件)程度をめざす。 | 61 |
| 94 | 外国人労働者数 | 10,274人 | 15,579人 | 県内企業における外国人材の受入れ支援のための取り組み成果を示す指標 | 入国制限が行われた期間を含むR3、4年度はR2年度と同水準(2.4%)の増加、R5年度は感染拡大以前(H29～R元年度)の増加率(15.1%)の1/2(7.6%)の増加にとどまるが、R6年度以降は感染拡大以前と同水準で増加すると見込む。 | 61 |
| 95 | かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数〔累計〕 | 871件 (R3～4年度) | 1,090件 | 外国人との共生推進の取り組みの実績を示す指標 | 開設したR元年度実績(202件)とR2年度実績(235件)の平均値(218件)を踏まえ、R3年度から5年間の累積相談支援件数1,090件をめざす。 | 62 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|-----------|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|---|------|
| 96* | 香川国際交流会館(アイパル香川)利用者数〔累計〕 | 264,461人 (R3~4年度) | 700,000人 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績を基準とし、R3年度から5年間の累積利用者700,000人をめざす。 | 62 |
| (20)環境の保全 | | | | | | |
| 97 | 温室効果ガス削減率(対H25年度) | ▲24.4% (R2年度) | ▲33% | 地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標 | 2030年度の温室効果ガス排出量に関する国の削減目標(2013年度比で46%削減)に即して算定し、2013年度比で、33%の削減をめざす。 | 63 |
| 98 | 「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度 | 67.2% (R5.6現在) | 90% | 県民一人ひとりのライフスタイル等の転換を意識した行動の定着の成果を示す指標 | R3.6現在の75.6%から14ポイント程度増加させ、90%をめざす。 | 63 |
| 99 | 一般廃棄物の最終処分量 | 2.6万t (R3年度) | 2.6万t | 県民の3Rの取組みの成果を示す指標 | 人口減を考慮したR7年度の将来予想2.9万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、R元年度の3.1万tから0.5万tの削減をめざす。 | 64 |
| 100 | 産業廃棄物の最終処分量 | 14.7万t (R3年度) | 16.1万t | 事業者の3Rの取組みの成果を示す指標 | 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。R元年度の17.2万tから1.1万tの削減をめざす。 | 64 |
| 101 | 生物多様性に関する県民の認知度 | 42.0% (R5.6現在) | 50% | 生物多様性に関する取組みの成果を示す指標 | アンケートを始めたH26.6(20.8%)からR3.6(37.2%)までの7年間で16.4ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。 | 65 |
| 102 | 生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数 | 7団体 (R3~4年度) | 15団体 | 生物多様性に関する取組みの成果を示す指標 | 毎年度3団体の増加をめざす。 | 65 |
| 103 | 汚水処理人口普及率 | 81.1% | 85% | 水環境の保全を図るため、各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標 | 全県域で下水道、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽など生活排水処理施設の整備計画とその実現をめざして策定した第4次全県域生活排水処理構想に定める目標値をめざす。 | 66 |
| 104 | 生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度) | 59.3% (R5.6現在) | 62% | 県民の生活環境(大気・水・騒音のきれいさ)に対する満足度を示す指標 | 令和5年6月の県政モニターアンケート調査の実績値から毎年1ポイント程度の上昇をめざす。 | 66 |
| 105 | 環境保全活動や環境学習講座等への参加状況 | 39.7% (R5.6現在) | 40% | 環境を守り育てる地域づくりの推進の成果を示す指標 | R3.6現在の29.4%から10ポイント程度増加させ、40%をめざす。 | 67 |
| 106 | 県と連携した市町・事業者・民間団体数 | 89団体 | 94団体 | 環境を守り育てる地域づくりの推進の成果を示す指標 | 令和元年度実績(78団体)から20%の増加をめざす。 | 67 |
| 107 | 犬猫の殺処分数 | 犬 293頭 猫 243匹 (R3年度) | 犬 25%減 猫 10%減 (R2年度比) | 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みの成果を示す指標 | 犬猫のR7年度殺処分数の目標値は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(環境省)」を上回るよう設定する(犬はR2年度比25%減、猫はR2年度比10%減)。 | 68 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|-------------------------|---|----------------------|---------------------|--|---|----------|
| (21)みどり豊かな暮らしの創造 | | | | | | |
| 108 | みどりの豊かさ(森林・公園などの満足度) | 63% (R5.6現在) | 65% | 暮らしを支えるみどりの充実に向けた取組みの成果を示す指標 | R3.6月に実施した県政モニターアンケートの結果から3ポイント増加させ、65%をめざす。 | 69 |
| 109 | 公園・緑地面積 | 1,842ha (R3年度) | 1,856ha (R6年度) | 都市公園、港湾緑地及び森林公園の面積 | 今後の見込みを踏まえ、都市公園、港湾緑地及び森林公園の面積について、R元年度の実績値から約18ha程度の増加をめざす。 | 69 |
| 110 | 森林ボランティア活動の関心度 | 64% (R5.6現在) | 65% | 県民総参加のみどりづくりの推進に向けた取組みの成果を示す指標 | R3.6月に実施した県政モニターアンケートの結果から4ポイント増加させ、65%をめざす。 | 70 |
| (22)活力ある地域づくり | | | | | | |
| 111 | 立地適正化計画区域内の人口 | 752千人 | 760千人 | 市町による立地適正化計画の作成を促進する取組みの成果を示す指標 | 市町による立地適正化計画の作成を促進することにより、集約型都市構造の実現に寄与する同計画の区域内人口の増加をめざす。 | 71 |
| 112 | 多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積 | 15,218ha | 15,500ha | 農業者や地域住民の協働による農地や水路、農道などの保安全管理活動の成果を示す指標 | H29～R4年度の平均増加面積(約100ha)を勘案し、R5年度から毎年度100haの増加をめざす。 | 72 |
| 113 | グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数 | 105,900人 (R3年度) | 171,400人 | 農業体験施設などの利用者数(体験者数と宿泊者数)であり、交流による農村の活性化の状況を示す指標 | コロナ影響前のR元年度実績値を目標値として、毎年度の増加をめざす。 | 72 |
| 114 | 国際交流員による活動数 | 149回 | 160回 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績(137回)を基準とし、R3年度から実施回数増加の増加をめざす。 | 73 |
| 96* | 香川国際交流会館(アイパル香川)利用者数【累計】【再掲】 | 264,461人 (R3～4年度) | 700,000人 | 国際化の推進の取組みの成果を示す指標 | R2年度実績を基準とし、R3年度から5年間の累積利用者700,000人をめざす。 | 73 |
| (23)デジタル化の推進 | | | | | | |
| 115 | かがわDX Labにおいて創出したサービスの件数【累計】 | 0件 | 9件 | かがわDX Labにおける地域社会のデジタル化による地域課題の解決の成果を示す指標 | かがわDX Labにおいて9分野の重点研究項目を設定し、それぞれの課題解決のため、9件のサービス創出をめざす。 | 74 |
| 116 | 知事部局における行政手続のうちオンラインで申請等ができるものの割合 | 10.0% | 100% | 行政手続のオンライン化の推進の結果を示す指標 | R5年度からの3年間で、県民等から県(知事部局)への申請等の手続(県で様式を定めているもの)すべてについて、オンラインで申請等ができることをめざす。 | 74 |
| 117 | Setouchi-i-Baseの拠点利用者数【累計】 | 27,203人 (R2～4年度) | 45,162人 (R2～7年度) | Setouchi-i-Baseを拠点としたデジタル人材の育成とイノベーション創出に関する活動の成果を示す指標 | R2年度の実績(4,162人)から、毎年度8,200人を増加させ、R7年度に45,162人をめざす。 | 75 |
| 118 | Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じた起業・フリーランス・就職等の件数【累計】 | 88件 (R2～4年度) | 155件 (R2～7年度) | Setouchi-i-Baseを拠点としたデジタル人材の育成とイノベーション創出に関する活動の成果を示す指標 | 拠点活動を通じた起業・フリーランス・就職等件数については、人材育成講座の受講者や拠点利用者が、Setouchi-i-Baseにおける拠点活動を通じて得た知識やスキルを生かし、起業、第二創業、就職(新規・転職)、フリーランスとして活動を開始したものであり、R2年度末実績(5件)から150件増加させ155件をめざす。 | 75 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策 番号 |
|---|---------------------------------|---------------------|-------------------|--|---|----------|
| 3 多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる「にぎわい100計画」 | | | | | | |
| (24) 交流人口の回復・拡大 | | | | | | |
| 119 | 県外観光客数 | 7,770千人 (R4年) | 10,171千人 (R7年) | 県外観光客誘致の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 9,687千人)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 120 | 延宿泊者数 | 3,240千人 (R4年) | 4,891千人 (R7年) | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 4,659千人泊)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 121 | 外国人延宿泊者数 | 34千人 (R4年) | 818千人 (R7年) | 外国人観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 772千人泊)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 122 | 観光消費額 | 1,077億円 (R4年) | 1,189億円 (R7年) | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組みの成果を示す指標 | コロナ影響前の実績値(R元年 1,185億円)までの速やかな回復を図るとともに、国の「観光立国推進基本計画」における目標値を参考に設定。 | 76 |
| 123 | MICEの参加者数 | 42,382人 | 66,000人 | 全国規模の大会や国際会議などのコンベンションや企業等の研修旅行などビジネスイベントの誘致の成果を示す指標 | 高松市と近隣の三木町、直島町、綾川町で開催された四国規模以上の大会(スポーツ大会、合宿においては香川県内で開催されたもの)について、主催者、宿泊施設、会議施設等からの情報をもとに作成。コロナ影響前のR元年度の実績(55,256人)の1.2倍をめざす。 | 77 |
| 124 | MICE開催件数 | 111件 | 205件 | 全国規模の大会や国際会議などのコンベンションや企業等の研修旅行などビジネスイベントの誘致の成果を示す指標 | 高松市と近隣の三木町、直島町、綾川町で開催された四国規模以上の大会(スポーツ大会、合宿においては香川県内で開催されたもの)について、主催者、宿泊施設、会議施設等からの情報をもとに作成。コロナ影響前のR元年度の実績(171件)の1.2倍をめざす。 | 77 |
| (25) 文化芸術の振興 | | | | | | |
| 125 | かがわ文化芸術祭の参加団体数(累計) | 446団体 (H28～R2年度) | 500団体 | 県民が文化芸術に触れる機会の充実に向けた取組みの成果を示す指標 | H28～R2年度の年平均参加団体数(89団体)から約10%の増加(毎年度100団体)をめざす。 | 78 |
| 126 | 香川県立ミュージアム館蔵品データベースの登録件数(画像あり) | 23,110件 | 23,330件 | デジタル技術を活用し、県が所蔵する美術作品や歴史資料などの適切な管理・保存・公開の成果を示す指標 | 「香川県立ミュージアム館蔵品データベース」において、R2年度現在の累計登録件数(22,830件)から年間100件程度の登録公開を進める。 | 79 |
| 127 | 四国遍路の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数 | 9か所 | 19か所 | 四国遍路の世界遺産登録に向けての取組みの成果を表す指標 | H28～R2年度の年間指定件数(0～1か所)を上回る、年間2～3か所、5年間で11か所の増加をめざす。 | 80 |

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|-------------|---------------------------------|----------------------|---------------|--|--|------|
| 128 | 国県指定の文化財数〔累計〕 | 14件 (H28～R2年度) | 15件 | 地域の優れた文化財を保存・継承し、活用を図ることが重要であり、その取組みを進めていくため設ける指標 | H28～R2年度の指定件数を踏まえ5年間で累計15件の指定をめざす。 | 80 |
| 129 | 文化財の保存活用計画と文化財保存活用地域計画の作成件数〔累計〕 | 7件 | 12件 | 文化財・文化財群の保存活用を計画することで、地域づくりの核を形成する契機とするための指標 | 現在作成作業中の件数を踏まえて設定する。 | 80 |
| (26)スポーツの振興 | | | | | | |
| 130 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 52.5% (R3年度) | 65% | 成人の過去1年間における週1回以上の運動・スポーツ実施率を示す指標 | R3年度の実績値から、12.5ポイントの増加をめざし、R7年度調査での目標値を設定。 | 81 |
| 131 | 生涯スポーツ指導者養成講座の受講者〔累計〕 | 292人 (H28～R2年度) | 300人 | 生涯スポーツ指導者養成講座を受講した合計人数 | H28～R2年度の累計人数は、その前の5年間に比べ約18.2%減少している中、直近5年間の累計人数以上の受講者確保をめざす。 | 81 |
| 132 | オリンピック大会に出場した本県関係の選手数 | 2人 (過去5大会の平均人数) | 3人 (R6年度) | 競技力向上の成果を示す指標として、オリンピック大会に日本代表として出場する本県関係選手の人数を把握 | 2024年パリ大会において、2021年東京大会以前の過去5大会の出場選手数の平均値2人を上回る3人以上の出場をめざす。 | 82 |
| 133 | パラリンピック大会に出場した本県関係の選手数 | 0.8人 (過去5大会の平均人数) | 2人 (R6年度) | 競技力向上の成果を示す指標として、パラリンピック大会に日本代表として出場する本県関係選手の人数を把握 | 2024年パリ大会において、2021年東京大会以前の過去5大会の出場選手数の平均値0.8人を上回る2人以上の出場をめざす。 | 82 |
| 134 | 国民体育大会男女総合成績 | 36位 (R4国体) | 20位台 | 競技力向上の成果を示す指標として、国民体育大会の男女総合成績の順位を把握 | 過去5大会の平均順位32位を上回り、毎年20位台の確保をめざす。 | 82 |

※指標番号欄の*印は、再掲指標を示します。

＜参考指標：施策体系全体の総合的な推進により推移を観測する指標＞

| 指標番号 | 指標 | 現状 (R4年度) | 目標値 (R7年度) | 指標の概要 | 目標値の設定根拠 | 施策番号 |
|------|-----|------------------------|----------------|------------------------------|--|------|
| 135 | 県人口 | 926,866人 (R5.4.1現在) | 925千人 (R7年) | あらゆる分野の施策・取組みの進捗により推移を観測する指標 | かがわ人口ビジョン(R2年3月改訂版)において、R42年に人口約77万人を維持することを目標としており、目標を実現するための見通しとして、R7年の人口を925千人としていることを踏まえて設定する。 | — |

第3章 第2期かがわ創生総合戦略の施策との関連表

令和2年3月に策定(令和4年3月変更)した第2期かがわ創生総合戦略に掲げる施策は、本計画に引き継ぎ、下表のとおり整理しています。

| 第2期かがわ創生総合戦略 | | 基本目標1 香川への人の 流れを創る | | | | 基本目標2 誰もが安心して暮らし、 活躍できる香川を創る | | | | | 基本目標3 活力ある香川であり続ける ための元気を創る | | | 基本目標4 人口減少に備えた持続可能な 都市と地域を創る | | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------------------|------------------------------------|--------------------|-------------------------------|---|
| | | (1) 産業振興 による働く 場の確保 | (2) 人材の 育成・確保 | (3) 移住・定 住の促進 | (4) 魅力ある 大学づくり | (1) 安全・安 心な県土 づくり | (2) 「子育て 県かがわ」 の実現 | (3) 「健康長 寿の香川」 をつくる | (4) 「女性が 輝く香川」 の実現 | (5) 働き方 改革の 推進 | (1) 魅力ある 地域づくり | (2) 農山漁 村を元 気に | (3) 交流人口 の拡大 | (1) 集約型 都市構造 の推進 | (2) 広域連 携の推進 | (3) 地域拠点 とネット ワークづくり | |
| 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」 | (1) 子育て支援 社会の実現 | 1 経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 子育て拠点の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 みんなで子育て | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 教育の充実 | 4 学校教育の充実 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 家庭や地域の教育力の向上 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 男女共同 参画社会 の実現 | 6 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 7 あらゆる分野における女性の活躍推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 8 女性の安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 健康長寿 の推進 | 9 健康づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10 社会参加の促進と生きがいくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 地域福祉 の推進 | 11 ともに支え合う社会づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 障害者の自立と社会参加の促進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 高齢者の安全の確保 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | (6) 安心できる 医療・介護 の充実確保 | 14 安全で質の高い医療の確保 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 15 医師・看護職員の確保 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 16 新興・再興感染症等の対策の強化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 17 介護サービス等の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (7) 防災・減災 社会の構築 | 18 南海トラフ地震・津波対策の推進 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 19 大規模な風水害に強いまちづくりの推進 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 20 危機管理体制の強化 | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| | | 21 防災意識の向上 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 22 安心につながる社会資本の整備 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | (8) 安心して暮ら せる水循環 社会の確立 | 23 水の安定供給の確保 | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| | | 24 水循環の促進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (9) 安全で安心 できる暮らし の形成 | 25 安全な交通社会の実現 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 26 犯罪に強い社会の実現 | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 27 暮らしにおける安全確保 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 28 セーフティネットの充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (10) 定住人口 の拡大 | 29 移住の促進 | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 30 若者の定住促進 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 31 地域を支える活動の促進 | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | (11) 魅力ある大 学づくり | 32 県内大学等の充実強化 | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 33 県内大学等との連携強化 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | (12) 人権尊重 社会の実 現 | 34 人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 35 人権・同和教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 36 人権擁護活動の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (13) 青少年の 育成と県民 の社会参 画の推進 | 37 青少年の健全育成 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 38 NPO・ボランティア活動の促進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 39 生涯学習の促進 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 第2期かがわ創生総合戦略 | | 基本目標1 香川への人の 流れを創る | | | | 基本目標2 誰もが安心して暮らし、 活躍できる香川を創る | | | | | 基本目標3 活力ある香川であり続ける ための元気を創る | | | 基本目標4 人口減少に備えた持続可能な 都市と地域を創る | | |
|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| | | (1) 産業振興 による働く 場の確保 | (2) 人材の 育成・確 保 | (3) 移住・定 住の促 進 | (4) 魅力あ る大学 づくり | (1) 安全・安 心な県 土づくり | (2) 「子育て 県かが わ」の実 現 | (3) 「健康長 寿の香 川」をつ くる | (4) 「女性が 輝く香 川」の実 現 | (5) 働き方 改革の 推進 | (1) 魅力あ る地域 づくり | (2) 農山漁 村を元 気に | (3) 交流人 口の拡 大 | (1) 集約型 都市構 造の推 進 | (2) 広域連 携の推 進 | (3) 地域拠 点とネ ットワ ークづ くり |
| 本計画の施策体系 | (14) 商工・サー ビス業の振 興 | 40 企業立地の促進と産業基盤の強化 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 41 創業や新事業展開の促進 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 42 特長ある産業の育成・集積 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 43 デジタル化等による競争力の強化 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 44 産業の成長を支える人材の育成 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 45 中小企業の経営支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | (15) 交通ネット ワークの整 備 | 47 広域交通ネットワークの充実・強化 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | 48 地域交通ネットワークの整備 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| | (16) 農林水産 業の振興 | 49 農業の担い手の確保・育成 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| | | 50 農産物の安定供給 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | | 51 農産物の需要拡大 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | | 52 生産性を高める農業の基盤整備 | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | | 53 森林整備と森林資源循環利用の推進 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 54 水産物の安定供給と需要拡大 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | (17) 県産品の 振興 | 55 漁業の担い手の確保・育成と生産性を高める基盤整備 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 56 県産品の販路開拓 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 57 県産品の認知度向上 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | (18) 雇用対策 の推進 | 58 アンテナショップの充実・強化 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 59 安定した雇用の創出と就労支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | (19) 外国人材の受 入れ支援・共 生推進 | 60 働き方改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 外国人材の受け入れ支援 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| (20) 環境の保 全 | 62 外国人との共生推進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 63 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 64 持続可能な循環型社会の形成 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 65 自然とともに生きる地域づくりの推進 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 66 生活環境の保全 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 67 環境を守り育てる地域づくりの推進 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| (21) みどり豊か な暮らしの 創造 | 68 人と動物との調和のとれた共生社会の実現 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 69 暮らしを支えるみどりの充実 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| (22) 活力ある地 域づくり | 70 県民総参加のみどりづくり | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 71 都市・集落機能の向上 | | | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| | 72 活力あふれる農山漁村の振興 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| (23) デジタル化 の推進 | 73 国際化の推進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 74 地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| (24) 交流人口 の回復・拡 大 | 75 デジタルトランスフォーメーションを支えるデジタル人材の育成 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 76 観光かがわの推進 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | 77 地域の活性化につながる交流の推進 | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | (25) 文化芸術 の振興 | 78 文化芸術を担う人づくり | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 79 文化芸術を育む環境づくり | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 80 文化芸術による地域づくり | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| (26) スポーツの 振興 | 81 スポーツ参画人口の拡大 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | 82 競技力の向上 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |

活力に満ち挑戦できる香川をつくる デジタル田園都市100計画

訪れたくなる香川をつくる 「にぎわい100計画」

第4章 用語の解説

あ 行

IOC (インターナショナル・オリーブ・カウンシル)

IOC (International Olive Council) は、スペイン・マドリードに本部を置く、オリーブオイル・テーブルオリーブス (新漬けなど) に関する国際協定 (条約・国際商品協定) に基づく世界唯一の政府間国際機関。

IoT

Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組み。

ICT

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー (Information and Communication Technology) の略で、情報・通信に関する技術の総称。

IPM

Integrated Pest Management の略で、「総合的病害虫・雑草管理」と訳される。病害虫が発生しにくい環境づくり、防除要否の適切な判断、多様な防除方法の活用により、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する考え方のこと。

悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものことで、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯がある。

アフリカ豚熱

アフリカ豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。なお、豚熱とは全く別の疾病。

石綿

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

イノベーション

技術革新だけでなく、これまでとは異なる新たな考え方や仕組みによって、新たな価値を生み出すこと。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童。(18歳以上の高校生等を含む。)

インキュベート施設

起業を図る創業者やベンチャー企業、新分野への進出や研究開発に取り組んでいる創業間もない企業または個人に対して、低賃料でスペースを提供したりマーケティング支援などの経営ノウハウを提供したりすることにより、その成長を促進させるための施設。

インバウンド

「外国人の日本旅行 (訪日旅行)」あるいは「訪日外国人観光客」のこと。英語の「inbound」が由来。

Web3.0

特定の巨大企業が利益や個人情報を独占する中央集権型とは違い、ブロックチェーン技術等によってデータを分散させる非中央集権型の次世代インターネットの概念。特定の管理者に依存せず、個人が自分の情報やデータを所有し誰でも安全に利活用でき、セキュリティ性能が高いことが特徴。

ウッドショック

北米での住宅需要の拡大や海上輸送運賃の上昇等に伴う世界的な木材不足や木材価格の高騰のこと。

AI

Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらしを人工的に実施するための技術。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境マネジメントシステム。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。SNSとは、人と人とのつな

がりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

縁結びマッチング

かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）が実施する会員登録制による 1 対 1 のお見合い事業。異性のプロフィール情報を検索し、「お引合せ」を申し込むシステム。

おいでまい

県農業試験場で育成された夏の暑さに強く、品質・食味に優れた水稻品種。平成 23（2011）年から試験栽培を行い、平成 25（2013）年から本格栽培を開始した。一般財団法人日本穀物検定協会が実施した平成 25（2013）年産「米の食味ランキング」で、四国で初めて「特 A」評価を獲得し、以後、通算 6 回の「特 A」評価を獲得している。

OTA（オンライントラベルエージェント）

インターネット上のみで取引を行う旅行会社のこと。Online Travel Agent の頭文字の略。

オープンデータ

データを誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適した形式で、無償で利用できるデータのこと。

オリーブ牛（ぎゅう）

「讃岐牛（さぬきうし）」のうち、オリーブの採油後の果実を乾燥させたオリーブ飼料を出荷前 60 日間以上給与し生産した県産ブランド和牛肉。

オリーブ地鶏

県産ブランドの「讃岐コーチン」と「瀬戸赤どり」にオリーブの採油後の果実を乾燥させたオリーブ飼料を出荷前 14 日以上給与し生産した県産ブランド地鶏肉。

オリーブ水産物

オリーブ葉粉末等を混ぜた餌を一定期間与えて養殖した水産物で、「オリーブハマチ」や「オリーブマダイ」などがある。血合肉の変色抑制効果のほか、コラーゲン含量が増加することにより歯ごたえが良くなるなど

の効果がある。

オリーブ畜産物

オリーブの採油後の果実を乾燥させたオリーブ飼料を給与し生産した県産ブランドの「オリーブ牛」、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」、「オリーブ地鶏」の総称。

オリーブハマチ

香川県産を主とした“オリーブの葉”の粉末を添加した餌を規定の回数与えて飼育した養殖ハマチのこと。

オリーブ夢豚（ゆめぶた）、オリーブ豚（とん）

「オリーブ夢豚」は、黒豚の血統が 50%以上の「讃岐夢豚」にオリーブ飼料を給与した県産ブランド豚肉。

「オリーブ豚」は、オリーブの採油後の果実を乾燥させたオリーブ飼料を出荷前 30 日間以上給与し生産した県産豚肉。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類を定めている。

オンライン会議

インターネット等を経由して、離れた場所にいる相手と音声や動画を交換して行う会議のこと。

か行

外国人ガイドブック

外国人が日本国内で生活するうえで、犯罪や事故等に遭わないために、特に気を付けていただきたい基本的事項について説明した小冊子。

介護予防事業

高齢者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として市町が実施する事業。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出した廃プラスチックのこと。生態系などへの悪影響が懸念されており、中でも、太陽の紫外線などで劣化し、5 mm 以下まで破碎・細分化されたマイクロプラスチックは、回収が困難なことから、新たな

海洋汚染問題となっている。

かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）

少子化の大きな要因となっている晩婚化の進行や未婚率の上昇を抑制するため、県が平成 28（2016）年 10 月に開設した結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点。

かがわオリーブオイル品質表示制度

国際的な基準に即し、県が定めた品質評価基準に適合した製品であることを表示する制度。

かがわ漁業塾

漁業の知識や経験のない初心者に向けた、漁師になるための基礎的な知識や技術の取得ができるよう研修を行う制度。

香川県気候変動適応センター

平成 30 年に施行された気候変動適応法第 13 条において、都道府県及び市町村に対して確保に努めるよう規定された体制。地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う。

香川県広域水道企業団

将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる体制を確立するため、県と 16 市町の水道事業を統合した一部事務組合。平成 30（2018）年 4 月から事業を開始。

香川県産オリーブ関連商品

県産オリーブを使用した県内事業者の商品で「香川県産オリーブ関連商品認証制度」に認証されたもの。

香川県国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべき計画。

香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画

南海トラフ震源に対する海岸・河川堤防等の地震・津波対策を推進するため、平成 27（2015）年 3 月に策定した整備計画。整備期間は、平成 27 年度から 10 年間のⅠ期と、その後の概ね 10～30 年のⅡ・Ⅲ期に

分けて設定した。

香川県地域防災計画

災害対策基本法に基づき香川県防災会議が作成し、県の地域に係る防災に関し、県・市町・防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めた計画。

香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画

香川県地震・津波被害想定や香川県地震・津波被害想定調査委員会からの提言等を踏まえ、集中的に実施する必要がある防災・減災対策を総合的・体系的に定めた計画。

香川県流域治水プロジェクト

近年の気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川流域全体のあらゆる関係者の協働による風水害や土砂災害対策について、県内を 7 つの圏域に分割し、圏域ごとに重点的に実施する対策をとりまとめた取組み。

かがわ里海大学

里海づくりをけん引する人材の育成を目的に、香川県と香川大学が共同で設立した「学びと交流の場」。里海づくりに必要なスキルや知識を高める講座から、広く里海への理解を深める一般向けワークショップや体験ツアーまで、さまざまな講座を開講している。

かがわジュニア・フィルハーモニック・オーケストラ

平成 13（2001）年に設立した、高校生以下の児童、生徒によるオーケストラ。県民ホールを拠点に、レッスン、定期演奏会等の活動を続けている。

香川せとうちアート観光圏

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく観光圏として、平成 22（2010）年、香川県全域を対象エリアに国土交通大臣から認定を受けたもので、地域の幅広い関係者のもと、観光誘客や観光客の滞在促進を図るための観光地域づくり推進している。

香川ため池保全管理サポートセンター

ため池の保全管理体制を強化し、災害の未然防止につなげるため、管理状況の調査や劣化状況の診断、管理者に対する適正な管理の指導・助言を行うなど、ため池管理者を技術的な面から支援している。

かがわ長寿大学

高齢者が仲間づくりや知識・教養を身につけながら、みずからの生きがいと健康づくりを図るとともに、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成することを目的として平成2（1990）年度から開講しているもの。

かがわ文化芸術祭

昭和33（1958）年から始まった、全国でも有数の歴史ある「県民誰もが参加できる芸術祭」として、多彩なジャンルの文化芸術活動を県内一円で展開している。

河川維持用水

河川に一定の流量が無ければ、河川環境や河川利用、河川管理等に支障を来すこととなる。

このため、渇水時にも支障を来すことがないように確保すべき、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河川管理施設の保護等を総合的に考慮した用水のこと。

家族再統合プログラム

児童虐待等により、子どもが施設・里親等に措置となっている間に、児童相談所が保護者等に対して、児童虐待の再発防止や親子関係再構築を目的とした段階的な支援を行うために作成するプログラム。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

関係人口

その地域に住む「定住人口」でもなく、旅行者などの「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

感染管理

医療に関連した感染の予防を目的とした取り組みのこと。

ガントリークレーン

港に設置されている、海上コンテナの積み卸しを行う専用クレーン。

気候変動

長期的な気候状態の変化のこと。太陽活動の変化等の自然的要因による変化もあるが、近年では温室効果

ガス排出等の人為的な要因により追加的に生ずるものを指す。

希少糖

自然界に微量にしか存在しない単糖（糖の最小単位）で50種類以上ある。香川大学の研究により希少糖の生産体系が明らかにされ、希少糖の一つ「D-アルロース」は、さまざまな生理機能を持つことから食品・医療分野等で注目されている。

吸収源対策

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から差し引く「吸収量」を増やすための対策。植林、森林管理等のほかに、藻場等の海洋生態系の整備も検討されている。

漁獲可能量

水産資源の保存および管理のため水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量。

漁獲努力量

漁獲を得るために投入される漁船の隻数や漁具数等のこと。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

経営革新計画

中小企業等が中小企業等経営強化法に基づき、新商品の開発や新たな生産方式の導入等による経営の向上に関する目標等を設定した計画。経営革新計画を作成し、県知事による承認を受けることで、各種支援策を活用することができる。

K-MIX R（かがわ医療情報ネットワーク）

全国に先駆けて取り組んだ全国初の全県的な医療情報ネットワーク。レントゲン画像など遠隔での読影診断や病院間でのカルテ等の共有により治療に役立てる医療連携ネットワーク。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて

光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

高規格道路

主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路で、概ね時速 60 km以上で走行することができる道路。

口腔機能

口腔の機能には、咀嚼と嚥下、発音・発声、唾液の分泌、味覚があり、その大きな役割は「食べる」、「話す」である。また、口元は表情の一部を形づくっており、歯並びの状態、かみ合わせなどによって変化する。

合計特殊出生率

その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

耕種農家

田畑を耕し、米麦類、豆類、野菜、果実、花きなどの作物を栽培する農家

耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種農家と畜産農家の連携を図ること。

行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行う。

高病原性鳥インフルエンザ

鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥などに感染し、その伝染力の強さと高致死性などから、国際的に最も警戒すべき家畜の伝染性疾患のひとつ。発生時には殺処分等の感染拡大防止措置が必要となる。

交流人口

旅行者や短期滞在者などその地域を訪れる人々の数。訪れる目的は問わず、その地域に住んでいる人々（常住人口）は含まれない。

高齢者いきいき案内所

長年培った豊かな経験や知識、技能を地域のために生かしたいと考えている高齢者に活躍の場の情報を提供するとともに、人材バンクに登録した高齢者を地域のニーズに応じて、活躍の場へ案内するもの。

子育てバリアフリー

子どもを安心して生み育てることができるよう、子どもや子育て家庭にやさしい環境をつくること。

コンテンツ

人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養または娯楽の範囲に属するものを指すが、現在では、広く情報やサービスなどにおける制作物やその自身のことを指す言葉としても用いられる。

（例；デジタルコンテンツ、観光コンテンツなど）

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」の改正（平成 23（2011）年 10 月）により創設された介護・医療と連携し、安否確認や生活相談などの高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

再興感染症

既知の感染症で、すでに患者が減少していた感染症のうち、近年再び増加してきた感染症。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

サイバー空間の脅威

サイバー犯罪やサイバー攻撃（サイバーテロなど）を意味する。

サイバー攻撃とは、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスを

意味する。

サイバー事案

サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案のこと。

サイバー犯罪

高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪のこと。

栽培漁業

魚やエビなどで生存率が低い時期を人が管理して一定の大きさまで育てた後、適した環境に放流し、自然の海で成長したものを適切に管理しながら漁獲する漁業。

里海（さとうみ）

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。本県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」をめざして、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里（まち）・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

里親

家庭のさまざまな事情により、保護者のもとで暮らすことができない子どもを、保護者にかわって育てることを希望する者で、知事によって適当であると認定を受け、登録した者。

さぬき映画祭

映画・映像に対する県民の関心の高まりを受け、映画・映像による地域文化の振興と香川の活性化につなげるために、平成 18（2006）年度から開催している。

さぬきこどもの国

わくわく児童館（大型児童館）を中心に児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学とのふれあいを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な資質の向上を図るための県立施設。

さぬき讚シリーズ

「さぬき讚フルーツ」、「さぬき讚ベジタブル」、「さぬき讚フラワー」を束ねた県産ブランド青果物の総称。

さぬき讚フラワー

香川県で生産される高品質な花きの総称。

さぬき讚フルーツ

県オリジナル品種を中心とした果物で、県が認定した生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたものの。

さぬき讚ベジタブル

香川県産野菜イメージアップ計画を作成し、かがわ農産物流通消費推進協議会の認定を受けた生産者が旬や品質等にこだわって作った県産野菜。

さぬきっ子安全安心ネット指導員

幼稚園や小・中学校で開催される、児童生徒のインターネット利用に関する保護者向け学習会で指導するボランティア。県教育委員会が養成・委嘱しており、ネットトラブルに関する基礎的知識や保護者が果たすべき役割など、家庭でのインターネットの適正利用について指導・助言している。

さぬきの夢

県農業試験場がさぬきうどんのために開発した、本県オリジナル小麦品種の総称。平成 12（2000）年には初の品種「さぬきの夢 2000」、平成 21（2009）年には後継品種の「さぬきの夢 2009」が開発され、平成 25（2013）年産には「さぬきの夢 2009」に全面切替され、現在、県内全域で栽培されている。

サプライチェーン

製品やサービスについて、設計、開発、調達、製造、加工、販売、購入者への配送に至るまでの一連の流れのこと。

山地災害危険地区

山地において発生する山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等の土砂災害、地すべりにより、公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等から危険度が一定基準以上の箇所。

COD

Chemical Oxygen Demand の略称で、化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際

に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。海域の汚濁の指標として用いられる。

四国遍路

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る巡礼。最終目的地がなく、周回することができるという特徴があり、地域社会と密接にかかわりながら発展した。現在、産学民官が連携・共同して、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組みを進めている。

自己有用感

「自分は周りの人の役に立っている。自分は社会に有用な存在だ」と思える感情。他者評価など、相手の存在があってこそ生まれてくる感情という点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なる。

自主防災組織の活動力パーセント

共助の理念の下、災害時に互いに助け合う自主防災組織が結成された地域の世帯数が、当該地域が所在する市町の全世帯数に占める割合。

自主防犯活動

官民を問わず地域ぐるみできめ細やかな防犯対策や関係機関・団体等による主体的な防犯に関する取組み。

市町防災・減災対策連絡協議会

県と市町の防災所管課長による協議会であり、防災・減災に関する諸課題を解決するため、年4回程度開催している。

児童虐待事案

保護者がその監護する児童(18歳未満)に対して、さまざまな形態の虐待(身体的(叩く・蹴る)、性的(わいせつな行為をする・見せる)、ネグレクト(減食、放置)、心理的(暴言・拒絶)等)を行うこと。

児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

就職氷河期世代

概ね平成5(1993)年～平成16(2004)年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代。

重要犯罪

殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐および人身売買。

集落営農

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農業者が農業生産を共同して行う営農活動のこと。

受療率

厚生労働省が3年ごとに行う、全国の医療施設を利用する患者の傷病の状況等を調査した患者調査において、推計患者数を人口10万対で表した数。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

浚渫

ダム貯水池内の土砂を除去すること。

上流から流入する土砂によって貯水池内の堆砂が進行すると、利用可能な容量が減少することから、計画的に実施する必要がある。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予法に基づき家畜(牛、豚、鶏など)の所有者が、異常家畜の早期発見や消毒の励行など、守らなければならない衛生基準として平成16(2004)年12月に定められた。

障害者就業・生活支援センター

就業およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害者の職業の安定を図るために、社会福祉法人等が、知事の指定を受けて、障害者の職業生活における自立を図るために必要な指導・助言等を行う。

情報活用能力

世の中での様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

食害（ノリ類養殖）

良質なノリ・アオノリがとれる漁期当初に魚類（クロダイ、アイゴなど）や鳥類（カモ類）に食べられる被害のこと。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約 523 万トン（令和 3（2021）年度）と推計されている。

新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

人身安全関連事案

ストーカー、DV 事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案といった人身の安全を早急に確保する必要が求められる事案のこと。

侵略的外来種

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命や身体、農林水産業等に被害を及ぼすものまたはその恐れのあるもの。

森林施業

森林を育成するために、植栽、下草刈り、間伐など森林に対する働きかけを継続的に行うこと。

水源涵養

森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。

水産エコラベル

環境や生態系、資源の持続性に配慮した方法で漁獲、養殖、加工・流通された水産物に対して、第三者による審査、認証を行い、ラベル等で表示する仕組み。

スーパー・メガリジョン

リニア中央新幹線の整備により、東京・大阪間を約 1 時間で結び、三大都市圏を一体化することで生まれる巨大経済圏。平成 27（2015）年の第二次国土形成計画において提唱された。

スクールカウンセラー

児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒や保護者等の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をするための「心の専門家」。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する「福祉の専門家」。

ストーカー・DV 事案

恋愛感情その他の好意の感情等を充足する目的で、つきまとい等（つきまとい、押し掛け、連続電話等）を繰り返し行うストーカー事案と、配偶者や恋人などの関係にある者がさまざまな暴力（身体的、精神的、性的等）を行う DV（ドメスティック・バイオレンス）事案のこと。

スマート農業

農作業の自動化や省力化、農作物の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、AI、IoT などの先端技術を活用する農業のこと。

生活習慣病

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症、歯周病など、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与すると考えられている疾患。

性的少数者

性（セクシュアリティ）は、からだの性、心の性、好きになる性などの組合せであるが、人口に占める割合が少ない同性愛や両性愛の人、からだの性と心の性に違和感がある人などを広く総称したもの。

セーフティネット住宅

「住宅セーフティネット法」の改正（平成 29（2017）年 10 月）により創設された、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に要配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。

世界遺産

文化遺産及び自然遺産を人類全体の世界の遺産として保護、保存することを目的とした『世界遺産条約』（昭和 47（1972）年、ユネスコ採択）に基づき、登録

された遺産。令和5(2023)年1月現在、1,157件(文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件)を数え、日本からは25件が登録されている(文化遺産20件、自然遺産5件)。

ZEH

快適な室内環境を維持しつつ、年間の1次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。

総合周産期母子医療センター

相当規模の母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を含む産科病棟および新生児集中治療管理室(NICU)を含む新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠(重症妊娠高血圧症候群、切迫流産等)、胎児・新生児異常(超低出生体重児、先天異常児等)等の母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設で県が指定したものの。

ゾーニング

病原体によって汚染されている地域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)を区分けすること。

ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通り抜けの抑止等を図る生活道路対策のこと。

ゾーン30プラス

ゾーン30(最高速度30km/hの区域規制)に、ハンプ(凸型の構造物)や狭さく等の物理的デバイスを組み合わせる安全対策。生活道路の交通安全の更なる向上を図るため、警察と道路管理者が共同して整備を進める新たな連携施策のこと。

Society 5.0

サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を、AI、IoT、ロボットなどの革新的技術を用いて高度に融合することで、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」を実現する取組み。

た 行

ダイオキシン類

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物

質である。環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。

第3期かがわ健やか子ども基金事業

子育てなどを取り巻く状況やニーズは地域によって異なることから、市町が地域のニーズに応じ計画的に行う、創意工夫を凝らした取組みに対して支援する本県独自の制度。

第二創業

既に事業を営んでいる企業等が、経営資源を生かして新規事業への進出や業態転換を図ること。

脱炭素

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス、主に二酸化炭素の排出量を可能な限りゼロにする取組み。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

多面的機能(多面的な機能)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じるさまざまな機能のこと。

多目的ダム

ダムは、水害を防ぐ洪水調節(F)や流水の正常な機能の維持(N)、農業(A)、上水道(W)、工業(I)、発電(P)のために必要な水の確保といった役割(目的)を有しており、その目的をアルファベット“FNAWIP”で表現している。

このうち、1つのダムで複数の目的を有するダム(例えば、FNW)を「多目的ダム」と呼ぶ。

また、洪水調節のみを目的とするダムを「治水ダム」、利水のみを目的とするダムを「利水ダム」と呼ぶ。

田んぼダム

田んぼがもともと持っている水を貯める機能を利用して、大雨時に一時的に雨水を貯めるよう、水田の排水口に排水量を抑える専用堰板を設置することで、ゆっくりと水田から排水が行われ、地域の浸水被害を軽減する取組み。

地域医療構想

地域の医療需要の将来推計等を活用して、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することをめざす構想。

地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町が主催し、設置・運営する行政職員と介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等で構成される会議。個別ケースを多職種で多様な視点により検討し、課題解決を支援。

地域おこし協力隊

自治体の委嘱を受け、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度。

地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき市町が策定する、地域での話し合いにより、地域における農業の将来の在り方やその実現に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を明確化した計画。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域通訳案内士

特定の地域内で報酬を得て外国人に外国語で旅行に関する案内を行う者。香川県では、「香川せとうち地域通訳案内士（英語、中国語、韓国語）」を、観光庁長官の同意を得て、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年計画に基づき養成した。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に各市町に設置されている施設。

地域密着型スポーツチーム

地域に密着し、地域とともに発展することを理念として掲げ、試合を通じて住民に夢や元気を与えるとともに、スポーツ教室の開催や各種イベントへの参加等の地域貢献活動を展開するスポーツチーム。

地域若者サポートステーション

厚生労働省が、15歳から49歳までの無業者の職業的自立を支援するための拠点として、全国177か所（県内2か所）設置したもの。厚生労働省と地方公共団体が連携して、相談支援やセミナー開催のほか、職場体験等を行っている。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

地区防災計画

地区居住者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して行う、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画。

治山施設

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図ることを目的とした治山事業により設置される治山ダム、土留、水路、落石防護柵などの人工的な施設や構造物。

地産地消

「地域生産—地域消費」を短く表現した言葉で、「地域でとれた生産物をできるだけ地域で消費する」という意味。

知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商品その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの等を指し、法令で定められた権利として、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権等がある。

中山間地域

傾斜地や森林が多く、まとまった平坦な農地が少ないなど、農業上の諸条件が平地に比べて不利な地域のこと。

中讃流域下水道総合地震対策計画

中讃地区3市5町が運営する下水道と一体となって汚水処理を行っている県の下水処理場や幹線管渠などの施設について、耐震化（防災）と被災時の被害の最小化（減災）によって、総合的な地震対策を推進する計画。

TEU

Twenty feet Equivalent Unit。コンテナの貨物量を表す国際的な単位。コンテナはさまざまな大きさがあることから、20フィートコンテナを基準として換算した取扱貨物量を表示する。

定住人口

その地域に住んでいる人々のこと。

低出生体重児

出生時体重が2,500グラム未満の新生児。

デジタルデバイド

情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

デジタルトランスフォーメーション

電子化されたデータとデジタル技術の活用により、社会起点で新たな価値を創出し、サービスやビジネスモデル、組織等に変革がもたらされること。

デジタルマーケティング

検索エンジンやWebサイト、SNS、メール、モバイルアプリなど、あらゆるデジタルテクノロジーを活用したマーケティングのこと。社会におけるデジタル化の進展によって入手可能になった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していくことが可能である。

テレワーク

在宅勤務、モバイルワークなど、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の援護等の外出支援を行う。

糖尿病

血糖値を下げるインスリンの分泌不全や作用不足で高血糖の状態が慢性的に続く病気のこと。発症初期は自覚症状が起りにくく、治療せず放置しておくとう血管障害が起り、神経や目、腎臓等に合併症を引き起こす。

特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称であり、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等がある。

特定健診

生活習慣病予防のために40歳から74歳までの公的医療保険の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群、生活習慣病の発症前の段階）に着目した健診（特定健康診査）。特定健診の結果に応じて保健指導（特定保健指導）が行われる。

特定水産資源

漁業法に基づき、漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。

トップセールス

地方自治体の代表などが、みずから県産品等を、他の国や地方へ売り込むこと。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森林づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

な 行

日本遺産

世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に、点在する有形・無形の遺産を集約した文化財群。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

妊娠出産サポート

妊娠、出産について知りたいことや悩みや不安、「妊娠を素直に喜べない」「なんとなく気分が落ち込む」などの精神的不調、望まない妊娠または計画していない妊娠などについて、電話、面談により産婦人科医師、助産師に個別に相談できる専用相談窓口。

認知症サポーター養成

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で、認知症の人やその家族に対して、できる範囲での手助けをするボランティアを養成するもの。

認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う医師。

認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断、専門医療相談、身体合併症への対応、医療情報の提供等を行うとともに、地域の保健医療・介護機関等との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関のこと。県内では、平成23(2011)年10月から6病院を指定している。

認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族を対象に家庭を訪問し、初期段階におけるアセスメントの実施、認知症の症状や病気の進行に沿った対応方法の説明、在宅ケアの提供、家族に対する助言などを行い、一定期間、集中的に本人や家族に関わる複数の専門職からなるチーム。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず保育・教育を一体的に行うとともに、すべての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化等

を記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。経営改善の取組みに関する優遇措置が講じられている。

妊孕性温存治療

がん等原疾患の治療により生殖機能が低下するまたは生殖機能を失うおそれがある場合に、未受精卵や受精卵、卵巣組織、精子を凍結・保存することで、将来に妊娠、出産できるよう生殖機能を温存する治療法。

農業生産工程管理（GAP）

GAPはGood Agricultural Practiceの略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

農地中間管理事業

農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定を受けた農地中間管理機構((公財)香川県農地機構)が、離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に貸付けることで、担い手への農地集積・集約化を促進する事業。

農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中にその地域の農産物を活用した食事や農業体験などを楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

農福連携

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組み。

ノリ（類養殖）の色落ち

海水中の栄養塩類が減少することにより養殖中のノリ類が栄養不足となり、色が黒から茶色に変化し、加工しても商品価値の低い製品しか生産できなくなる現象のこと。

は 行

廃棄物

占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形物または液状のものをいう。また、廃棄物は、事業活動に伴って生じた20種類の産業廃棄物と、家庭から出るごみや、し尿などの

一般廃棄物がある。

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

HACCP（ハサップ）

原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、食中毒菌などの危害要因を分析（HA）したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する衛生管理手法である。

バリアフリー

高齢者や障害者などが、社会生活をしていくうえでのさまざまな障害（バリア）を除去すること。

搬出間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の生長や下層植生の生育を図る間伐で、伐採された木を利用目的で林外に搬出する作業。

伴走型相談支援

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てのできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につながるもの。

半農半X

農業と他のさまざまな仕事を組み合わせた新しいライフスタイル。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略称で、生物化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。河川の汚濁の指標として用いられる。

PPA

太陽光発電設備の所有・管理を行う会社（PPA 事業者）が、自らの負担により施設所有者が提供する敷地や屋根などに太陽光発電システムを設置し、そこで発電された電力をその施設所有者へ販売する仕組み。

非主食用米

飼料用米、米粉用米、加工用米、輸出用米、備蓄用

米などの主食用以外に用途が限定された米穀

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。

1人1台端末

国の方針に基づき、児童生徒 1 人につき 1 台の学習者用コンピュータを学校に整備しており、そのコンピュータ端末を指す名称。

病児・病後児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

貧栄養化

栄養塩（窒素、リン、珪素など、植物が正常な生活を営むのに必要な無機塩類）が少なく植物プランクトンや海藻などの生物の生産性が低くなること。

5G

第 5 世代移動通信システムのこと。「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった特徴を持ち、多種多様なネットワークを包含する総合的な ICT 基盤として期待されている。

ファミリーホーム

家庭のさまざまな事情により、保護者のない子ども、または保護者に監護させることが不適当な子どもについて、養育者がその住宅において養育を行う事業。

不育症

妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持たない場合、不育症と呼ばれる。

フィルムコミッション

地域活性化を目的として、映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影を誘致し、撮影が円滑に行われるための支援を行う非営利公的機関のこと。

豚熱

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。なお、アフリカ豚熱とは全く別の疾病。

不妊・不育症相談センター

香川県不妊・不育症相談センターでは、専門の医師、看護師、心理カウンセラー等が不妊に関するあらゆる相談に応じている。メール相談、医師による面談、看護師等による電話相談、心理カウンセラーによるカウンセリングがある。

ブルーカーボン

藻場・浅場等の海洋生態系による光合成を通じて吸収される二酸化炭素から、海中で固定される炭素のこと。

保安林

公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。水源かん養、土砂流出防備などの17種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

防災会議

災害対策基本法に基づき設置される、地域防災計画の作成や関係機関の連絡調整、防災に関する重要事項の審議等、総合的、計画的な防災行政を行うための機関。

防災士

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得していることを、日本防災士機構が認証する資格である。

防災重点農業用ため池

農業用ため池であって、その決壊による水害その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。

ポートセールス

港湾利用を通じた地域活性化を目的として、港湾管理者や港運事業者などの港湾振興関係者が、港湾をPRする活動。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の生活基盤の安定や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、各種資金の貸付けを行う制度。

ほ場整備

農地区画の規模や形状の変更、農道、用排水路、用水のパイプライン化などの農業生産基盤の整備を総合的に行うこと。

補装具

義肢や車いすなど障害者の身体機能を補完または代替し、長期間使用するもの。

ま 行

Ma a S (マース)

モビリティ・アズ・ア・サービス (Mobility as a Service) の略。個々の利用者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通機関や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせ、観光、小売、医療・福祉、教育等の多様な移動以外のサービスとも連携し、一括した検索・予約・決済等を提供するサービス。

マイクロツーリズム

遠方への旅行に対し、近隣地域への小旅行や、地域の歴史や文化を知る少人数での「まち歩き」など、近場で過ごす小規模の旅行形態のこと。

M I C E

会議(meeting)、インセンティブ(incentive)、コンベンション(convention)、イベント・展示会(event/exhibition)のことでコンベンション・マーケットまたはコンベンション産業を包括的に表現した言葉。

マイナポータル

政府が運営するWebサイト。利用登録を行うと、個別に専用の窓口が設定される。国民一人ひとりのポ

ータルサイトとして、子育てなどに関するサービスの検索や、自身の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）が行政機関同士で照会・提供された履歴を確認することなどが可能。

みどりの学校

みどりとのふれあいを通して、みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人までのあらゆる世代を対象に、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施するもの。

緑の少年団

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体のこと。

メセナ活動

企業による芸術文化支援。芸術・文化を通じた社会創造として活動領域を広げ、地域にも浸透し、CSR（企業の社会的責任）の一環として積極的な取り組みがみられる。

木育

木と関わることで、木に対する親しみや理解を深めることにより木を生活に取り入れれたり、みずから森づくりに貢献する人の育成をめざす活動。

藻場造成

内湾や浅瀬に海藻類が群落を形成する場所（藻場）を、人の手によって創り出すこと。藻場は餌場、産卵場、生育場など水産生物にとって重要な場所となる。また、水質浄化作用のほか、水中への酸素の供給・二酸化炭素の吸収などの副次効果もある。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地。又は、周辺の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、誰

もが利用しやすいように、まちづくりや環境づくりを行っていかうとする考え方。

吉野川水系濁水対応タイムライン

吉野川水系の関係者が連携して、濁水の進捗と濁水による被害を最小化するための対策等を時系列で整理したもの。

ら 行

ライフサイクルコスト

構造物の調査、計画、設計、建設、維持管理、更新、解体に至る一連の過程をライフサイクルと呼び、この期間に必要なすべての費用のこと。

ライフステージ

人間の一生を年齢や人生の節目ごとに分けた、それぞれの段階。少年期・青年期・壮年期・老年期など、さまざまな分類や表現がある。

リカレント教育

就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行うといった概念。社会人の学び直し。

流域下水道幹線管渠

複数の市町から出される下水を県が設置している下水処理場まで効率的に集めるための主要な下水道管。

齢級

森林が成立してからの年数である林齢を、5年ごとに一括りにしたもの。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

6次産業化

農山漁村の活性化のため、農林水産業など第1次産業とこれに関連する、加工や販売等の第2次、第3次産業に係る融合等による地域ビジネスの展開や新たな業態の創出を行う取り組み。

わ 行

ワーケーション

英語のWork（仕事）とVacation（休暇）の合成語で、観光地やリゾート地など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。

